

東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）
（素案）

平成 27 年 4 月



(注) 本計画に掲載している事業については、平成 27 年度(2015 年度)東京都
予算(原案)の内容に基づき記載しております。今後、都議会における予算案
の審議によって、変更等が必要となる場合がありますので、ご承知置きくださ
い。

< 目次 >

計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	4
3 計画期間	5
4 計画の構成	5
5 子ども・子育て支援新制度	6
6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策	9
第1章 計画の目指すもの	12
1 計画の基本的な考え方	13
2 計画の「理念」・「目標」・「視点」	15
第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況	21
1 東京都の子供と子育て家庭をめぐる状況	22
2 東京都における子供・子育て支援の状況	50
第3章 子供・子育て支援施策の具体的な展開	79
目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり	80
目標2 乳幼児期における教育・保育の充実	88
目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実	96
目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実	105
目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備	114
第4章 子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上	125
第5章 子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて	137
1 東京都の役割	138
2 区市町村の役割	139
3 事業者の役割	139
4 地域社会・都民の役割	140
5 計画の推進体制	140
6 計画の進捗状況の評価・公表	141
目標を掲げている取組 一覧表	143
資料編	145
計画の策定体制	146
子供・子育て施策推進本部設置要綱	147
「東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）」に対する意見募集等の状況	略
東京都子供・子育て会議条例	151
東京都子供・子育て会議及び計画策定・推進部会の審議経過	153
東京都子供・子育て会議委員名簿	154
区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策	155

計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の構成
- 5 子ども・子育て支援新制度
 - (1) 子ども・子育て支援新制度とは
 - (2) 新制度の主なポイント
- 6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策
 - (1) 都道府県設定区域の設定
 - (2) 量の見込みと確保方策
 - (3) 認定こども園の需給調整

1 計画策定の趣旨

- 家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。)が制定され、地方公共団体及び企業において 10 年間の集中的・計画的な取組を推進することとされました。

都は、これを踏まえ、平成 17 年 4 月に前期 5 年分の実施計画として、認証保育所や子供家庭支援センターなど都独自の取組も盛り込んだ「次世代育成支援東京都行動計画(前期)」(計画期間:平成 17 年度~平成 21 年度)を策定し、次代を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される社会の形成に向けて、各種施策を推進してきました。

- 平成 22 年 4 月には、後期 5 年分の実施計画として、「次世代育成支援東京都行動計画(後期)」(計画期間:平成 22 年度~平成 26 年度)を策定し、待機児童の解消や子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備などの実現に取り組んできました。

この間も、我が国では、少子化が進行し、平成 17 年には死亡数が出生数を初めて上回りました。子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の待機児童問題が深刻化していること、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子供や子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子供や家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められています。

- こうしたことから、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることになりました。新制度では、一人ひとりの子供が健やかに成長することができる社会を目指して、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子供・子育て支援の充実を図ることとしています。

また、次世代法も改正され、都道府県行動計画の策定は任意化されましたが、引き続き、職場や地域において子育てしやすい環境を整備するため、法の有効期限が平成 36 年度末まで 10 年間延長されました。

一方、都は、平成 26 年 12 月に、今後の都政運営の新たな指針として、おおむね 10 年間(平成 36 年まで)を計画期間とする「東京都長期ビジョン」をとりまとめました。ビジョンでは、「世界一の都市・東京」を目指し、少子高齢・人口減少社会への対応をはじめとする課題を解決し、将来にわたる持続的発展が可能な都市モデル

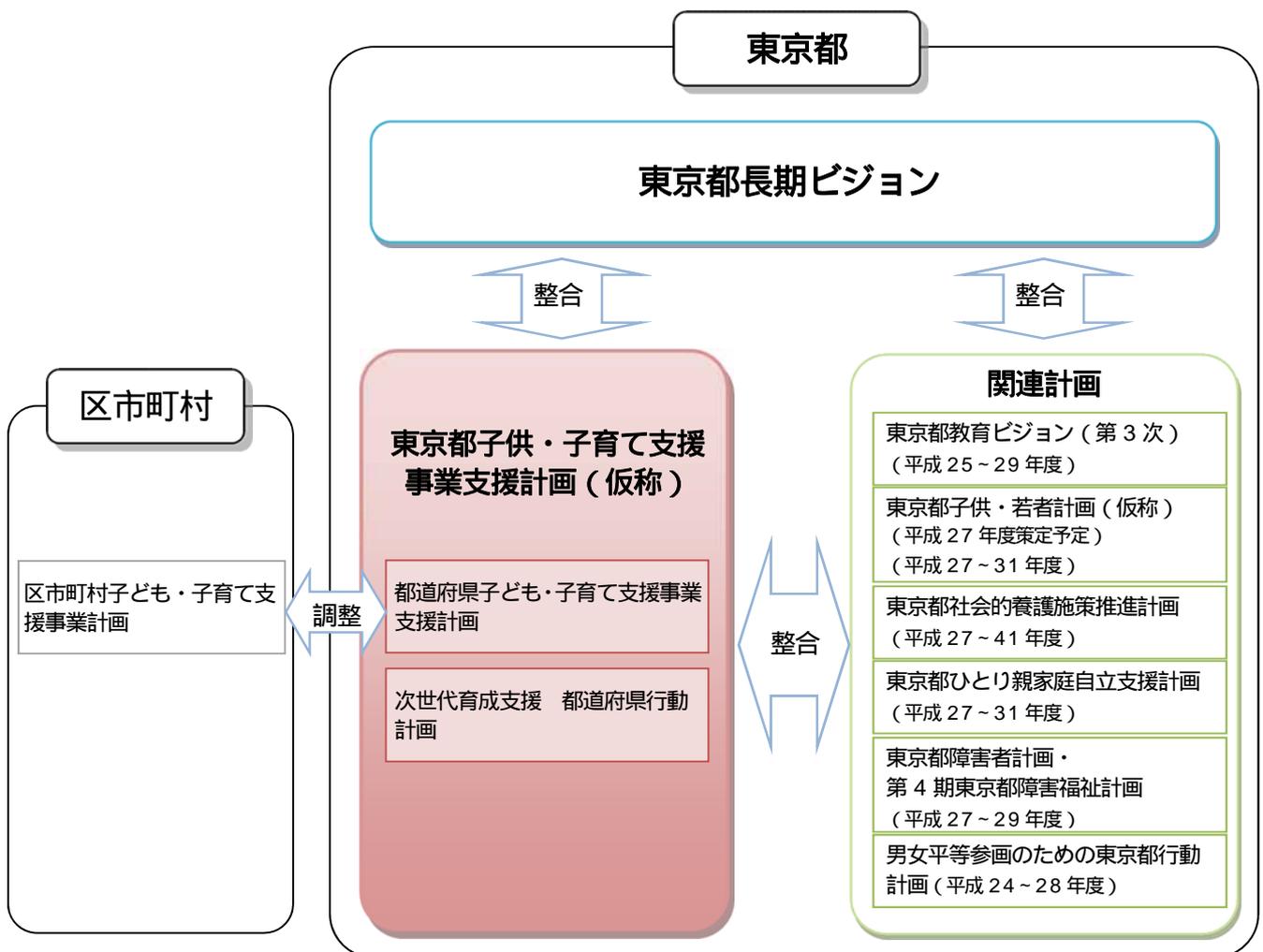
を構築することなどを目標に掲げています。

こうした状況や、これまでの都の取組の成果を踏まえ、子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画として、「東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の性格

本計画は、東京都における子供・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代法第9条に基づく都道府県行動計画とを合わせて一体的に策定するものです。

また、本計画は、「東京都長期ビジョン」や、関連する東京都の他の計画と整合を図るとともに、区市町村子ども・子育て支援事業計画とも調整の上、策定しています。



3 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

各施策の成果や子育て家庭のニーズ及び社会状況の変化、区市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、計画期間の中間年（平成 29 年度）を目安として、必要な場合には、計画（目標数値・評価指標を含む）の見直しを行います。

4 計画の構成

本計画は、5 つの章で構成しています。

第 1 章では、都が子供と子育て家庭に対する支援施策を推進していく上での基本的な考え方や、計画の「理念」「目標」「視点」を示します。

第 2 章では、東京における子供と家庭をめぐる状況を俯瞰します。併せて、子供と家庭への支援などの施策について、これまでの都の取組を概観します。

第 3 章では、目標ごとに施策の方向性と、具体的な都の取組を示します。

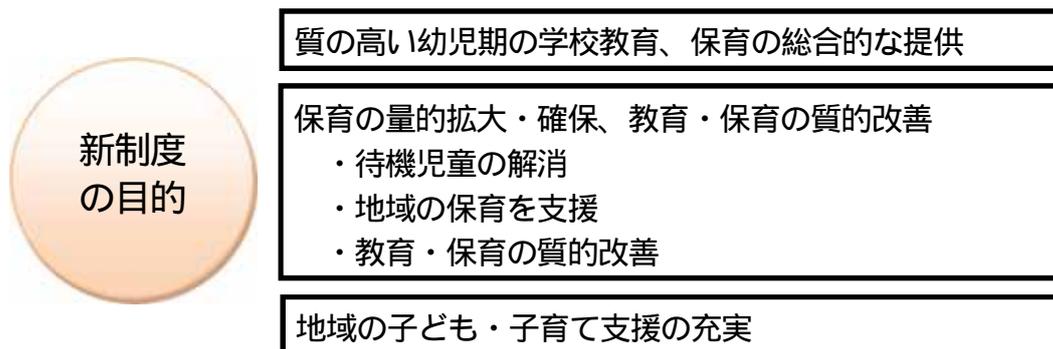
第 4 章では、人材の確保と資質の向上が一層重要になってきていることから、これに関する広域自治体としての都の取組の方向性を示します。

第 5 章では、本計画の推進に向けて、都・区市町村・事業主・地域社会の役割を明らかにするとともに、計画の進捗管理などについて示します。

5 子ども・子育て支援新制度

(1) 子ども・子育て支援新制度とは

『子ども・子育て支援新制度』（以下、「新制度」という。）とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく制度のことをいい、平成27年4月から施行されることになりました。



(2) 新制度の主なポイント

新制度では、以下の取組により、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するとともに、地域の子供・子育て支援を充実させていきます。

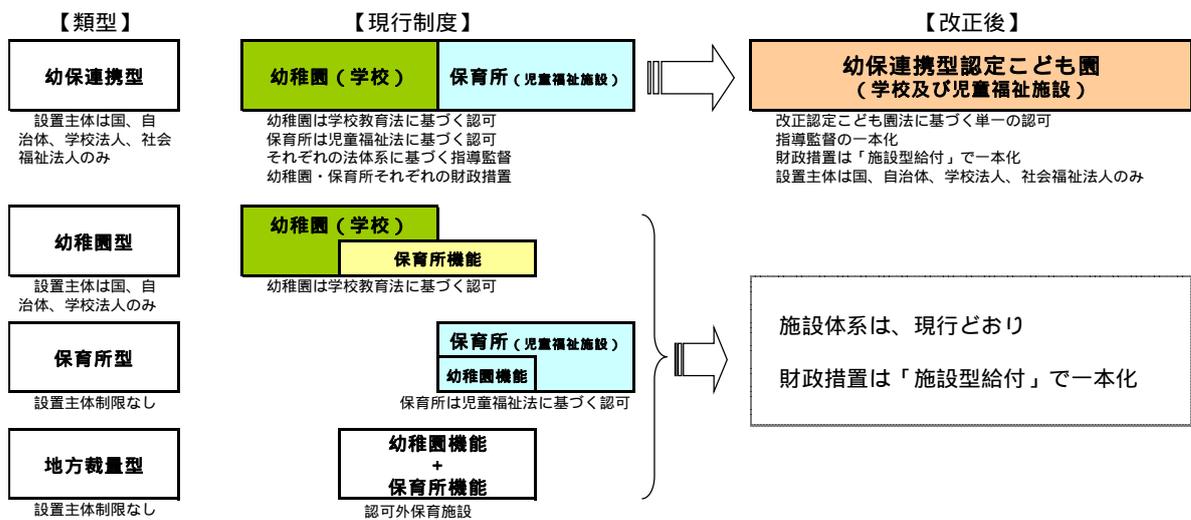
実施主体である区市町村は、地域におけるニーズを把握し、子供・子育て支援の提供体制の確保等を内容とする事業計画（「区市町村子ども・子育て支援事業計画」）を策定するとともに、計画に基づいて「施設型給付」等の給付や「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、区市町村による子供・子育て支援策の実施を支援します。

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

- これまで、幼稚園、保育所に対する財政措置は、学校教育の体系、福祉の体系として別々になされてきましたが、新制度では認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」が創設され、財政支援が一本化されました。
- また、新たに「地域型保育給付」が創設され、6人以上19人以下の子供を預かる「小規模保育」、5人以下の子供を預かる「家庭的保育」や子供の居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子供のほか地域の子供を保育する「事業所内保育」の4つの事業が財政支援の対象となりました。

認定こども園制度の改善

- ・ 認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに合わせて子供を受け入れ、幼児期の教育・保育を一体的に行うとともに、地域の子供・子育て支援の役割も果たす施設です。認定こども園制度は平成 18 年度に創設されましたが、これまでの制度では、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所という 2 つの制度を前提していたため、認可や指導監督に関する二重行政の課題などが指摘されてきました。
- ・ 今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けを持つ単一の認可施設とし、認可や指導監督等が一本化されました。
- ・ また、財政支援についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」を含む 4 類型すべてが施設型給付の対象となりました。



地域の子供・子育て支援の充実

- ・ 保育が必要な子供のいる家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子供・子育て支援を充実させるため、保護者が地域の教育・保育、子供・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点など、区市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされました。

給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付（都道府県認可）

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所
 - 私立保育所については、現行どおり、区市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も区市町村が行う
 - 新制度への移行を希望しない幼稚園には私学助成を継続

地域型保育給付（区市町村認可）

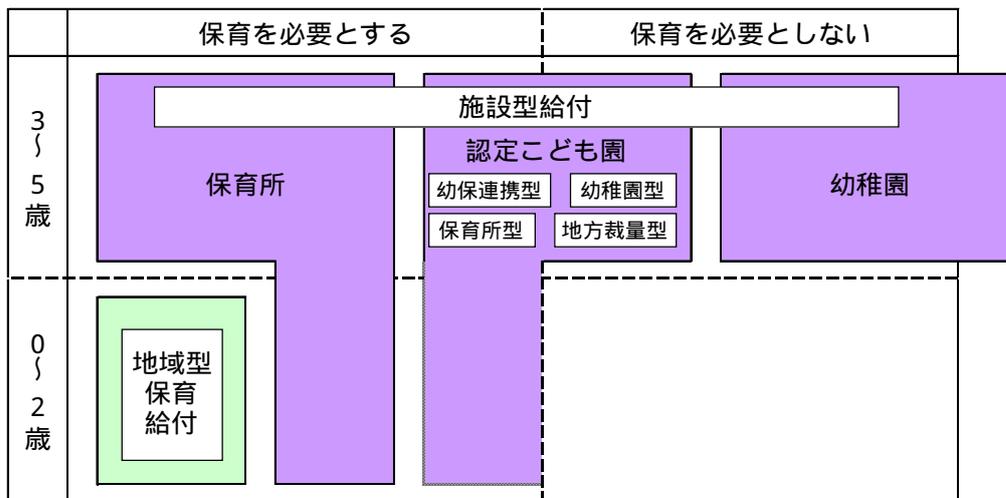
- ・小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下)
- ・家庭的保育事業(利用定員5人以下)
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業（新規）
- 一時預かり事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童クラブ（学童クラブ）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

施設型給付と地域型保育給付



保育の必要性の認定区分と利用するサービス

「施設型給付」の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所や、「地域型保育給付」の対象となる小規模保育等を利用するに当たり、保護者は区市町村から、子供の年齢や保育の必要性の有無により分類される区分に該当することの認定を受けることになります。

年齢	保護者の状況・希望	認定区分	利用先
3～5歳	幼稚園等での教育を希望	1号認定	幼稚園、認定こども園
	保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	2号認定	保育所、認定こども園
0～2歳	保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	3号認定	地域型保育、保育所、認定こども園

6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法により、都道府県は、質の高い幼児期の学校教育・保育が、それぞれの家庭や子供の状況に応じて適切に提供されるよう、教育・保育の「量の見込み」並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(以下「確保方策」という。)、そしてそれらを定める単位となる区域の設定を都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされています。

都は、本計画に基づき、区市町村が地域の実情に応じて、教育・保育の提供体制を整備できるよう支援していきます。

(1) 都道府県設定区域の設定

区市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案した区域」として、「教育・保育提供区域」を定めることになっています。教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされています。

- 都道府県は、教育・保育の「量の見込み」「確保方策」を定める単位として、区市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、隣接区市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定することになっています。

都道府県は、認定こども園や認可保育所の認可・認定の判断を行う際、都道府県設定区域における利用定員の総数が、当該年度の必要利用定員総数に既に達しているか、又は設置によってこれを超えることになるまで、原則として、認可・認定を行います。そのため、都道府県設定区域は、この需給調整の判断基準となることも踏まえて設定する必要があります。

<都における区域設定>

<p>1号認定</p> <p>3歳以上で、幼稚園等での教育を希望</p>	<p>都内では、交通の利便性が高く、私立幼稚園が占める割合も高い。そのため、区市町村の区域を超えた通園が多いという特徴がある。また、新制度において、幼稚園には需給調整の仕組みは導入されない。</p> <p>よって、<u>都全域を一つの区域設定とする。</u></p>
<p>2・3号認定</p> <p>0～5歳で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望</p>	<p>保育の実施主体は区市町村であり、都が区市町村域を超えて区域を設定した場合、各区市町村が整備すべき保育サービスの量が不明確になる恐れがある。また、区市町村は、地域型保育の認可に当たり、地域の実情に応じて設定した「区市町村設定区域」により需給調整を行う。</p> <p>よって、<u>区市町村が設定する区域と同一とする。</u></p>
<p>地域子ども・子育て支援事業</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業の実施主体は区市町村であり、基本的に区市町村の区域内で提供・利用される。また、認可等の仕組みはないため、需給調整の判断基準とはならない。</p> <p>よって、<u>区市町村ごとに1区域とする。</u></p>

(2) 量の見込みと確保方策

区市町村は、必要とするすべての家庭が質の高い幼児期の学校教育・保育を利用できるよう、地域の実情に応じて計画的に基盤を整備していく役割を担っています。

そのため、区市町村は、子ども・子育て支援法に基づいて策定する区市町村子ども・子育て支援事業計画において、地域における教育・保育の利用状況や利用希望を調査し、教育・保育提供区域ごとに、認定区分別の必要利用定員総数と、これに対応した教育・保育の提供体制の確保内容等を定めることになっています。

都道府県は、区市町村がその役割を適切に果たせるよう、区市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、広域調整を行った上で、各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容等を計画に定めることになっています。

<都における量の見込みと確保方策>

(1) 教育・保育について

都においては、区市町村における「量の見込み」と「確保方策」を集計したものを基本とする。保育については、平成 29 年度末までに待機児童が解消されるよう「確保方策」を定め、区市町村がそれを達成できるよう、必要な支援策を講じていく。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

子ども・子育て支援法において、実施主体である区市町村の計画に記載することとされており、都道府県計画には記載が求められていない。また、「量の見込み」や「確保方策」の算定は、区市町村ごとに集計方法が異なる。

しかし、都は、区市町村の計画的な取り組みを支援し、都内全域の子供・子育て支援のレベルアップを図る観点から、区市町村計画の集計値を参考としつつ、都としての支援策について検討を行い、必要に応じて計画に目標を盛り込むことにした。

(3) 認定こども園の需給調整

新制度では、認定こども園への移行を希望する既存の幼稚園や保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるよう、特例として需給調整を次のとおり行うことになっています。

需要 + 「都道府県計画で定める数」	>	供給	原則として認可・認定
--------------------	---	----	------------

<都における認定こども園の需給調整の取扱い>

都は、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援するため、既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、認可・認定基準を満たす限り、供給が需要を上回る場合にも、原則として認可・認定していくこととし、需給調整の際の「都道府県計画で定める数」については、具体的な数値としては定めないこととする。

第1章 計画の目指すもの

- 1 計画の基本的な考え方
- 2 計画の「理念」・「目標」・「視点」
 - (1) 3つの「理念」
 - (2) 5つの「目標」
 - (3) 施策推進の5つの「視点」

1 計画の基本的な考え方

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の子育て力が低下しています。身近に相談できる相手がいないなど、いわゆる「育児の孤立化」が進んでいることや、子育ての知恵や経験が伝承されにくくなった結果、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。また、保育所に子供を預けたいと希望しながら入れず、待機児童となっていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供がほしいという希望が叶えにくくなっています。
- こうした状況の中、我が国では少子化が急速に進行しています。現在までのところ、東京都においては、転入人口超過により年少人口も増加していますが、合計特殊出生率は平成17年に1.00と過去最低を記録し、平成25年は1.13と増加はしているものの、一貫して全国最低の水準です。また、未婚率や母親の初産年齢は全国で最も高くなっています。

結婚や出産は、一人ひとりの価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきことではありませんが、いかなる時代、どのような社会状況にあっても、すべての子供たちの育ちを支え未来を守っていくこと、安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことは、行政はもとより、都民、企業など社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。

とりわけ、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、重要な時期であり、基礎自治体である区市町村において、妊娠期からの切れ目ない支援や、質の高い教育・保育を提供できる体制を整備することが必要です。

都は、広域自治体として、子供・子育て支援を担う人材の確保や特に支援を必要とする子供や家庭への支援を進めていく必要があります。また、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子供・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働しながら、それぞれの役割を果たせるよう働きかけていくことも重要です。

こうした考え方に立って、都は子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代法に基づく行動計画策定指針を踏まえて、本計画を策定し、子供・子育て支援の多様な取組を推進していきます。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要

子ども・子育て支援法第 60 条第 1 項の規定に基づき、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が平成 26 年 7 月に告示されました。

基本指針においては、以下の事項が規定されており、各市町村、都道府県は、これに即して市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされています。

子供・子育て支援の意義に関する事項

教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

その他子供・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

次世代法に基づく行動計画策定指針の概要

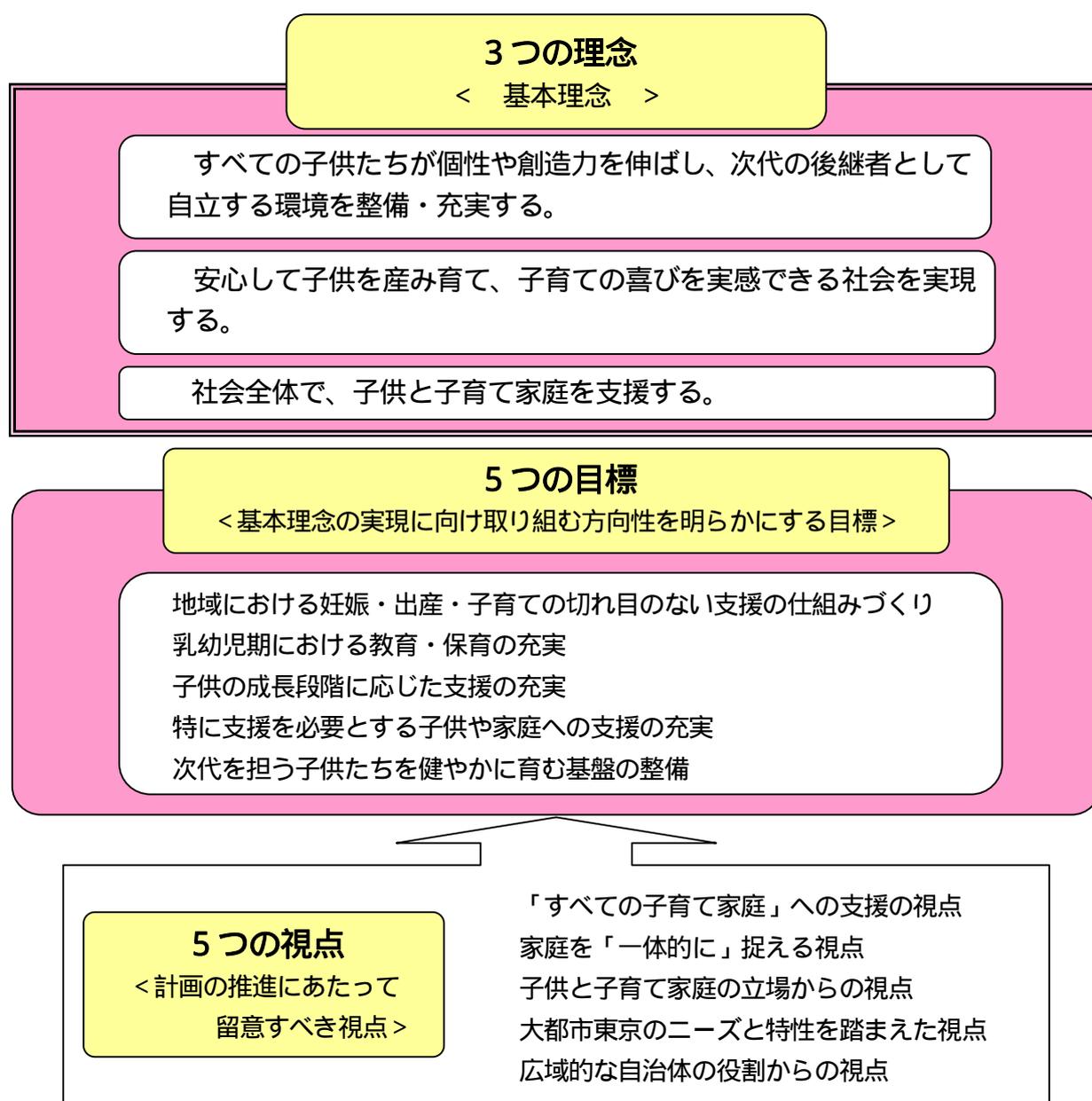
次世代法第 7 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体及び事業主が策定する行動計画の指針として平成 26 年 11 月に告示されました。

指針においては、次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、次世代育成支援対策の内容に関する事項、その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項が定められています。

2 計画の「理念」・「目標」・「視点」

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と、次世代法に基づく都道府県行動計画とを合わせて策定する計画です。従来、保育サービスや各種の子供・子育て支援事業の推進について次世代法が果たしてきた役割や機能は、子ども・子育て支援法に引き継がれましたが、職場や地域における取組を促進する次世代法と2つの法律が相まって、より手厚い対策が推進されることになっています。

そこで、本計画は、次世代育成支援東京都行動計画（後期）における理念、目標、施策推進の視点を基本的に引き継いだ上で、これまでの取組をより発展させていく観点から見直しを行い、「3つの理念」、「5つの目標」、「5つの視点」を設定します。



(1) 3つの「理念」

本計画では、

- ・「子供自身」に焦点をあてた理念 (理念)
- ・「子育てへの支援」に焦点をあてた理念 (理念)
- ・「社会全体で支える」ことの重要性に焦点をあてた理念 (理念)

の「3つの理念」を掲げていきます。

理 念 **すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、次代の後継者として自立する環境を整備・充実する。**

子供はみな、それぞれ異なる個性や能力を持ち、将来への様々な可能性を秘めています。そして、成長段階に応じた教育、豊かな遊びや自然体験、多種多様な経験や人との関わりを積み重ねることを通じ、多くの知識や技能を身に付けるとともに、人間性や社会性をはぐくみ、自立した大人へと成長していきます。

すべての子供たちが、生まれ育った環境に左右されず、個性や創造力を十分に伸ばし、次代を担う社会人として育つことができるよう、家庭・学校・地域で必要な環境を整備していくことが必要です。

理 念 **安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。**

子供にとって家庭は、安らぎの場であり、人間形成の行われる最初の場でもあります。かけがえのない家庭の役割が十分に果たされるよう、環境を整備していくことは、社会として取り組むべき課題です。

子供・子育て支援施策の充実やワーク・ライフ・バランスの推進などにより、出産・子育てを希望するすべての人たちが、安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

理 念 **社会全体で子供と子育て家庭を支援する。**

子ども・子育て支援法や次世代法の基本理念にも規定されるように、子育ての第一義的な責任は父母等の保護者にあります。同時に、次代を担う人材の育成は、社会全体の責務であり、様々な環境の下で育つ子供たちが等しく育まれるようにしていかなければなりません。

次代を担う子供を育成することの意義を社会全体で共有するとともに、都民、企業、NPO団体など様々な地域の団体や行政(国・都・区市町村)が、それぞれの責任と役割を踏まえて、子供の育ちと父母等の保護者自身の成長を支援していくことが必要です。

(2) 5つの「目標」

本計画の「3つの理念」を実現するため、5つの目標を設定します。

目標	地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり
<p>安心して子供を産み育てるためには、妊娠期間中や出産後に、必要な医療や子供・子育て支援サービスを適切に利用できる体制を整備することが必要です。</p> <p>また、子育て家庭の孤立化を防ぐためには、継続的な状況把握や支援を行うとともに、支援に関する情報を十分に提供し、活用や参加を呼びかけることも重要です。</p> <p>子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する体制を整備していきます。</p>	

目標	乳幼児期における教育・保育の充実
<p>乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。子供が自己を十分に発揮し、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、発達過程に応じた教育・保育が必要です。</p> <p>認定こども園、幼稚園や保育所等は、少子化や核家族化などを背景に、子供同士が集団の中で育ち合う場として重要性が増すと同時に、地域の子供・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。</p> <p>乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を行います。</p>	

目標	子供の成長段階に応じた支援の充実
<p>次代を担う子供たちが、社会人として自立するためには、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。</p> <p>社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられるよう、勤労観や職業観の育成等が成長段階に応じて促される仕組みが必要です。</p> <p>また、共働き家庭の増加や、都市化、核家族化によって、放課後等に地域において子供が安全に過ごすことのできる場の確保も求められています。</p> <p>子供の成長段階に応じた質の高い教育が提供されるよう、子供を取り巻く問題に家庭・学校・地域が連携して取り組んでいきます。また、次代を担う若者の就業促進や自立支援、小学生の放課後等の居場所づくりを進めていきます。</p>	

目標 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

虐待など、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。すべての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、総合的な取組を進める必要があります。

また、発達障害を含む障害のある子供のニーズに応じた適切な支援が求められています。

様々な環境の下で育つ子供が、地域社会の中で生まれ、必要な支援を受けられるよう、子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を進めていきます。

目標 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

<仕事と家庭生活との両立の実現>

ライフスタイルに応じた多様な働き方を支援し、男女共に子育て等の家庭生活に十分なゆとりを持てる社会の実現が求められています。

ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等への支援を進めるとともに、男女を問わず、育児休業や看護休暇などを取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発及び気運醸成を、事業者団体、NPO団体、企業等と共に進めていきます。

また、家庭と両立しながら再び仕事に就きたいと考えている方を主な対象に、きめ細かい就職支援や職業訓練による能力開発を行い、再就職を支援していきます。

<安心・安全を確保しながら、子育てしやすい環境を整備>

子育て家庭が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故や不慮の事故から子供を守るための情報提供や普及啓発が求められています。

また、子供が犯罪の被害者になる事件が後を絶たない一方、子供や若者による犯罪も発生しており、これらを防ぐための取組も重要となっています。

親子が一緒に安心して外出できる環境の整備や、安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めていきます。また、交通事故や、家庭内での不慮の事故を防ぐため、子供の事故予防に必要な情報の提供等を行っていきます。

さらに、子供の健やかな育ちのために、学校や地域の関係諸機関との連携を強化し、子供を犯罪や有害な環境から守る仕組みづくりに取り組んでいきます。

(3) 施策推進の5つの「視点」

本計画の推進にあたって、特に留意すべき視点として、以下の「5つの視点」を掲げています。

視点 「すべての子育て家庭」への支援の視点
<p>家庭の状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。幼稚園や保育所等を利用する子供の家庭だけでなく、「すべての子育て家庭」を対象とした支援の重要性が増しています。</p> <p>すべての子供の健やかな育ちを担保するため、現行の制度や事業内容にとらわれず、柔軟な発想で多様な子供・子育て支援のニーズに対応していく必要があります。</p> <p>すべての子育て家庭が地域において安心して子育てができるよう、子供・子育て支援を一層充実させるとともに、必要な家庭がサービスを適切に利用できるように積極的に情報提供していきます。</p>

視点 家庭を「一体的」に捉える視点
<p>児童虐待や非行など、子供をめぐる問題の背景には、子供の育った家庭が様々な問題を抱えている場合も多く、子供だけでなく家庭に対する支援も必要です。</p> <p>子供や親への個別の対応だけでなく、家庭が抱えている問題を、包括的・一体的に捉え、福祉・保健・医療・教育・警察等の各機関が協力し、切れ目のない支援を総合的に展開していきます。</p>

視点 子供と子育て家庭の立場からの視点
<p>子供は、生まれ育つ環境を自ら選ぶことはできません。だからこそ、与えられた環境の違いによって、将来が決定されることなく、すべての子供が希望する進路を選択できる環境を整えていくことが求められています。</p> <p>親のニーズや働き方も多様化しており、子供と子育て家庭が、適切かつ質の高い子供・子育て支援を利用できる体制を整備することが重要です。</p> <p>行政だけでなく、都民、企業、NPO 団体など様々な地域の団体や都民が、それぞれの役割の基に、子供と子育て家庭の立場に立った視点から、子供の育ちと親自身の成長を積極的に支援していきます。</p>

視点 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

東京では、核家族化の進展、多様な就業・勤務形態等を背景に、子供・子育て支援に関する多様なニーズが生じています。

一方、東京には、サービス産業を中心とする多くの企業や、特色のある活動を活発に展開している NPO 団体等の民間団体が集まっていることに加え、情報や人材の集積、利便性の高さなど、大都市特有の利点があります。

子供・子育て支援のニーズを的確に把握するとともに、多くの民間サービスや、NPO 団体をはじめとする東京の豊富な社会資源を組み合わせ、それらを最大限に生かして子供・子育て支援に取り組んでいきます。

視点 広域的な自治体の役割からの視点

子供・子育て支援の実施主体は区市町村ですが、都は広域的な自治体として、都内のすべての区市町村において、地域ニーズに応じた子供・子育て支援が適切に提供されるよう、財政面や技術面からの支援を行う役割を担っていく必要があります。また、区市町村の区域を越える広域的・専門的な課題にも対応していく必要があります。

子供・子育て支援を担う人材の確保と育成は、一義的には事業者の責任ですが、都として必要な支援の質と量を確保するため、事業者の取組を支援していきます。

区市町村による子供・子育て支援が体系的かつ円滑に実施されるよう支援するとともに、特に支援が必要とする子供や家庭への支援の充実に取り組んでいきます。

子供・子育て支援に関する機運の醸成など、広域的な取組を進めていきます。

第2章

東京の子供と家庭をめぐる状況

- 1 東京の子供と子育て家庭をめぐる状況
 - (1) 人口の変化と少子化の現状
 - (2) 少子化の要因と背景
 - (3) 子供のいる世帯の形態
 - (4) 子供のいる世帯の就労状況
 - (5) 子育て家庭の状況
 - (6) 仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランスの状況）
 - (7) 子供の安全・安心
 - (8) 子供の貧困

- 2 東京都における子供・子育て支援の状況
 - (1) 幼稚園・保育サービスの利用状況
 - (2) 幼稚園の状況
 - (3) 保育サービスの状況
 - (4) 認定こども園の状況
 - (5) 学齢期の子供たちの状況
 - (6) 地域の子供・子育て支援サービスの状況
 - (7) 特に支援を必要とする子供と家庭の状況

1 東京の子供と子育て家庭をめぐる状況

ここでは、少子化の進行や子供のいる家庭の世帯類型や就業状況、子育て家庭のニーズなど、東京の子供と子育て家庭をめぐる状況を、全国の状況とも比較しながら俯瞰します。

まず、少子化の状況とその背景についてみていきます。

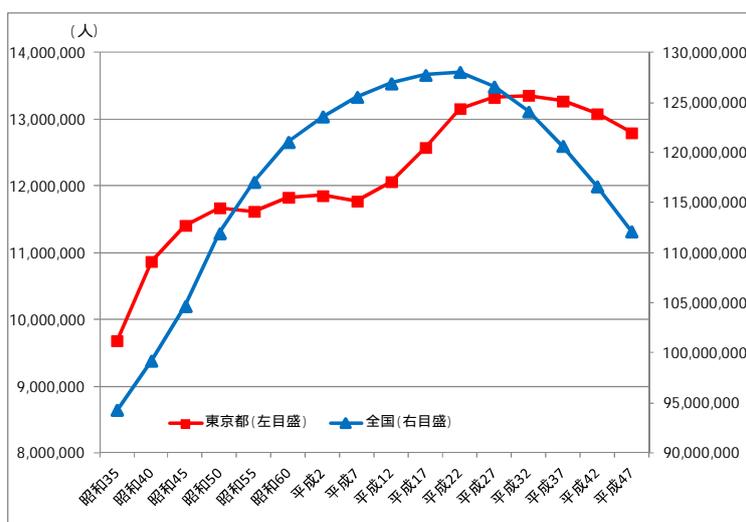
(1) 人口の変化と少子化の現状

ア 人口の変化

東京都の人口は、平成22年に1,316万人に達し、その後も社会増により増加していますが、高齢化の進展に伴い、自然減が進むことから、平成32年には、1,336万人でピークを迎え、以降減少過程に入り、平成47年には、1,280万人になるといわれています。

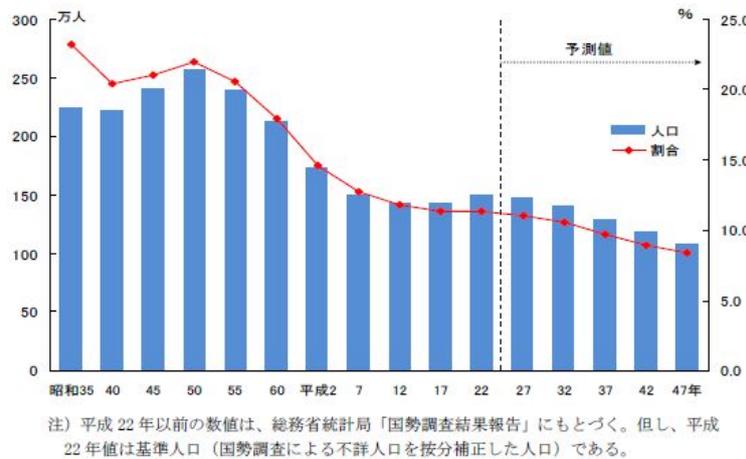
また、東京都の年少人口(0～14歳)は、平成22年に150万人と、東京都の総人口に占める割合は11.4%でしたが、以降は減少傾向で推移するものと考えられます。平成47年には107万人となり、総人口に占める割合は8.3%になるといわれています。

図表1 人口の推移(全国・東京都)



資料：総務省「国勢調査」、東京都総務局「男女年齢(5歳階級)別人口の予測」(平成25年3月)

図表2 0～14歳の人口の推移（東京都）

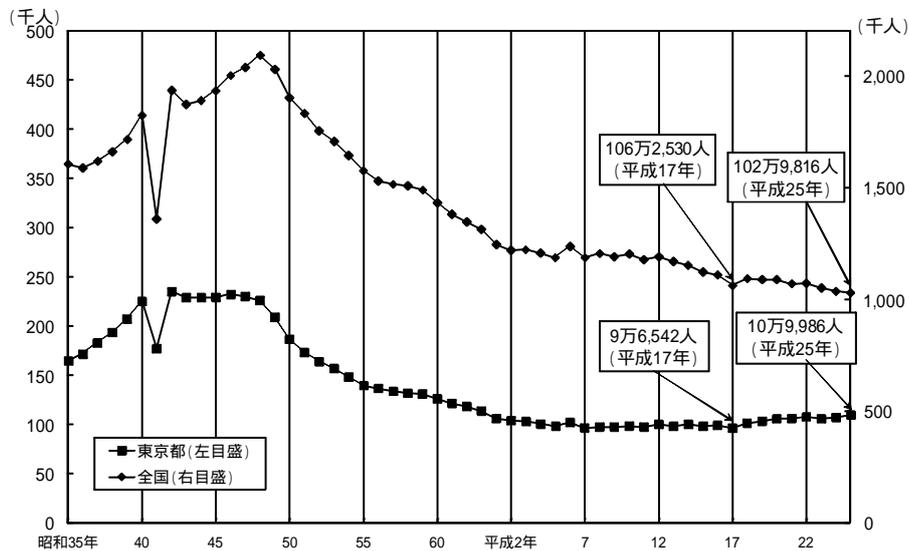


資料：東京都総務局「男女年齢（5歳階級）別人口の予測」（平成25年3月）

イ 出生数・合計特殊出生率・就学前児童数の変動

全国における年間の出生数は減少傾向が続き、平成25年の出生数は102万9,816人となっています。東京都における年間の出生数についても、昭和40年代後半以降減少傾向が続いていましたが、平成17年を底に微増傾向が見られ、平成25年の出生数は10万9,986人となっています。

図表3 出生数の推移（全国・東京都）



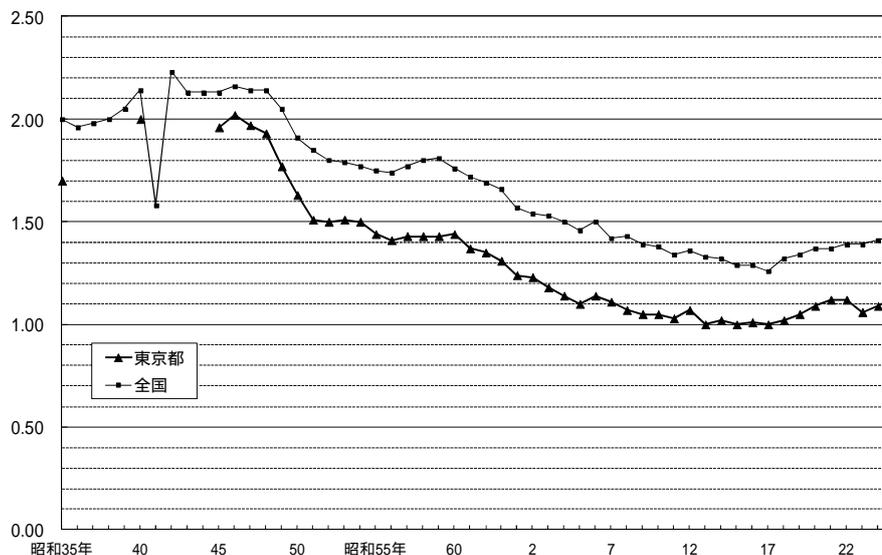
資料：厚生労働省「平成25年人口動態統計（確定数）」

東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数）」（平成25年）

全国の合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム以降減少傾向が続き、平成17年には1.26と過去最低の水準となりました。しかし、その後微増傾向がみられ、平成25年には1.43まで回復しています。東京都の合計特殊出生率も、平成17年の1.00を底に平成25年には1.13へと微増していますが、全国最低と

なっています。

図表4 合計特殊出生率の推移（全国・東京都）

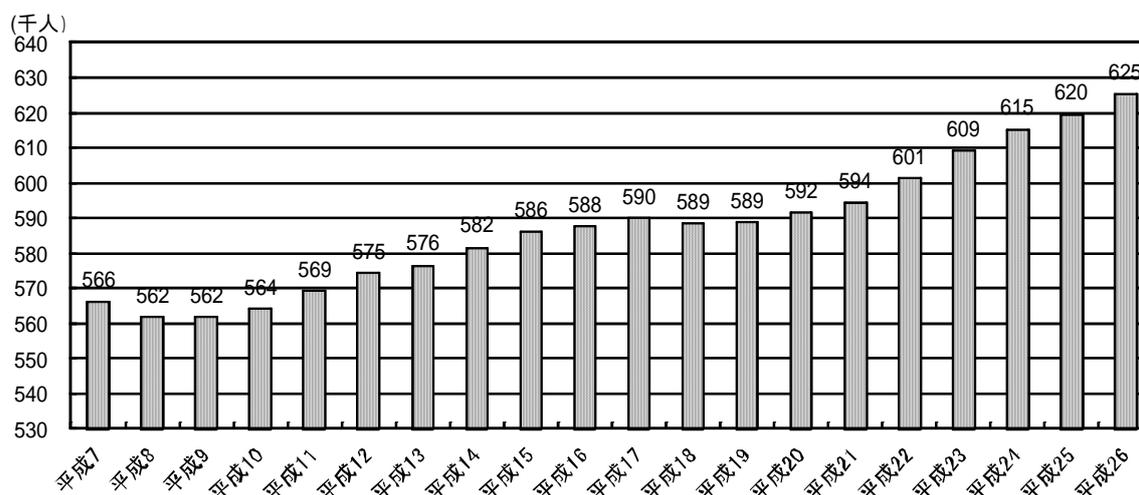


注：昭和36～39年、41～44年の東京都分の合計特殊出生率については、発表されていない。

資料：厚生労働省「平成25年人口動態統計（確定数）」東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数）」（平成25年）

このように、東京都の合計特殊出生率は全国より低いものの、都内の就学前児童数は、他県からの流入等により依然として増加傾向にあり、平成26年1月1日現在、62万5,347人となっています。

図表5 就学前児童数（0～5歳）の推移（東京都）



資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）

(2) 少子化の要因と背景

少子化の直接の要因は、「未婚化・晩婚化」「初産年齢の上昇」「夫婦の出生力の低下」と言われています。また、こうした現象が生じる背景として、働く女性の増加、結婚や子供を持つことへの価値観の多様化、子育てに対する負担感、不安定な就業状況などが言われています。

ア 少子化の直接の要因

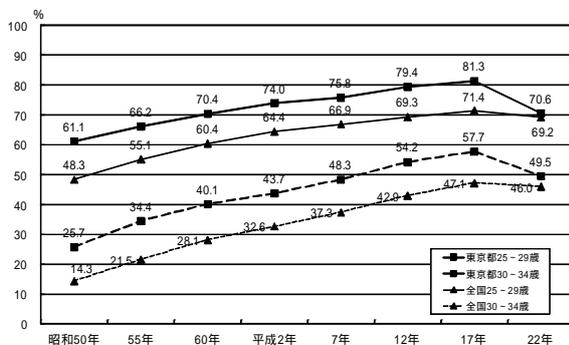
(未婚化・晩婚化)

全国の年齢別の未婚率の推移をみると、男女ともに昭和50年以降上昇傾向にありましたが、平成17年を頂点に減少し、男性の未婚率(平成22年)は25~29歳が69.2%、30~34歳が46.0%となっています。女性の未婚率(平成22年)は25~29歳が58.9%、30~34歳が33.9%となっています。

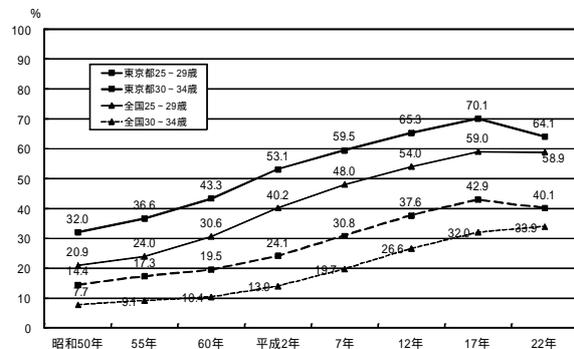
東京都においても同様の傾向がみられ、男性の未婚率(平成22年)は25~29歳が70.6%、30~34歳が49.5%、女性の未婚率(平成22年)は25~29歳が64.1%、30~34歳が40.1%となっています。昭和50年以降、東京都の未婚率は全国に比べて10ポイント程度高くなっていますが、平成22年はその差が小さくなっています。

図表6 未婚率の推移(全国・東京都)

(男性)



(女性)



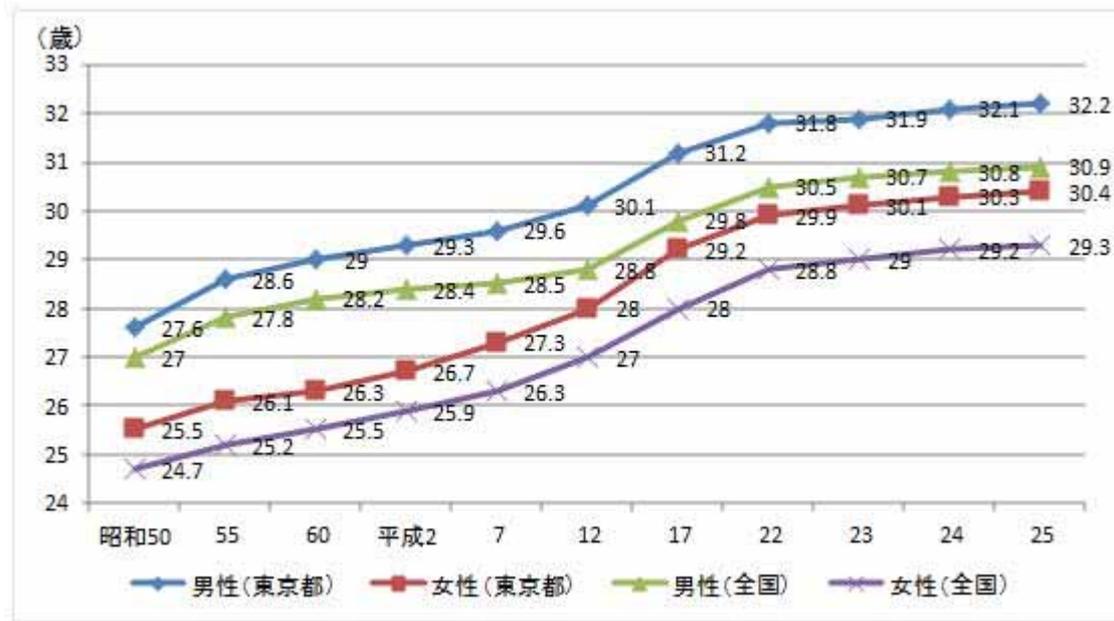
資料：総務省「平成22年国勢調査」

また、全国の平均初婚年齢をみると、平成25年の平均初婚年齢は夫30.9歳、妻29.3歳と、昭和50年に比べると夫が3.9歳、妻が4.6歳上昇しています。東京都の平均初婚年齢をみると、平成25年には夫32.2歳、妻30.4歳で、昭和50年と比較して夫が4.6歳、妻が4.9歳上昇しており、全国および東京都ともに「晩婚化」が進んでいるといえます。

日本では、子供は法律上の婚姻夫婦から生まれる場合が多いため、未婚者の増加(未婚化)や平均初婚年齢の上昇(晩婚化)は出生数に影響を及ぼすことになります。

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

図表7 平均初婚年齢の推移（全国・東京都）

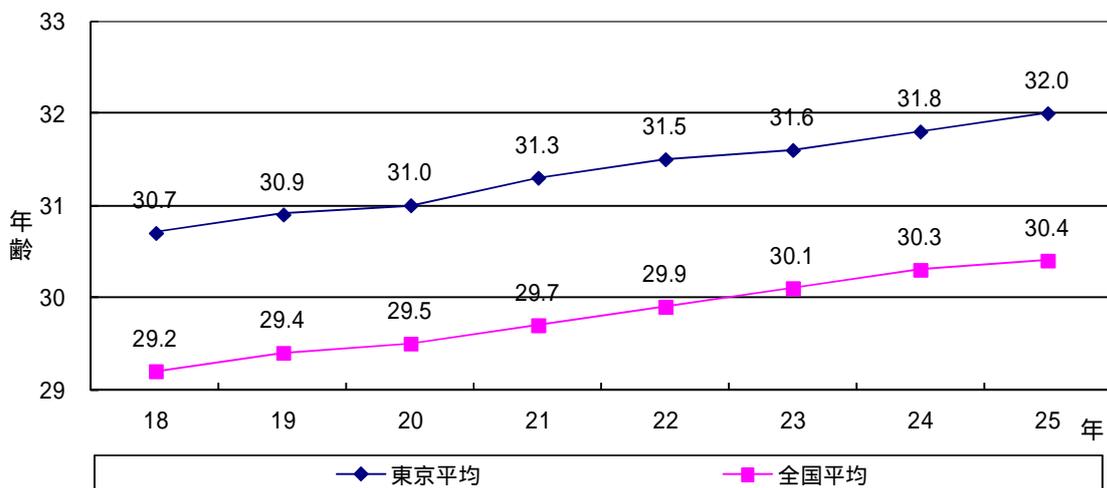


資料：厚生労働省「人口動態統計」

（初産年齢の上昇）

第一子出生時の母の平均年齢は上昇傾向にあり平成25年には全国で30.4歳、東京都で32.0歳と全国平均より1.6歳高くなっています。

図表8 第一子出生時の母の平均年齢の推移（全国・東京都）

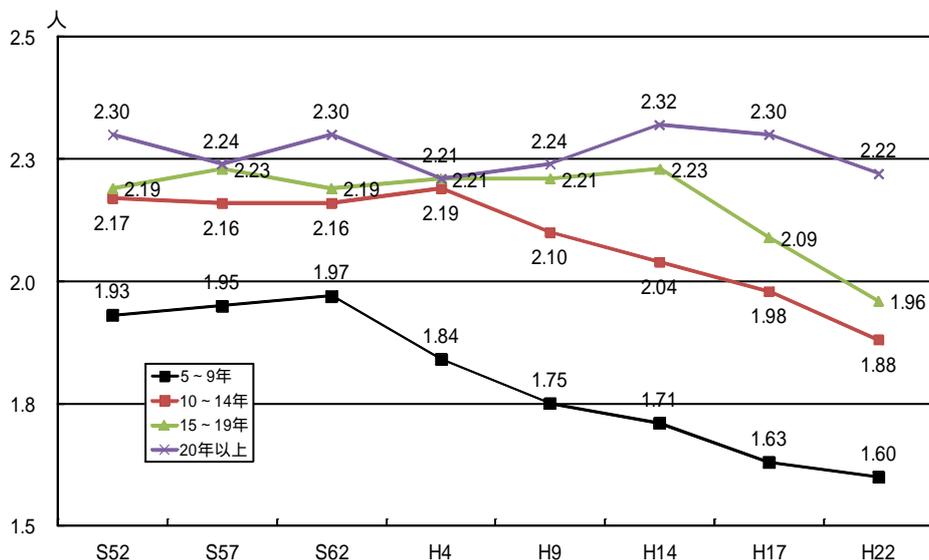


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(夫婦の出生力の低下)

全国の子供の出生数の推移を結婚持続期間別にみると、平成14年以降は、すべての期間で減少がみられます。

図表9 結婚持続期間別にみた平均子供出生数の推移(全国)



資料：国立社会保障・人口問題研究所

「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査(夫婦調査)」(平成22年)

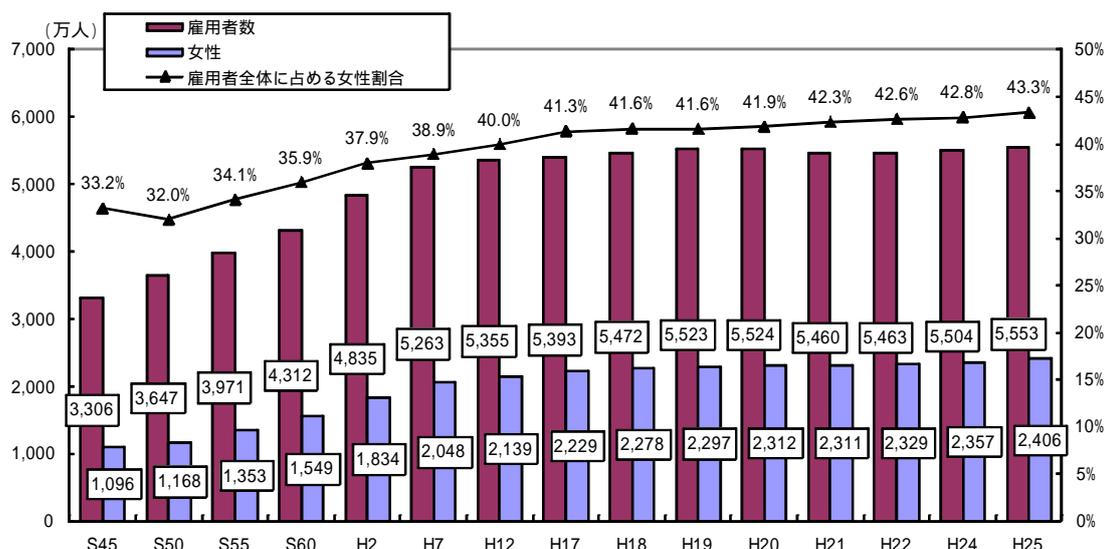
イ 少子化の要因の背景

(働く女性の増加)

全国の働く女性は、ほぼ一貫して増加傾向を示しており、平成25年度には2,406万人になりました。雇用者総数における女性の割合も、昭和50年以降上昇しており、平成25年度には43.3%となっています。

都内の有業者数をみると、男性は平成4年をピークに一度減少し、平成19年以降再び増加しているのに対し、女性は一貫して増加しています。

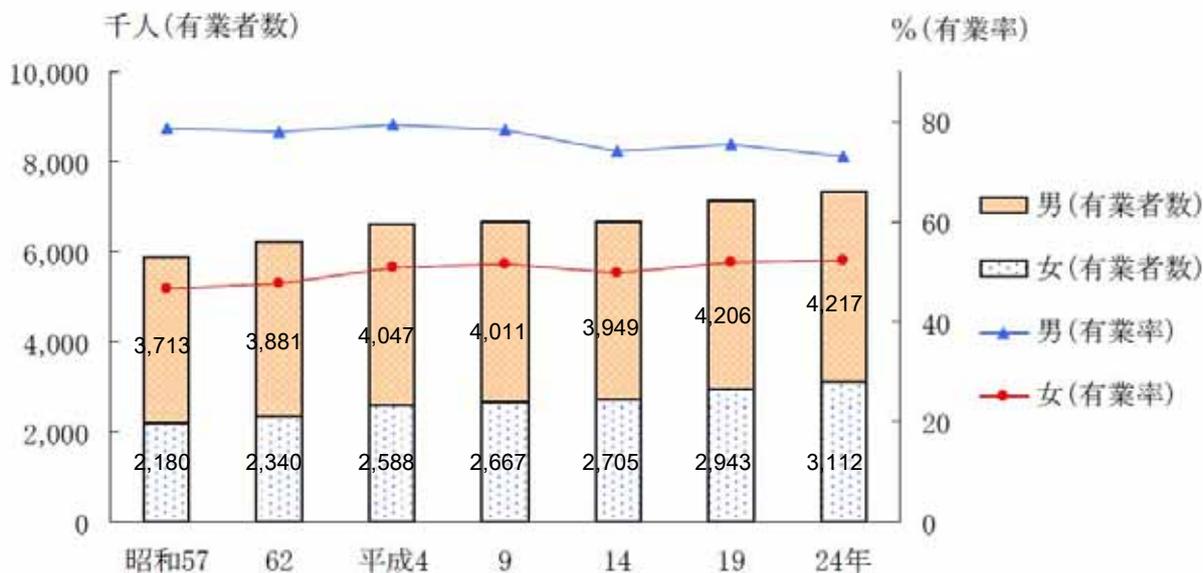
図表10 雇用者数の推移（全国）



注：平成23年度の公表データは、岩手県、宮城県及び福島県を除いた値となっているため、上記の表には掲載していない。

資料：総務省「労働力調査」

図表11 15歳以上人口有業者数及び有業率の推移（東京都）



資料：東京都総務局「都民の就業構造」(平成24年)

(価値観の多様化)

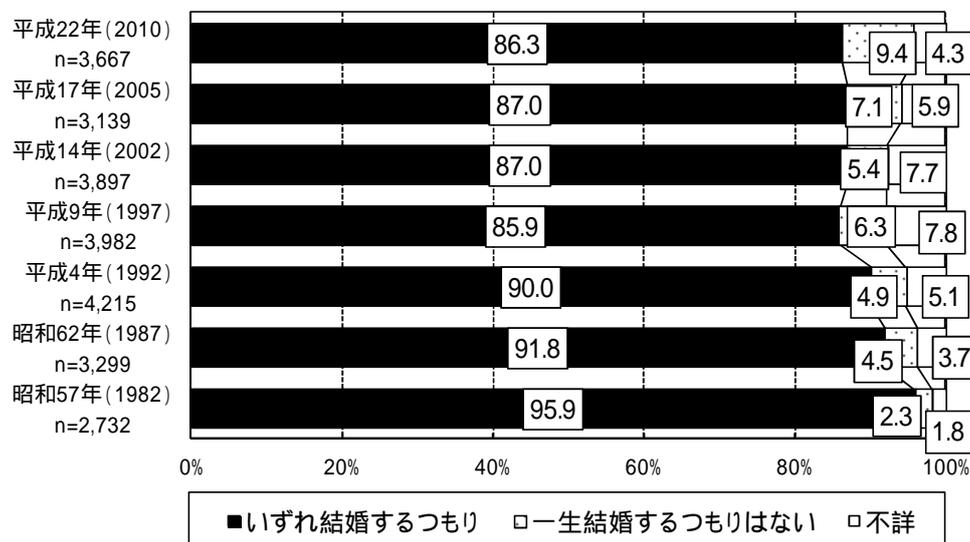
未婚者の結婚の意思に関する全国調査をみると、「いずれ結婚するつもり」の割合は、おおむね9割前後ですが、減少傾向にあります。

また、「結婚しても必ずしも子供をもつ必要はない」という考え方について、20歳以上の男女に行った全国調査によると、平成21年では「賛成」「どちらかといえば賛成」は42.8%、「反対」「どちらかといえば反対」は52.9%となっ

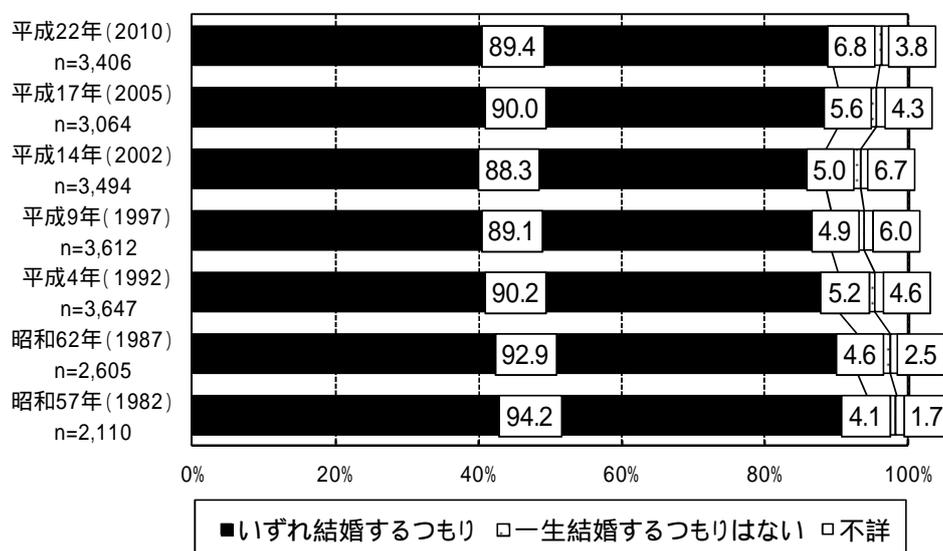
ています。平成19年と比較すると、「賛成」の割合が増えています。特に20歳から29歳までを対象とすると、平成21年調査では「賛成」「どちらかといえば賛成」が6割以上を占めています。

図表12 未婚者の生涯の結婚意思（全国）

（男性）

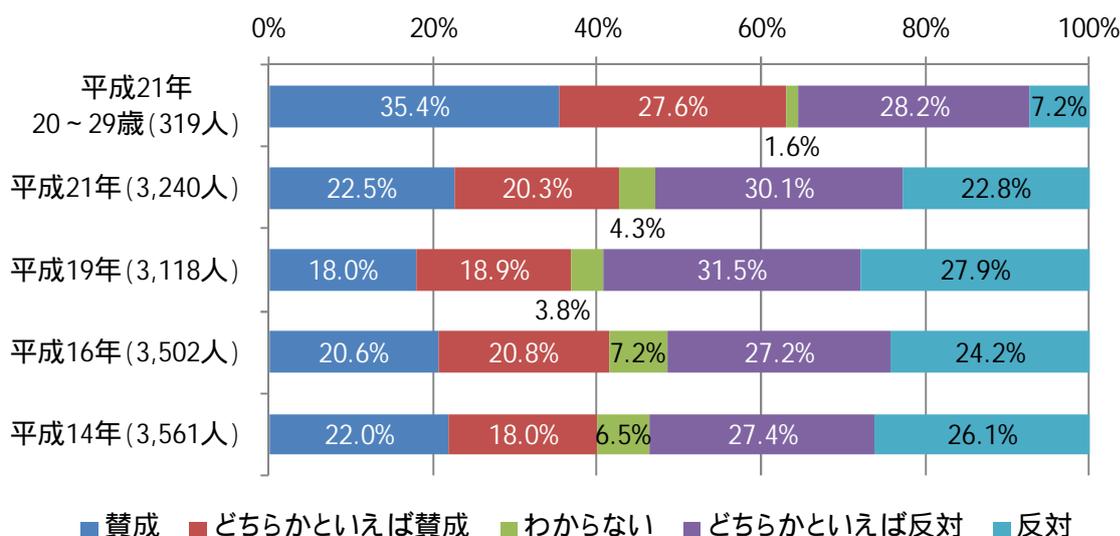


（女性）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（独身者調査）」

図表13 「結婚しても必ずしも子供をもつ必要はない」という考え方について



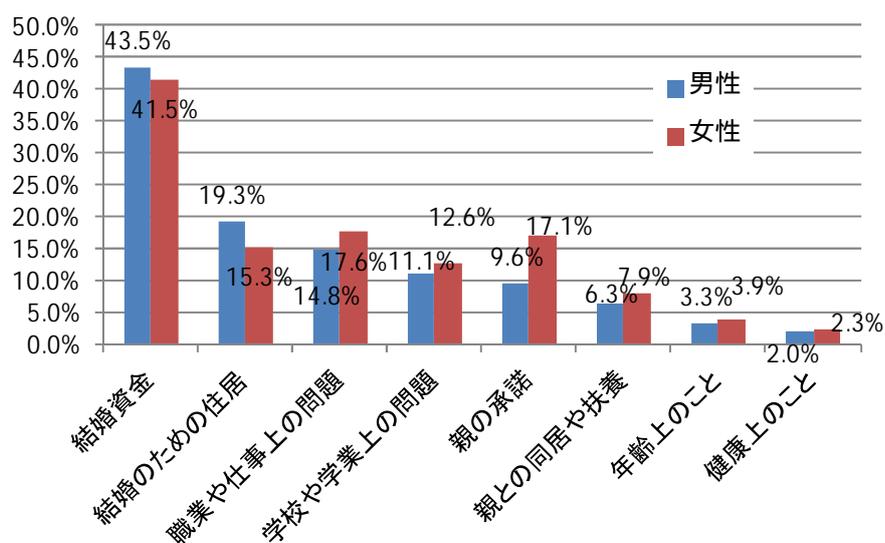
注：調査対象：全国の20歳以上の男女
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年)

(不安定な就業状況)

若者が結婚の障害と感じる事柄について「結婚資金」を挙げる回答の割合が高く、結婚に伴う経済的負担を懸念している様子が見られます。

全国調査で、性別・就業形態別(正規・非正規)に20代独身者の結婚意欲ありの者の割合をみると、男性・女性ともに「非正規」のほうが「正規」に比べて割合が低くなっています。

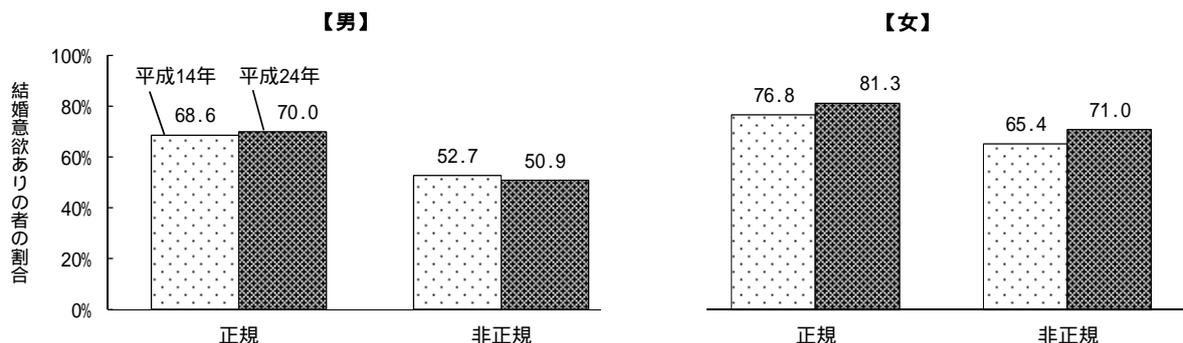
図表14 1年以内に結婚する場合に障害となるもの(平成22年)(全国)



注：18～34歳未婚者のうち何%の人が各項目を結婚の主要な障害(2つまで選択)と考えているかを示す。
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査(独身者調査)」

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

図表15 性/正規・非正規別にみた20代独身者の結婚意欲ありの者の割合
(14年調査：第1回、24年調査：第2回)(全国)



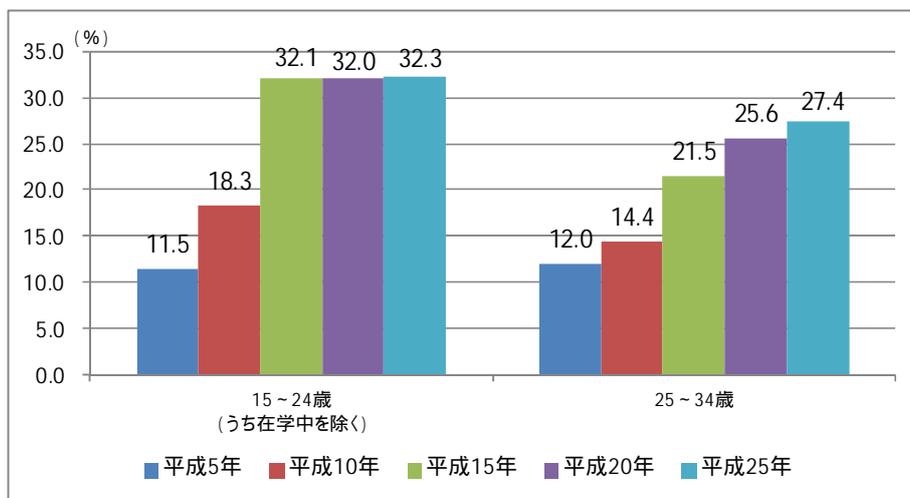
注1：集計対象は、第1回調査時に20～29歳の独身者でかつ既卒者、及び第1回調査時の就業形態が「正規」または「非正規」の者

注2：「結婚意欲あり」は「絶対したい」「なるべくしたい」と回答した者を合計している。

資料：厚生労働省「第1回21世紀成年者縦断調査(平成24年成年者)」及び「第11回21世紀成年者縦断調査(平成14年成年者)」

若年層におけるパート・アルバイトなどの非正規雇用者の割合を見ると、平成5年の約1割から平成25年には約3割へと上昇しています。

図表16 年齢別の非正規雇用者比率の推移(全国)



注1：平成5年及び平成10年における15～24歳(うち在学中を除く)については、当時の公表値(非農林業)の「うち在学中」の者を除いている。

注2：平成20年の数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)に切替え集計した値。

注3：雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

注4：非正規労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

注5：割合は、各年齢層における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める非正規雇用労働者の割合。

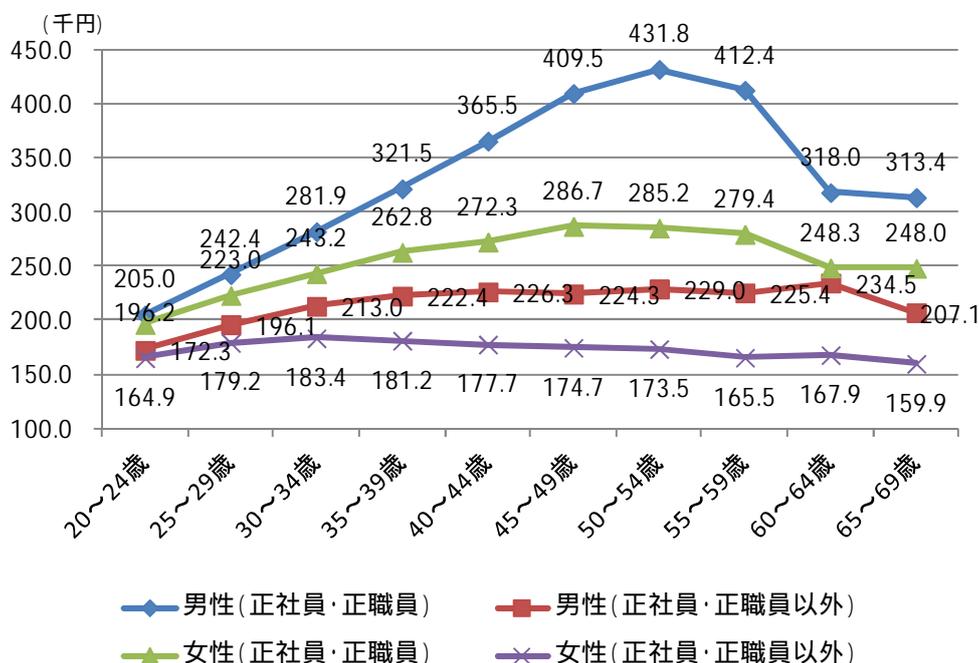
資料：厚生労働省「非正規雇用の現状と課題」

出所：総務省「労働力調査」

正社員・正職員とそれ以外の労働者の賃金の傾向を比較すると、正社員・正職員は、

年齢階級が高くなるにつれて賃金の上昇がみられますが、正社員・正職員以外は、男女いずれも、年齢階級が高くなっても賃金の上昇があまりみられません。

図表 17 雇用形態、性、年齢階級別賃金（全国）



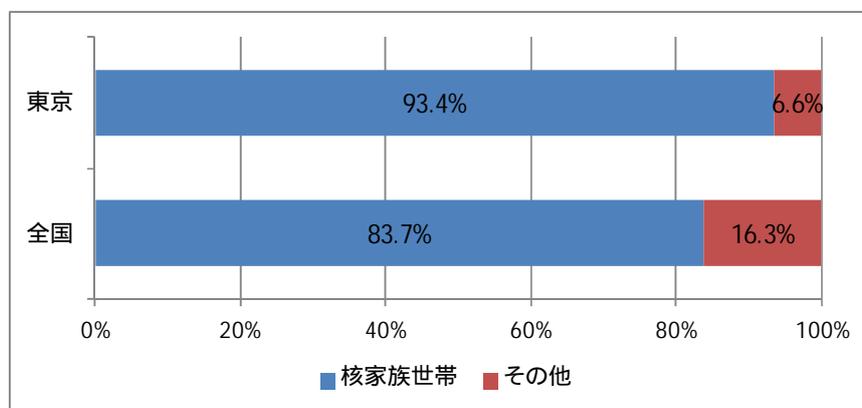
注：賃金とは、平成25年6月分の平均所定内給与額。所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（(1)時間外手当、(2)深夜勤務手当、(3)休日出勤手当、(4)宿日直手当、(5)交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成25年）

(3) 子供のいる世帯の形態

6歳未満の親族のいる世帯の家族類型を見ると、平成22年の東京都の核家族世帯の割合は、93.4%となっており、全国の割合（83.7%）より高い状況です。

図表 18 6歳未満の親族のいる世帯の家族類型（全国・東京都）



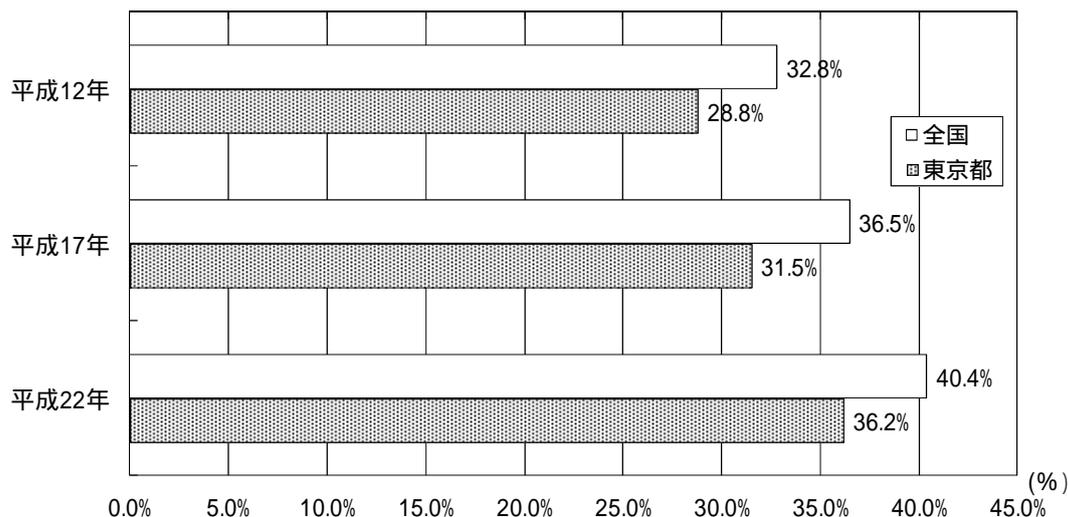
資料：総務省「国勢調査」（平成22年）

(4) 子供のいる世帯の就労状況

ア 共働き世帯の増加

末子が就学前(6歳未満)の家庭における共働き率は、全国では、40.4%となっています。東京都では、末子が就学前(6歳未満)の家庭における共働き率は36.2%となっており、全国値よりは低いものの年々増加傾向にあります。

図表19 最年少の子供が就学前の家庭における共働き率(全国・東京都)

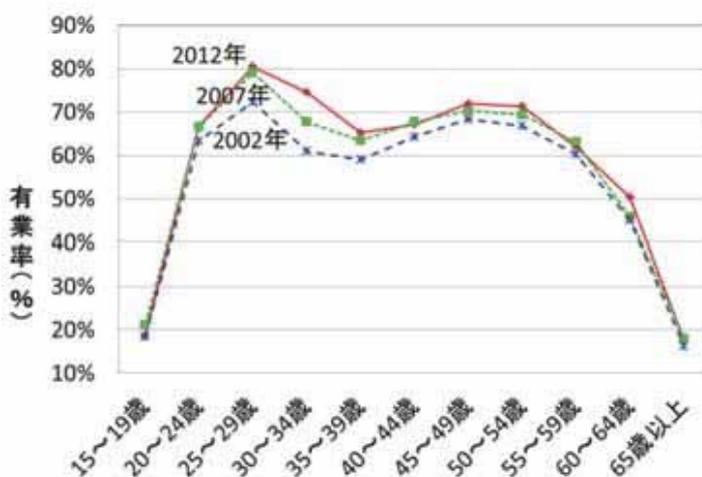


資料：総務省「国勢調査」

イ 結婚・出産・子育てと女性の就業

近年、女性の有業率は増加傾向にあります。しかし、結婚・出産期に当たる年代で有業率は一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描いています。

図表20 年齢別 女性有業率の推移

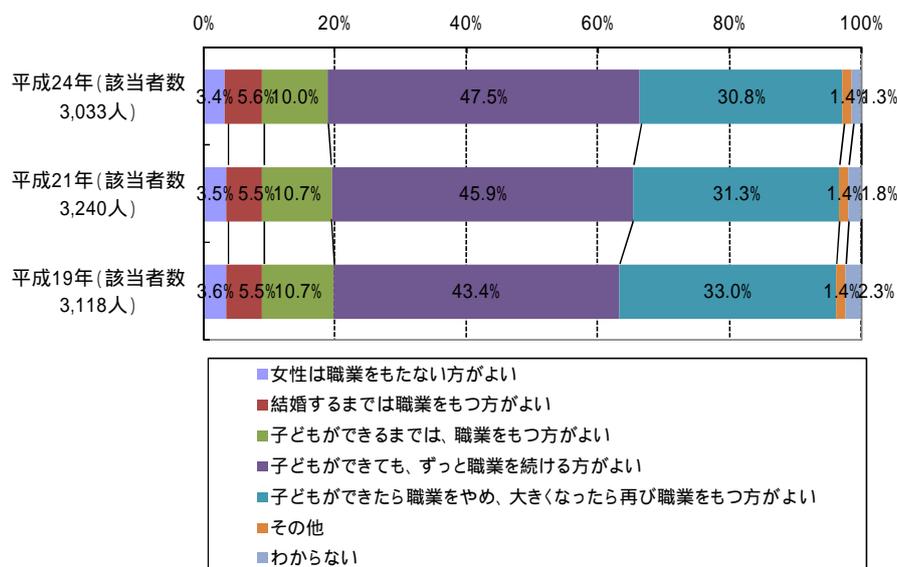


資料：東京都総務局「都民の就業構造」

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

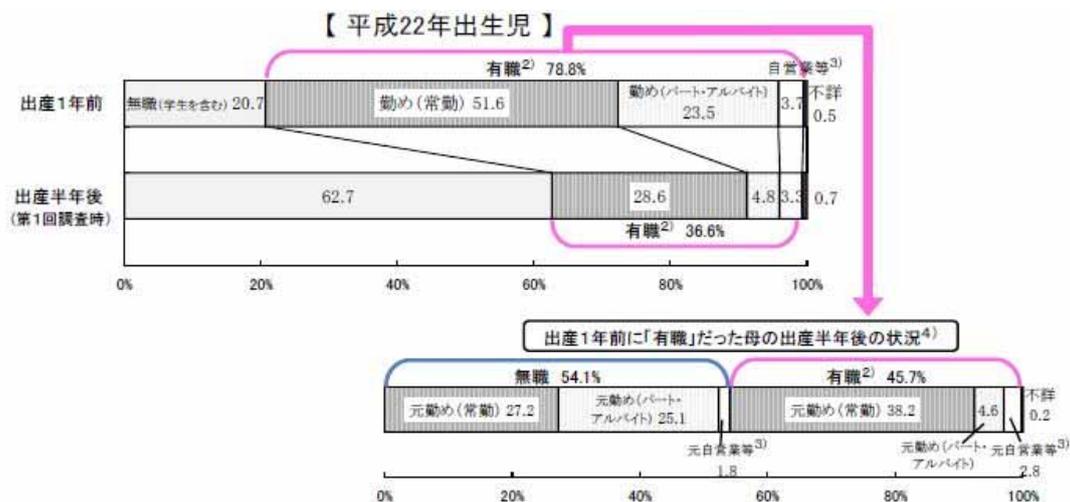
内閣府の調査によると、女性が職業を持つことについて「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」という回答が増加傾向にあり、平成24年には47.5%となっています。しかし、出産前後の母親の就業状況を見ると、出産1年前は有職者が約8割を占めていたものの、出産半年後にはそのうちの半数以上が無職になっており、妊娠や出産を機に離職する女性が多いことが分かります。

図表21 女性が職業を持つことについての考え方（全国）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

図表22 母の出産1年前の就業状態別にみた出産半年後の就業状況（全国）



注1：回答者（総数 34,554）のうち、母と同居、きょうだい数1人（本人のみ）の者（18,100）について集計している。

注2：「有職」には、育児休業中等の休業を含む。

注3：「自営業等」は、「自営業・家業」、「内職」、「その他」である。

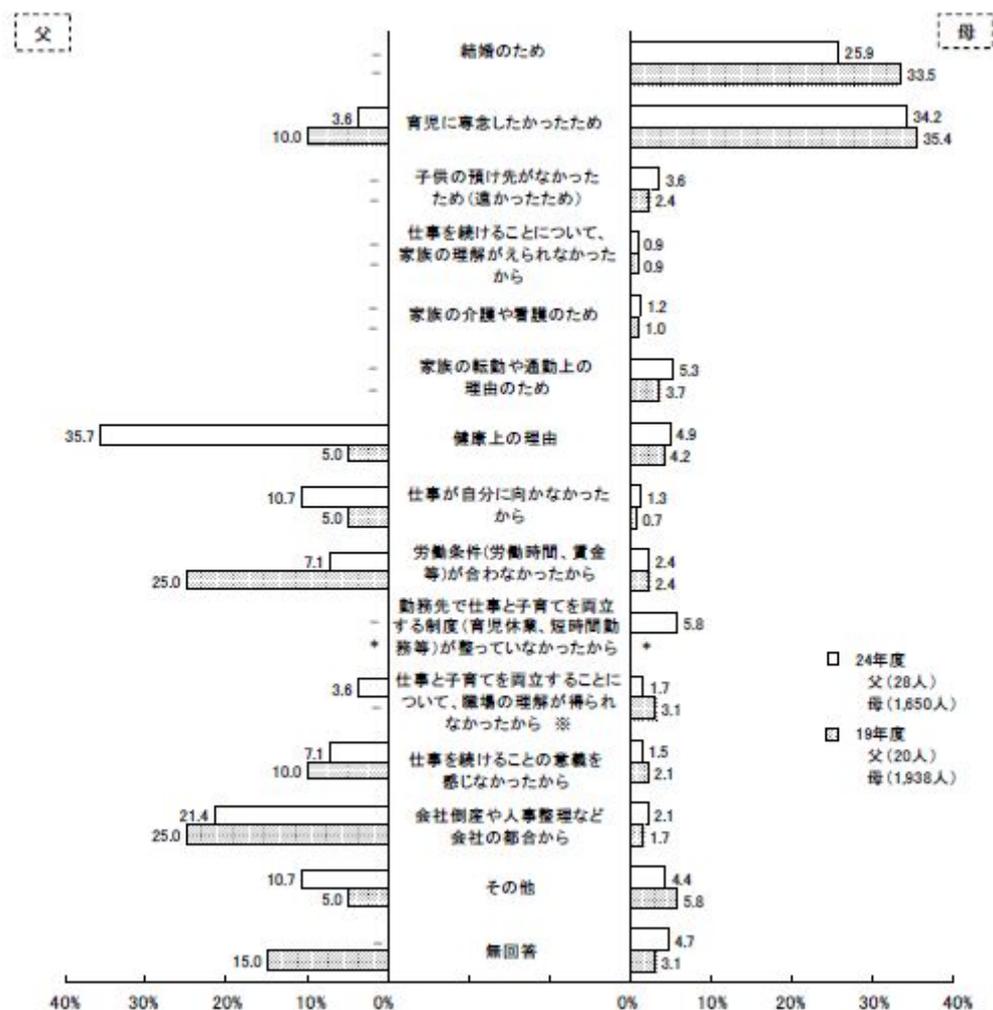
注4：出産1年前の「有職」だった母の出産半年後の状況は、母の出産1年前の就業状況「有職」の者（総数 14,261）を100として集計している。

資料：厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）」

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

東京都の調査で、「以前は働いていた」と回答した母親に、仕事をやめた理由を聞いたところ、「育児に専念したかったため」の割合が34.2%と最も高く、次いで「結婚のため」が25.9%となっています。

図表23 仕事を辞めた理由（以前働いていた母親）（東京都）



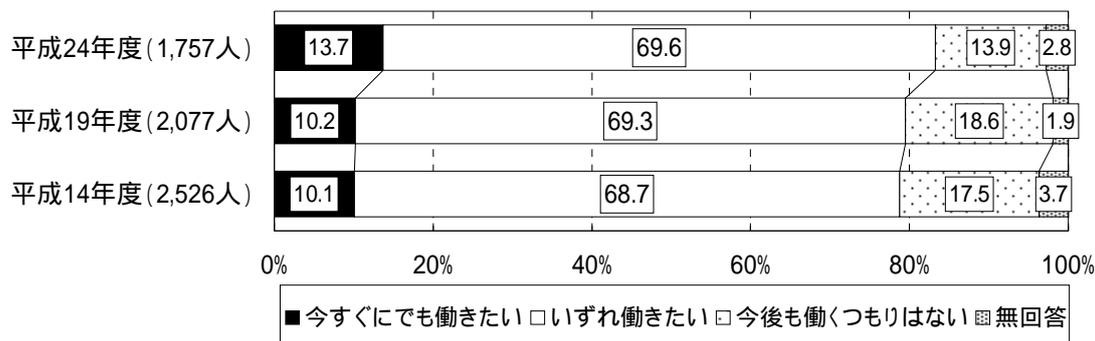
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

ウ 今後の就労希望

東京都が行った調査で、就学前の児童がいる世帯における、現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「今すぐにも働きたい」が13.7%、「いずれ働きたい」が69.6%となっています。

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

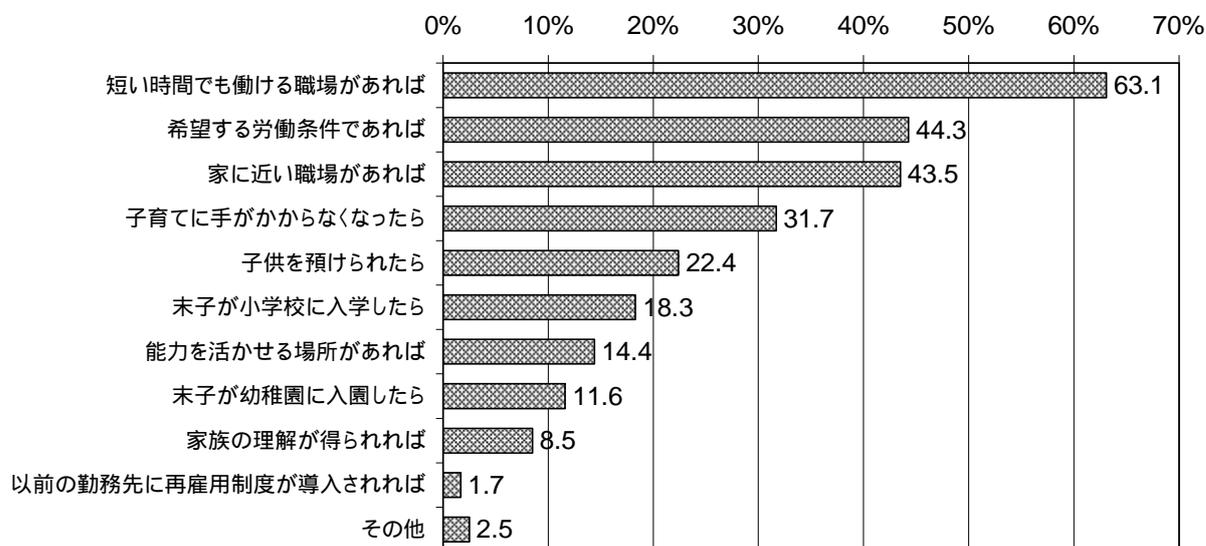
図表24 今後の就労希望（現在働いていない母親）（東京都）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

さらに、今後の就労希望について、「今すぐにも働きたい」または「いずれ働きたい」と回答した母親（1,462人）に、どのような条件が満たされれば働くことができるか尋ねたところ、「短い時間でも働ける職場があれば」が63.1%と最も高く、次いで「希望する労働条件であれば」が44.3%、「家に近い職場があれば」が43.5%となっています。

図表25 就労するための条件（3つ以内の複数回答）（東京都）

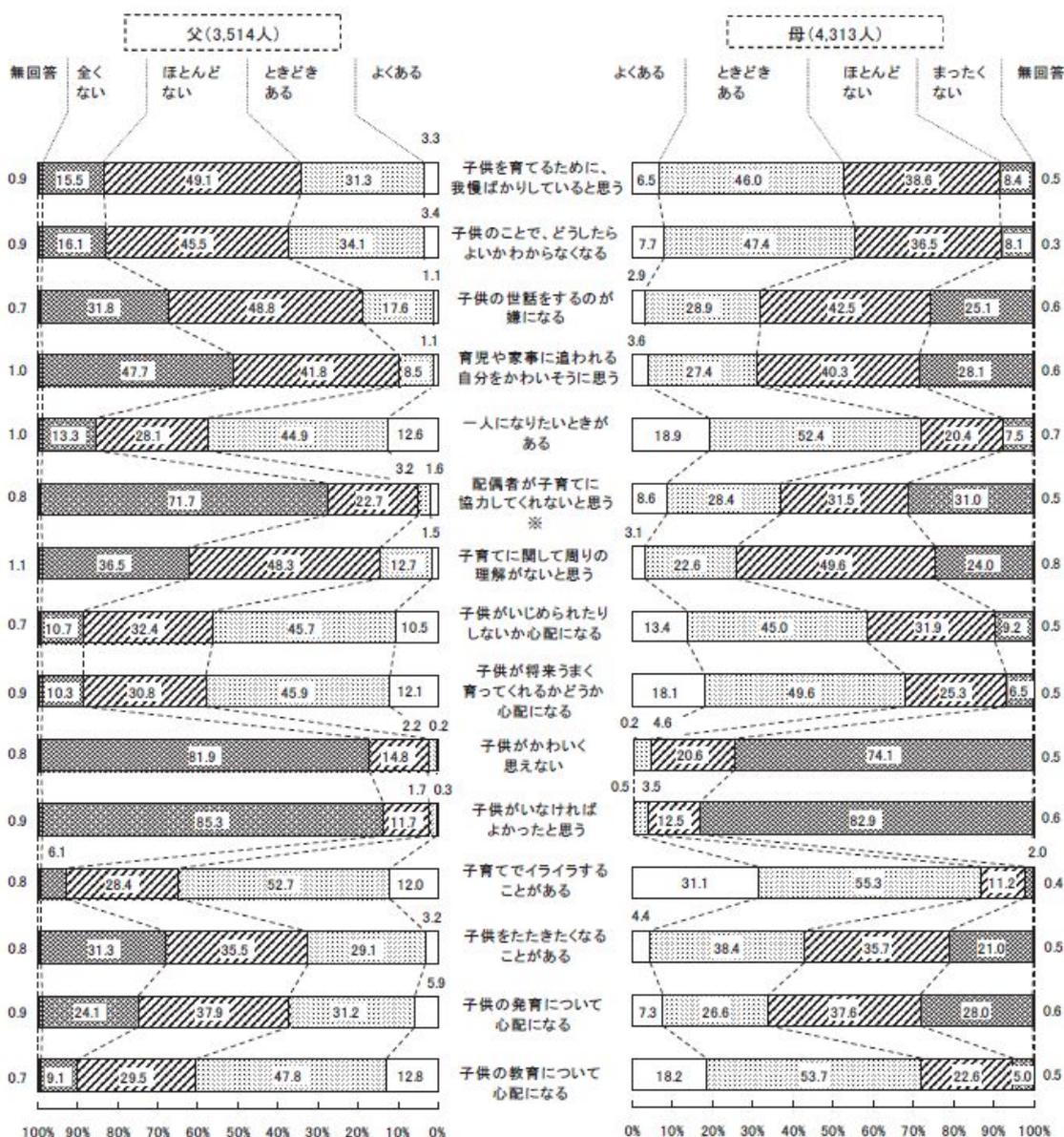


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

(5) 子育て家庭の状況

子育てをしていて、日ごろ負担に感じることについては、「よくある」と「ときどきある」とを合わせると、「子育てでイライラすることがある」、「子供の教育について心配になる」、「子供が将来うまく育ってくれるか心配になる」などが他の項目に比べて高くなっています。父母別にみると、すべての項目で母親の方が父親より「よくある」の割合が高くなっています。

図表26 「子育てをしていて日頃感じること(負担に感じること)」(東京都)

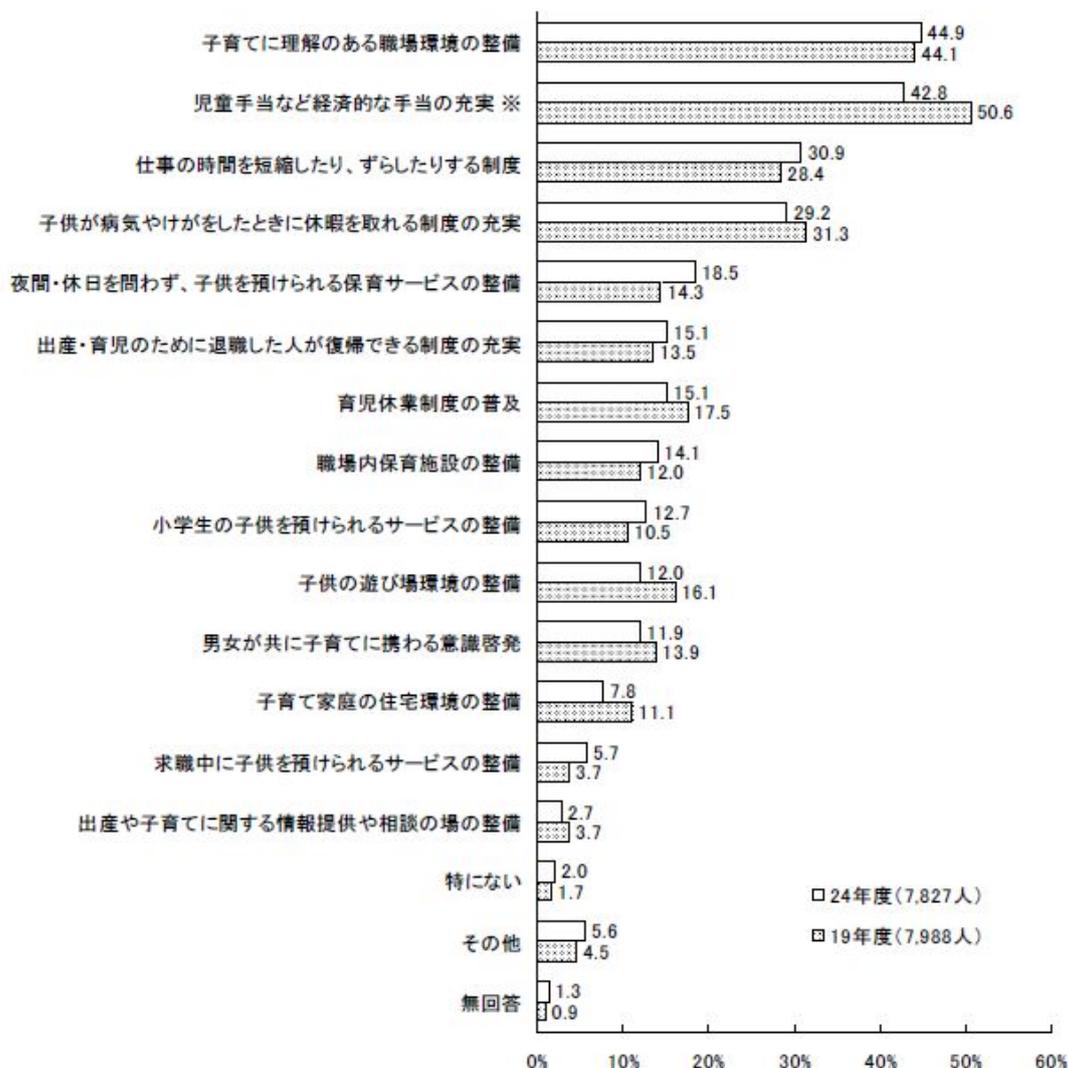


(注) ※ 「配偶者が子育てに協力してくれないと思う」については、両親世帯のみ集計対象としている(総数 父=3,452人、母=3,713人)。

資料: 東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

東京都が実施した調査で「子育てをしやすいするために必要なもの」について尋ねたところ、平成24年度調査では「子育てに理解のある職場環境の整備」(44.9%)、「児童手当など経済的な手当の充実」(42.8%)の順に割合が高く、子育てと仕事の両立や経済的な問題に対する負担感が強く感じられていることが分かります。

図表27 子育てをしやすいするために必要なもの(東京都、複数回答)



注：19年度調査では、※は「育児手当など経済的な手当の充実」としていた。

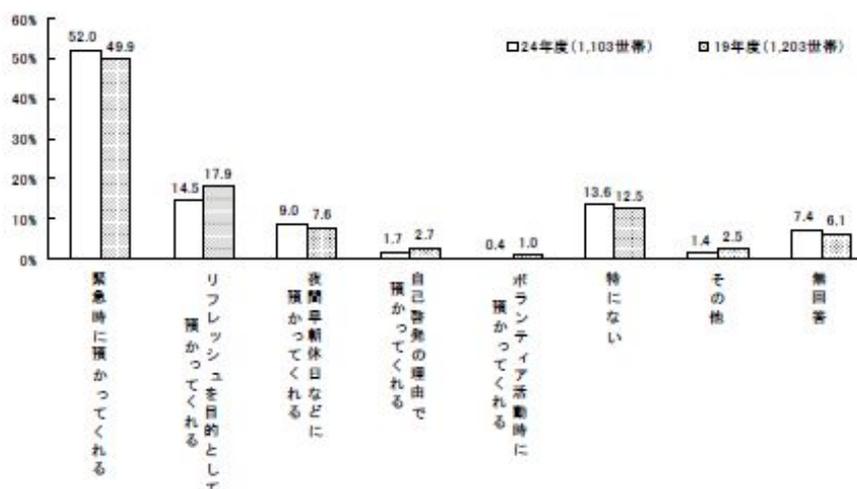
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

都内で、在宅で乳幼児の子育てをしている母親が希望する「あればよい在宅支援サービス」については、緊急時の一時預かりの割合が最も高く半数を超えています。東京都は核家族が多く、緊急時に頼れる人が身近にいないことなどから、子育てに不安や負担感を抱えていることがうかがえます。

一方、保育所や認定こども園などに日中子供を預けている保護者が不満に思うことについては、「子供が病気の際に利用できない」という回答が最も多くなっています。

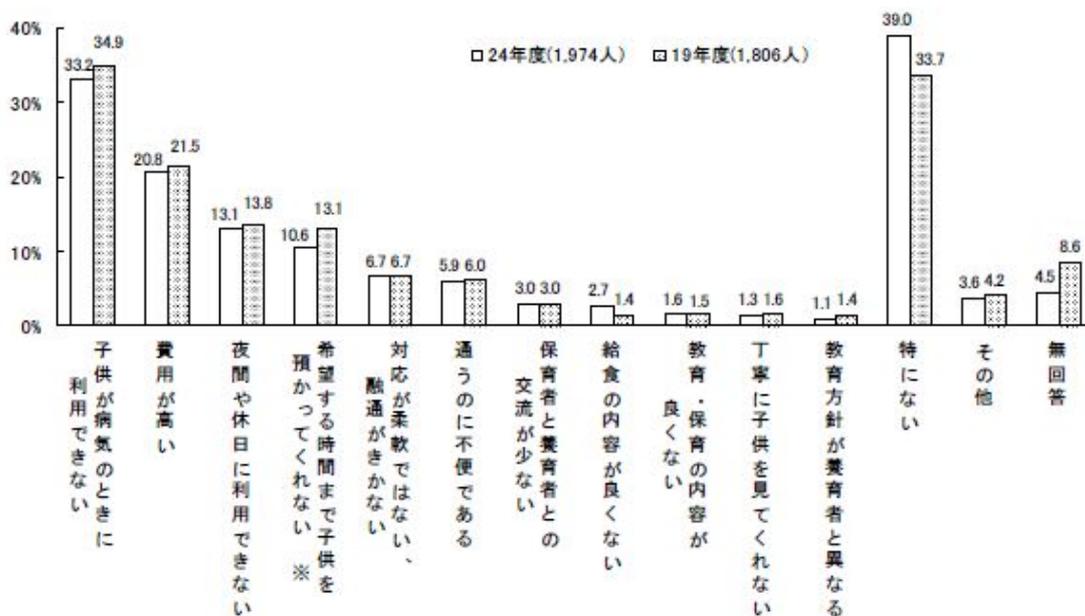
第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

図表28 在宅の母親の希望する「あれば良い在宅支援サービス」(東京都)



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

図表29 子供を預けていて不満に思うこと(複数回答)



注：19年度調査では、は「子どもを見てくれる時間が短い」としていた。

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

(6) 仕事と子育ての両立(ワーク・ライフ・バランスの状況)

ア 夫婦の家事・育児分担

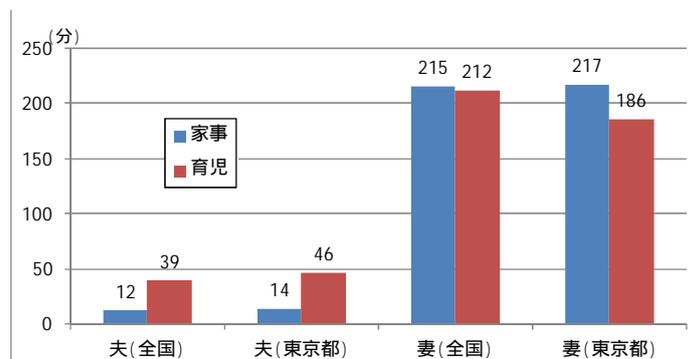
6歳未満の子供のいる家庭における1週間の家事・育児時間について夫婦で比較すると、妻の家事・育児時間の平均は、全国で427分、東京都で403分にのぼります。それに対し、夫の家事・育児時間の平均は、全国で51分、東京都で60分程度です。

東京都内における夫婦の家事・育児分担の割合については、妻：夫が5：5(夫の

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

回答) 6:4(妻の回答)を理想とする割合が高いのに対して、現実には妻:夫が8:2の割合が高くなっています。

図表30 1週間の夫婦の家事・育児時間(6歳未満の子供のいる家庭)

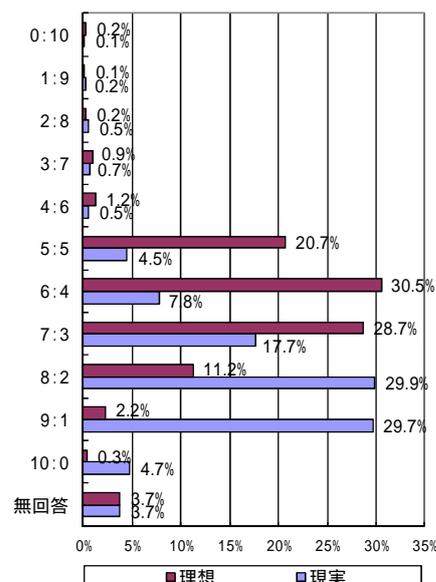
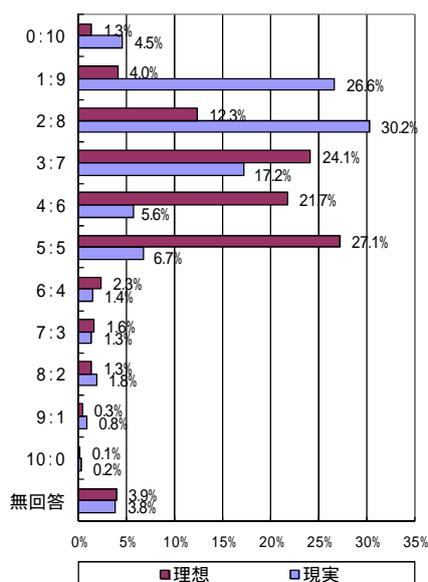


資料: 総務省統計局「平成23年社会生活基本調査」

図表31 夫婦の家事・育児分担の割合(理想と現実)

(夫)(自分:配偶者)

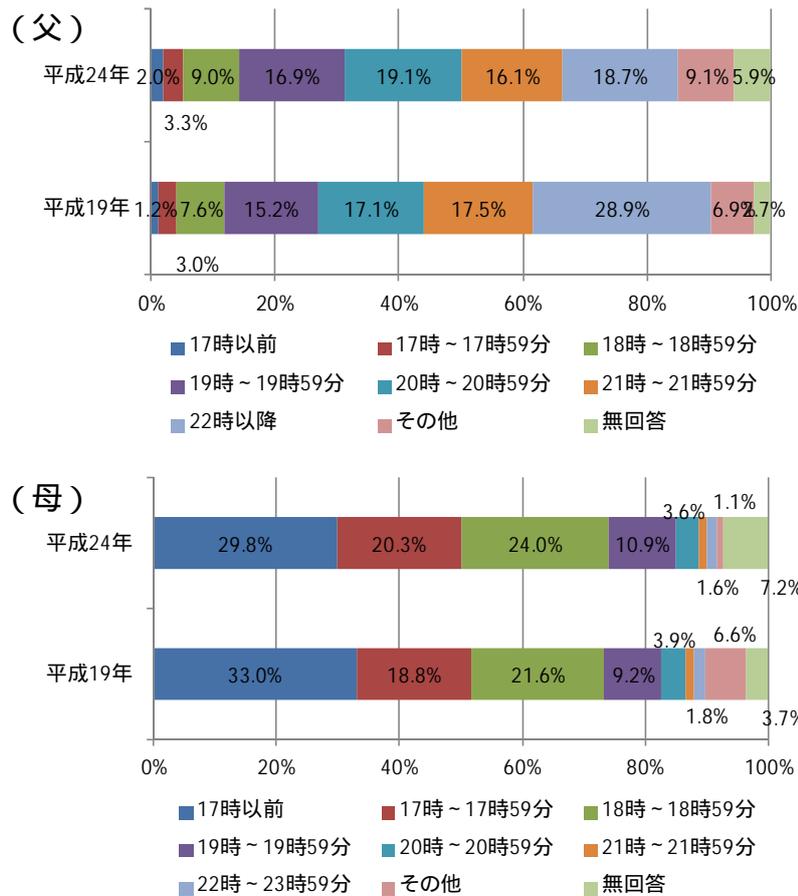
(妻)(自分:配偶者)



資料: 東京都福祉保健局「平成24年度東京都福祉保健基礎調査」

就学前の子供を持ち、就業している親の帰宅時間をみると、22時以降に帰宅する父親の割合は、平成19年度に比べて減少しているものの、平成24年も2割程度となっています。また、18時より前に帰宅する母親の割合は約半数で、平成19年より若干ですが、帰宅時間の遅い母親の割合が高くなっています。

図表32 帰宅時間



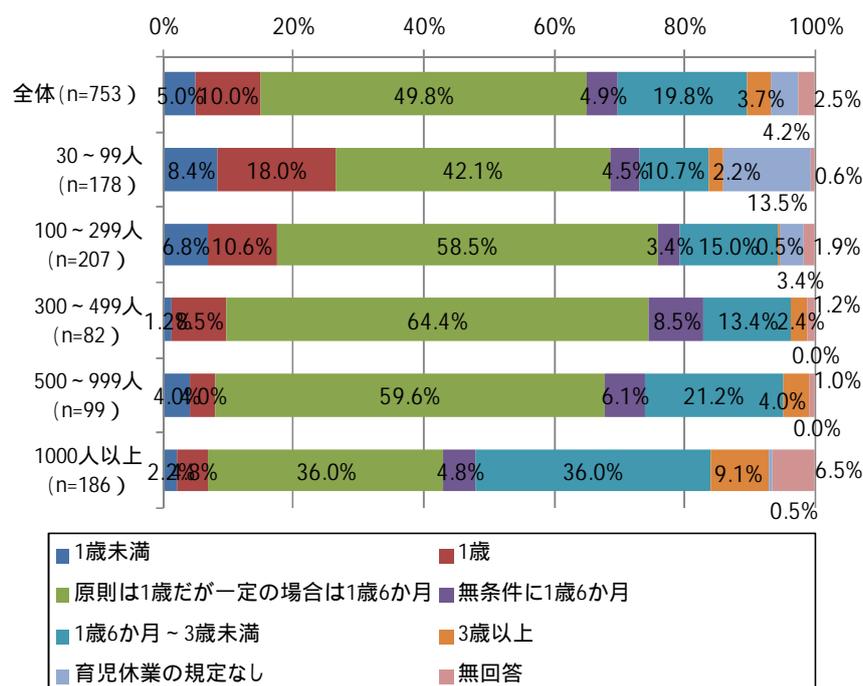
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

イ 育児休業の取得状況等

東京都では、ほとんどの企業が育児休業規定を設けており、取得可能期間は「原則は1歳だが一定の場合は1歳6か月」の企業が約半数を占めています。しかしながら、女性の育児休業取得率が、平成25年度には93.4%であるのに対して、男性の取得率は1.72%と以前より上昇してはいるものの、非常に低い状況です。

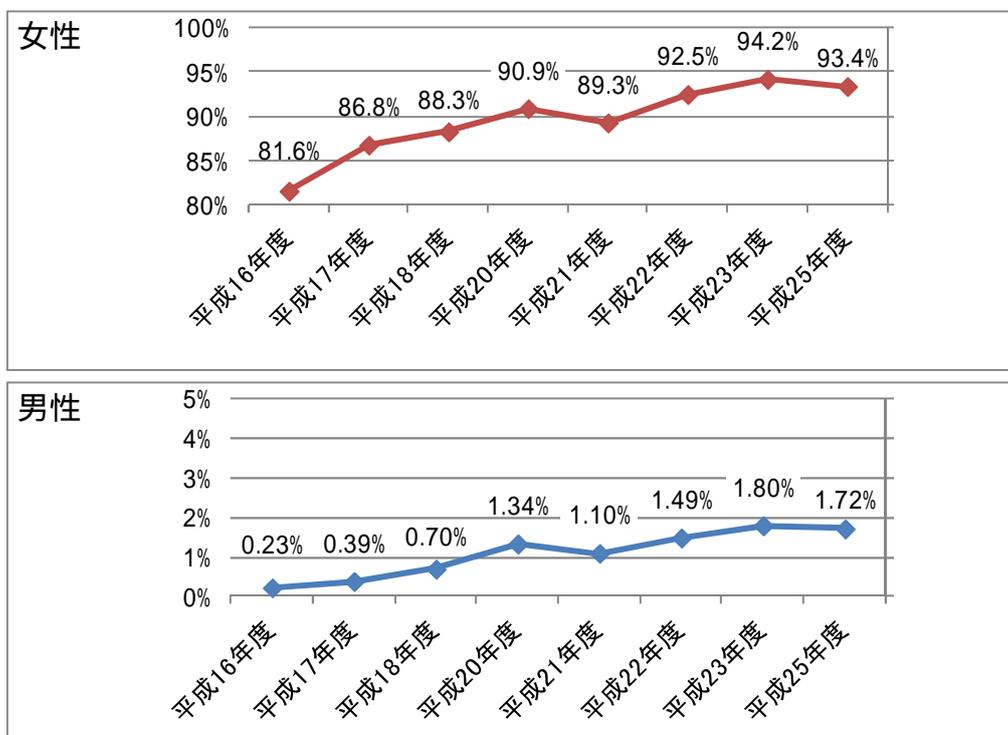
第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

図表33 育児休業の取得可能期間



資料：東京都産業労働局「平成25年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

図表34 育児休業取得率（東京都）



注：平成19年度及び平成24年度はデータなし

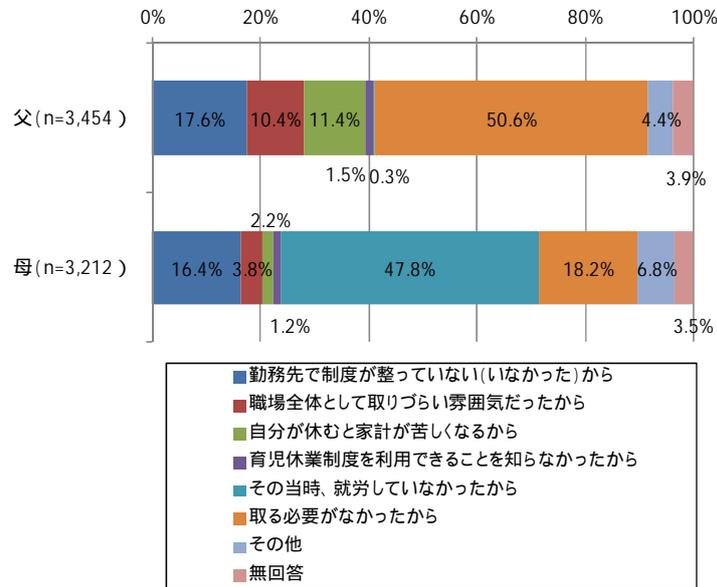
資料：東京都産業労働局「平成25年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

育児休業を取得しなかった理由については、男性は「取る必要がなかったから」

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

女性は「その当時、就労していなかったから」の割合が高くなっていますが、「勤務先で制度が整っていない(いなかった)から」、「職場全体として、取りづらい雰囲気だから」、「自分が休むと家計が苦しくなるから」といった理由で取得できなかった人もいます。

図表 35 育児休業を取得しなかった理由（東京都）

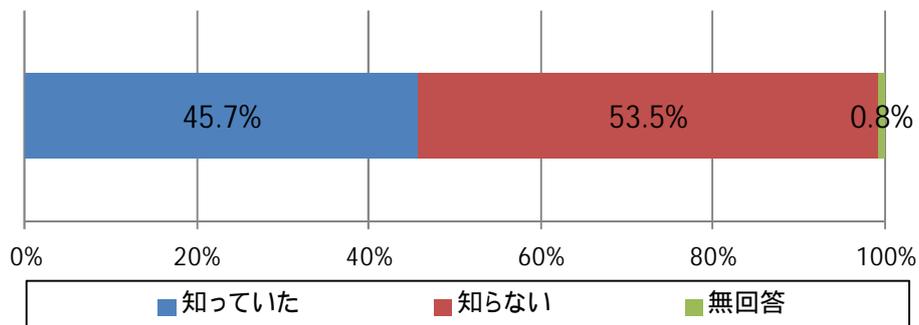


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

育児・介護休業法には、小学校就学前の子を養育する労働者が、子供の看護（病気・けが）のために、申請により、子1人の場合1年に5日まで、2人以上の場合1年に10日まで休暇を取得することができる看護休暇制度が定められています。

しかしながら、看護休暇制度の認知度をみると「知らない」（53.5%）が「知っていた」（45.7%）を上回っています。また、実際の利用率をみると、父親で5.6%、母親で12.8%と低い状況にあります。

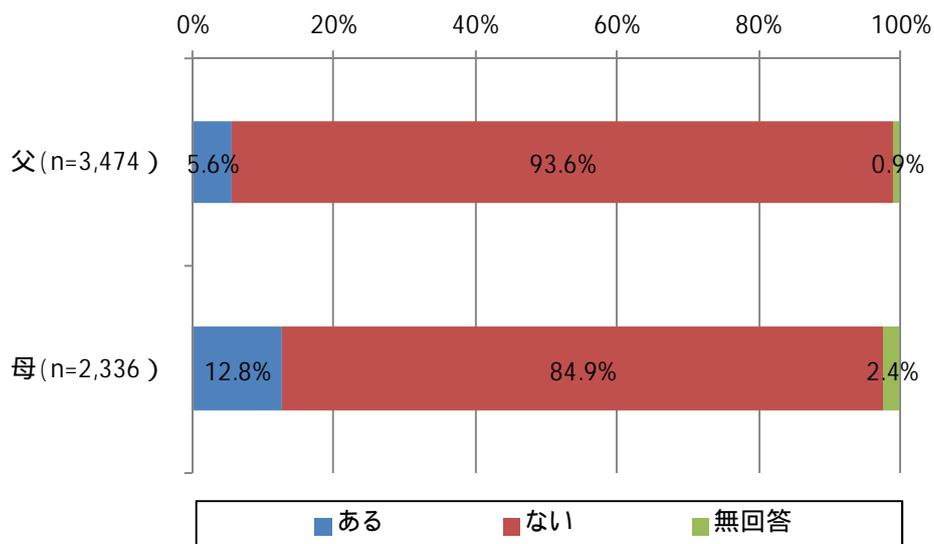
図表 36 看護休暇制度の認知度（n=1,397）（東京都）



資料：東京都産業労働局「平成25年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

図表37 看護休暇制度の利用の有無

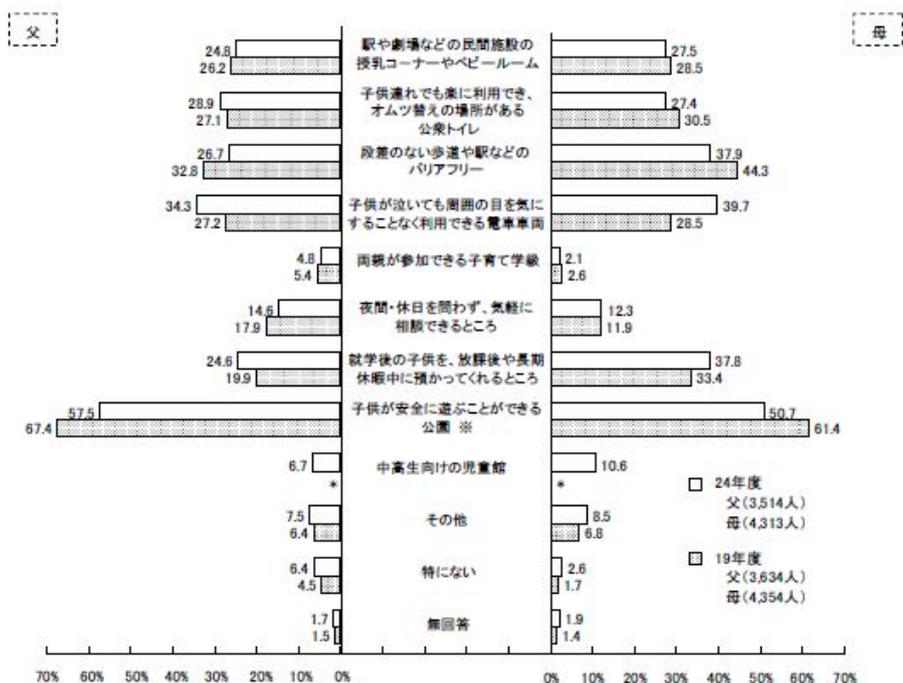


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

(7) 子供の安全・安心

子育て中の父母に、子育てをする上で整備してほしいものを尋ねたところ、「子供が安全に遊ぶことができる公園」、「子供が泣いても周囲の目を気にすることなく利用できる電車車両」、「段差のない歩道や駅などのバリアフリー」、「子供連れでも楽に利用でき、オムツ替えの場所がある公衆トイレ」などが上位を占めています。

図表38 子育てをしていく上で整備してほしいもの（東京都）



第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

注1：19年度調査では、は「子供を安心して遊ばせられる公園」としていた。

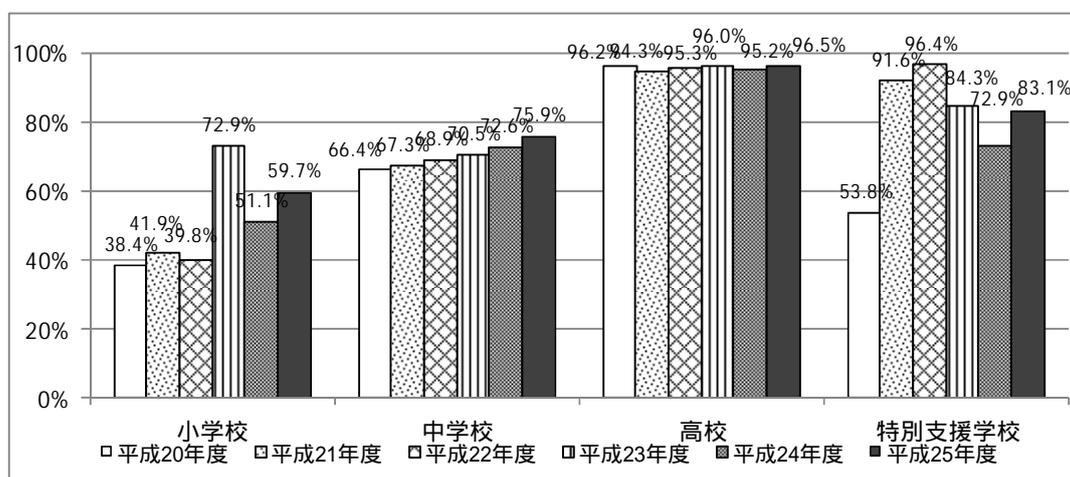
注2：*は19年度調査では、選択肢を設けていないため、データが存在しない。

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

近年、携帯電話やインターネット等が急速に普及し、平成25年度の東京都の調査では、小学生の約半数が携帯電話又はスマートフォンを保有しています。1日の携帯サイトの利用時間をみると、小学生や中学生では「ほとんどしない」、「1時間以内」の割合が高くなっていますが、「2時間超」という回答もみられます。また、高校生になると「2時間超」の割合が約4割にのぼっています。

携帯電話やインターネットにより生活の利便性が向上する反面、チェーンメール、知らない人や団体からのメール、身に覚えのない料金の請求メール等のトラブルも報告されています。

図表39 子供の携帯電話保有率(東京都)

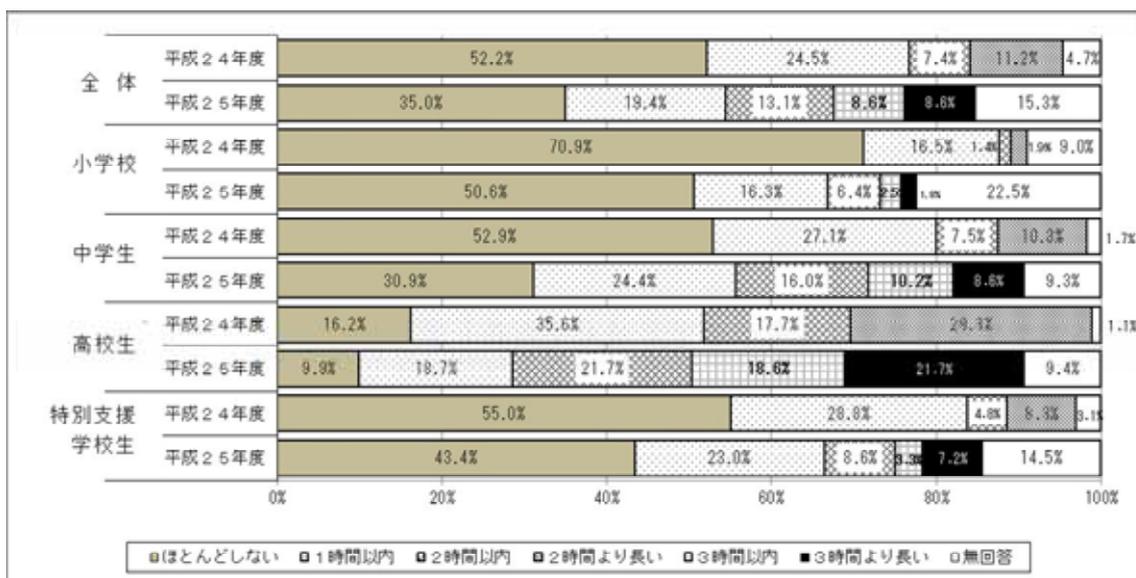


調査対象：(平成21年度)児童・生徒16,186人、(平成22年度)児童・生徒16,143人、(平成23年度)児童・生徒18,591人、(平成24年度)児童・生徒19,210人、(平成25年度)児童・生徒18,765人

資料：東京都教育庁「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

図表40 1日の携帯サイト利用時間（東京都）



資料：東京都教育庁「平成25年度インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

図表41 インターネットや携帯電話のトラブル(東京都)

		(単位%、上段:H24/下段:H23)																	
学校種別	全体	悪口が書かれたメール	メールが原因で友だちとけんか	チェーンメール	なりすましメール	知らない人や団体からメール	わいせつな画像	身に覚えのない料金の請求メール	ログ、掲示板などに悪口	自分や他人のプロフィールサイト、ブログ、掲示板などに悪口	自分の個人情報(顔写真、メールアドレス、電話番号、住所など)	有害なサイトを見て嫌な思い・不快な気分	出会い系サイトなどで脅迫・嫌がらせ	ネットゲームで他のプレイヤーとトラブル	ショッピングサイトなどで、金額などについてトラブル	インターネット等での知り合った人物による付きまとい	その他	無回答	
		全体	2,292 2,605	12.8 11.6	17.3 16.5	55.2 58.5	17.1 14.1	33.5 33.3	9.8 9.7	17.7 16.7	8.9 7.0	4.7 3.9	6.4 6.3	3.1 4.7	7.2 7.7	1.3 2.1	3.5 3.1	16.9 17.7	3.1 3.0
小学校	小学校	594 669	12.6 11.7	14.0 12.7	29.6 32.8	9.6 4.6	20.0 21.2	5.4 4.4	7.7 5.3	3.2 3.9	2.4 2.3	5.7 6.2	1.2 1.3	9.6 10.3	0.3 1.9	1.0 1.4	29.5 27.3	5.4 4.9	
	中学校	中学校	918 1,104	13.0 11.1	19.1 17.6	69.3 72.0	15.6 14.4	36.6 37.2	9.8 10.2	14.1 13.4	8.0 5.8	5.0 3.9	4.2 5.3	3.4 4.8	5.8 6.3	1.2 1.4	2.8 2.9	13.5 14.5	1.7 2.0
		全日制高校	626 684	10.5 11.1	16.0 16.1	60.2 62.7	25.7 22.8	42.7 38.9	13.3 13.7	30.4 30.1	13.9 10.5	5.4 5.4	8.8 6.9	3.5 7.3	5.4 6.7	2.1 3.2	5.8 5.3	10.7 13.9	2.1 2.6
	高等学校	定時制高校	109 79	18.3 21.5	21.1 26.6	54.1 57.0	23.9 25.3	26.6 34.2	13.8 15.2	30.3 48.1	20.2 20.3	9.2 6.3	13.8 12.7	8.3 10.1	15.6 12.7	2.8 6.3	9.2 6.3	13.8 11.4	4.6 2.5
		高等学校計	735 763	11.7 12.2	16.7 17.2	59.3 62.1	25.4 23.1	40.3 38.4	13.3 13.9	30.3 32.0	14.8 11.5	6.0 5.5	9.5 7.5	4.2 7.6	6.9 7.3	2.2 3.5	6.3 5.4	11.2 13.6	2.4 2.6
	特別支援学校	45 39	28.9 15.4	33.3 38.5	37.8 66.7	13.3 2.6	37.8 38.5	8.9 7.7	15.6 15.4	4.4 7.7	8.9 2.6	6.7 12.8	2.2 5.1	8.9 10.3	-	4.4	15.6 15.4	8.9 2.6	

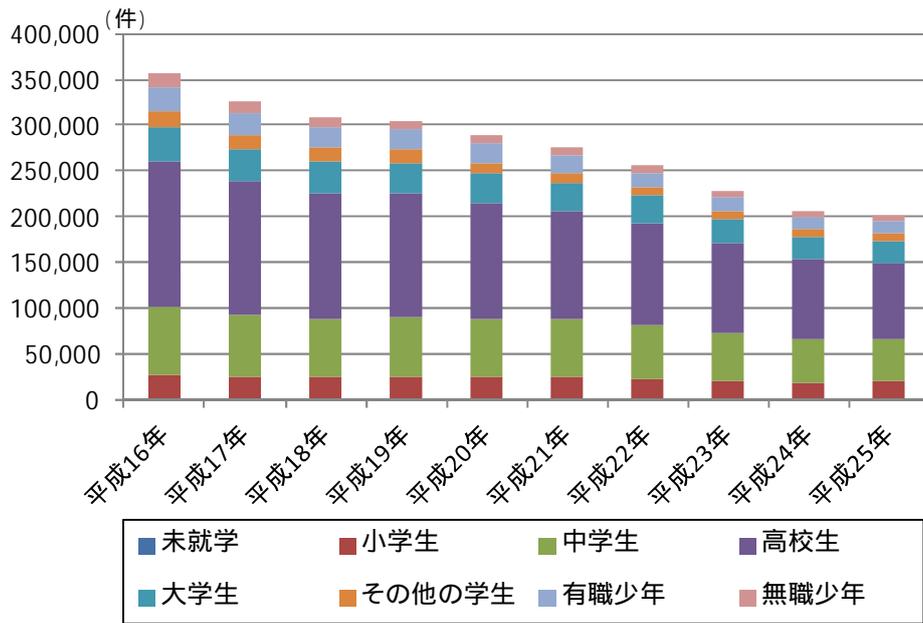
資料：東京都教育庁「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」

全国における少年(20歳未満)が被害者となる刑法犯の認知件数は、平成16年が356,426件、平成25年が200,921件と10年間で43.6%減少しています。しかしながら、未就学児については、平成22年以降、ほぼ横ばいで推移しており、被害件数全体に占める割合は増加しています。

都政への要望をみると、「治安対策」は近年、常に1位から3位で推移しており、多くの都民が対策を求めていることがうかがえます。

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

図表 42 少年が主たる被害者となる刑法犯の認知件数の推移（全国）

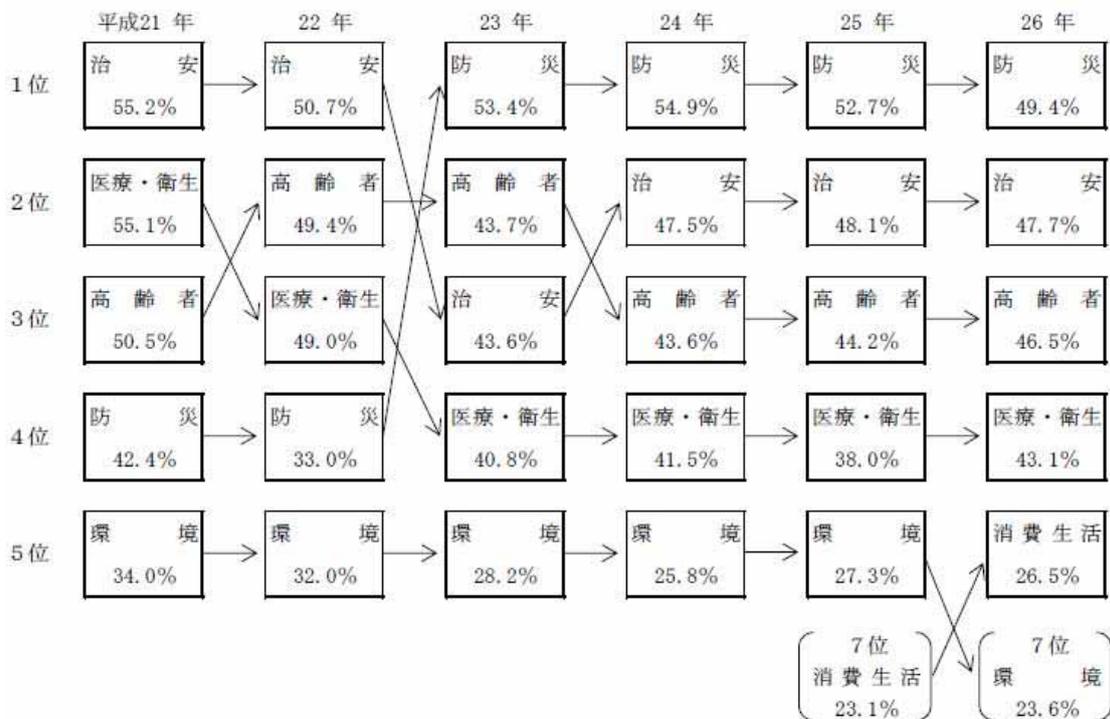


	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数	356,426	326,042	309,104	304,685	289,035	275,322	256,215	228,025	206,133	200,921
うち未就学	666	571	532	527	499	400	466	445	466	462
うち小学生	26,699	24,513	23,935	24,792	24,246	24,377	23,196	20,848	18,955	20,190

注：総数は、20歳未満の件数

資料：警察庁生活安全局少年課「平成25年中における少年の補導及び保護の概況」

図表 43 都政への要望（上位5位の推移）（東京都）



注：調査対象は、東京都全域に住む満20歳以上の男女個人

資料：東京都生活文化局「都民生活に関する世論調査」（平成26年8月調査）

(8) 子供の貧困

「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。平成24年の相対的貧困率は16.1%で、うち17歳以下の子供の貧困率は16.3%となっており、いずれも上昇傾向にあります。

また、18歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、平成24年は15.1%となっています。そのうち、大人が2人以上いる世帯は12.4%であるのに対し、大人が1人の世帯では54.6%と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。

諸外国との比較では、相対的貧困率はOECD加盟國中6番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率については、データが公表されている加盟国の中で、最も高くなっています。

図表44 (参考) 相対的貧困率の年次推移(全国)

	6 (1994)	9 (1997)	12 (2000)	15 (2003)	18 (2006)	21 (2009)	24 (2012)
子供がいる現役世帯	11.2%	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人が1人	53.2%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が2人以上	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
(参考)相対的貧困率	13.7%	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子供の貧困率	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%

注1：相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

注2：平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。

注3：大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

注4：等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

資料：厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査」

図表45 (参考) 貧困率の国際比較

相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる世帯の相対的貧困率					
順位	国名	割合	順位	国名	割合	合計		大人が1人		大人が2人以上	
						順位	割合	順位	割合	順位	割合
1	チェコ	5.8	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	3.0	1	デンマーク	9.5
2	デンマーク	6.0	2	フィンランド	3.9	2	フィンランド	3.7	2	フィンランド	11.4
3	アイスランド	6.4	3	ベルギー	5.1	3	ベルギー	4.4	3	ベルギー	14.7
4	ハンガリー	6.8	4	アイスランド	7.1	4	アイスランド	6.3	4	スロヴァキア	15.9
5	ルクセンブルク	7.2	5	オーストリア	8.2	5	オーストリア	6.7	5	英国	16.9
6	フィンランド	7.3	6	スウェーデン	8.2	6	スウェーデン	6.9	6	スウェーデン	18.6
7	ベルギー	7.5	7	チェコ	9.0	7	ドイツ	7.1	7	アイスランド	19.5
8	オランダ	7.5	8	ドイツ	9.1	8	チェコ	7.6	8	フランス	25.3
9	スロヴァキア	7.8	9	スロベニア	9.4	9	オランダ	7.9	9	フランス	29.3
10	フランス	7.9	10	ハンガリー	9.4	10	スロベニア	8.2	10	オーストリア	25.7
11	オーストリア	8.1	11	韓国	9.4	11	フランス	8.7	11	アイスランド	27.1
12	ドイツ	8.8	12	英国	9.8	11	スイス	8.7	12	ギリシャ	27.3
13	アイスランド	9.0	12	スイス	9.8	12	ハンガリー	9.0	13	ニュージーランド	28.8
14	スウェーデン	9.1	14	オランダ	9.9	14	英国	9.2	14	ポルトガル	30.9
15	スロベニア	9.2	15	アイスランド	10.2	15	アイスランド	9.7	15	メキシコ	31.3
16	スイス	9.5	16	フランス	11.0	16	ルクセンブルク	9.9	16	オランダ	31.3
17	ベルギー	9.7	17	ルクセンブルク	11.4	17	ニュージーランド	10.4	17	スイス	31.6
18	英国	9.9	18	スロヴァキア	12.1	18	ベルギー	10.5	18	エストニア	31.9
19	ニュージーランド	10.3	19	エストニア	12.4	19	スロヴァキア	10.9	19	ハンガリー	32.7
20	ポーランド	11.0	20	ベルギー	12.8	20	エストニア	11.4	20	チェコ	33.2
21	ポルトガル	11.4	21	ニュージーランド	13.3	21	カナダ	11.9	21	スロベニア	33.4
22	エストニア	11.7	22	ポーランド	13.6	22	ポーランド	12.1	22	ドイツ	34.0
23	カナダ	11.9	23	カナダ	14.0	23	オーストリア	12.5	23	ベルギー	34.3
24	イタリア	13.0	24	オーストリア	15.1	24	ポルトガル	14.2	24	イタリア	35.2
25	ギリシャ	14.3	25	日本	15.7	25	日本	14.6	25	トルコ	38.2
26	オーストリア	14.5	26	ポルトガル	16.2	26	ギリシャ	15.8	26	スペイン	38.8
27	韓国	14.9	27	ギリシャ	17.7	27	イタリア	16.6	27	カナダ	39.8
28	スペイン	15.4	28	イタリア	17.8	28	アメリカ	18.6	28	ルクセンブルク	44.2
29	日本	15.0	29	スペイン	20.5	29	スペイン	18.9	29	オーストリア	44.9
30	アメリカ	17.4	30	アメリカ	21.2	30	チリ	20.5	30	アメリカ	45.0
31	チリ	18.0	31	チリ	23.9	31	メキシコ	21.5	31	イスラエル	47.7
32	トルコ	19.3	32	メキシコ	24.5	32	トルコ	22.9	32	チリ	49.0
33	メキシコ	20.4	33	トルコ	27.5	33	イスラエル	24.3	33	日本	50.8
34	イスラエル	20.9	34	イスラエル	28.5	34	韓国	—	—	韓国	—
	OECD平均	11.3		OECD平均	13.3		OECD平均	11.6		OECD平均	31.0
										OECD平均	9.9

資料：内閣府「平成26年版子ども・若者白書(全体版)」出所：OECD(2014)Family database “Child poverty”

注：ハンガリー、アイスランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年。

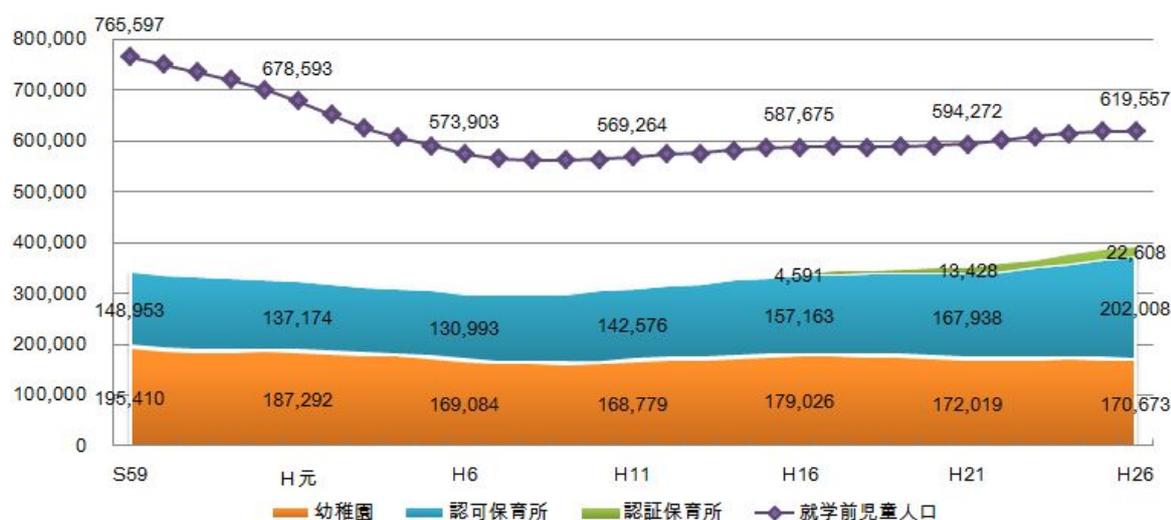
2 東京都における子供・子育て支援の状況

これまでみてきた状況に対応するため、都は、さまざまな施策を展開してきました。ここでは、現在、都が取り組んでいる子供・子育て施策の実施状況について概観します。

(1) 幼稚園・保育サービスの利用状況

過去30年間の教育・保育施設等の利用状況の推移を見ると、幼稚園の利用児童数が緩やかに減少する一方、保育施設等の利用児童数は増加しています。

図表46 幼稚園・保育施設等の利用状況の推移

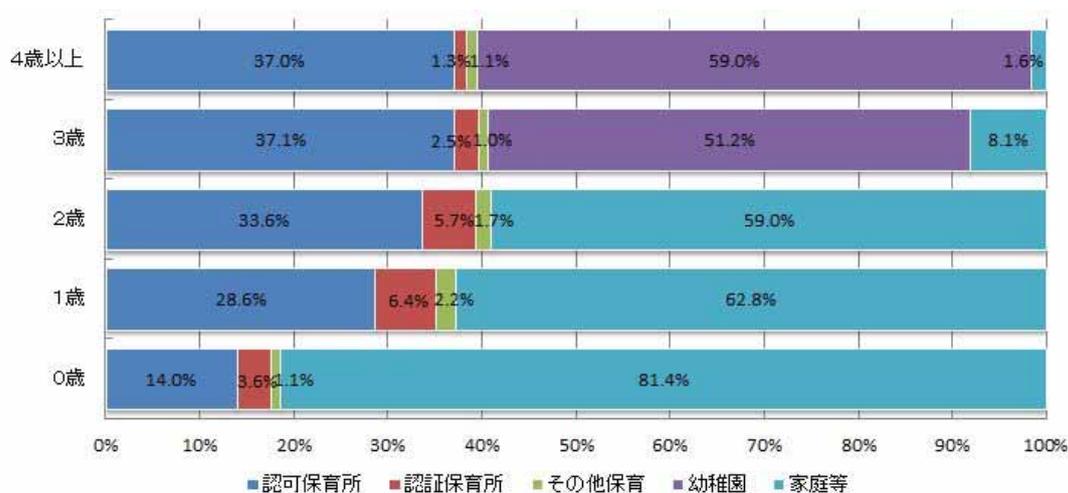


注：幼稚園は各年5月1日現在、認可保育所及び認証保育所は各年4月1日現在、就学前児童数は各年1月1日現在
資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉保健局

都における教育・保育施設等の年齢別利用状況を見ると、3歳で幼稚園の利用割合が5割を超え、4歳以上では約6割となります。

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

図表 47 教育・保育施設等の年齢別利用状況（平成 25 年）



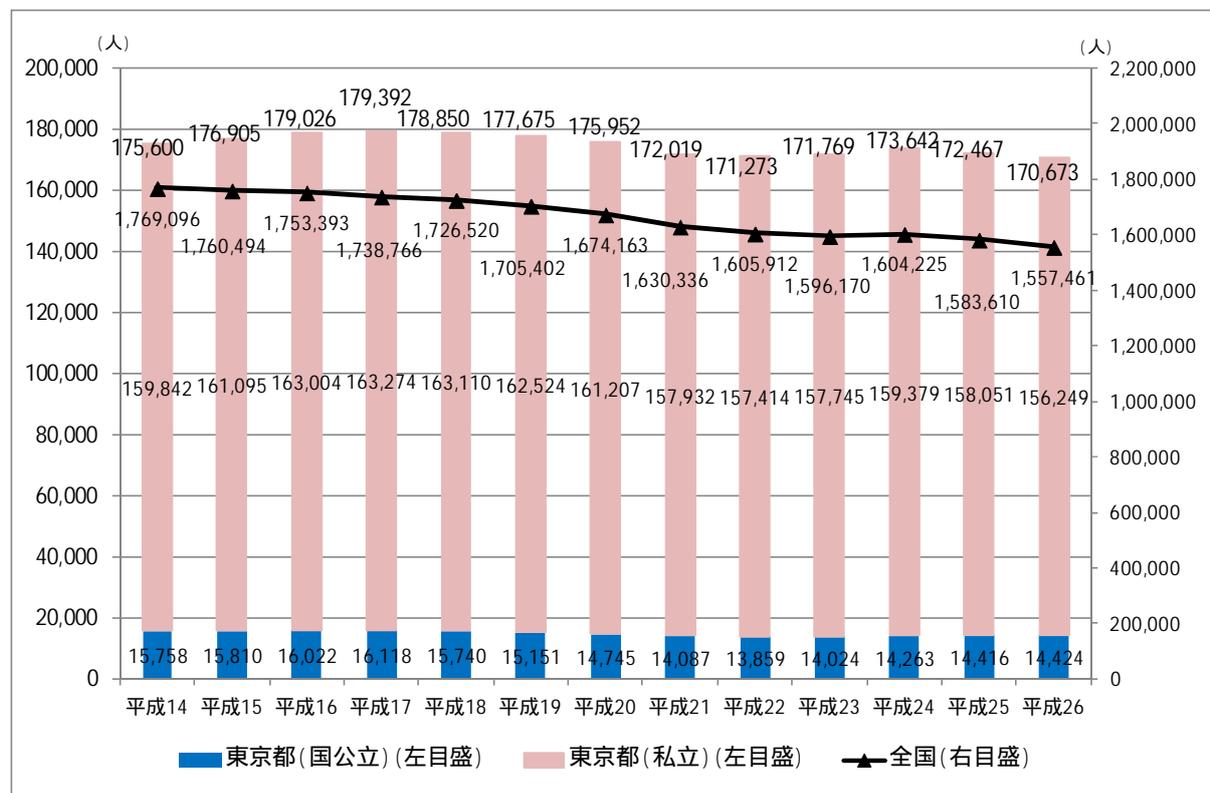
資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（平成 25 年 1 月 1 日現在）、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉保健局

(2) 幼稚園の状況

ア 在園児数

東京都の幼稚園の状況について見ると、在園児数は、平成 23 年に増加に転じましたが、平成 25 年から再び減少しています。全国の在園児数は、平成 14 年以降減少傾向が続いています。

図表 48 幼稚園児数（全国・東京都）（平成 14～26 年）



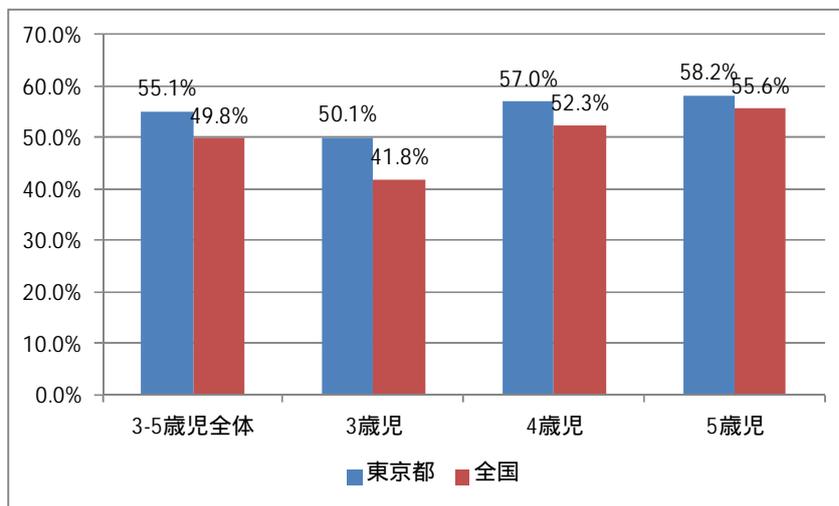
第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

資料：文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校調査基本報告」

イ 就園率

東京都の3～5歳児の幼稚園就園率は55.1%であり、いずれの年齢においても全国の上回っています。

図表49 年齢別幼稚園就園状況（平成26年）



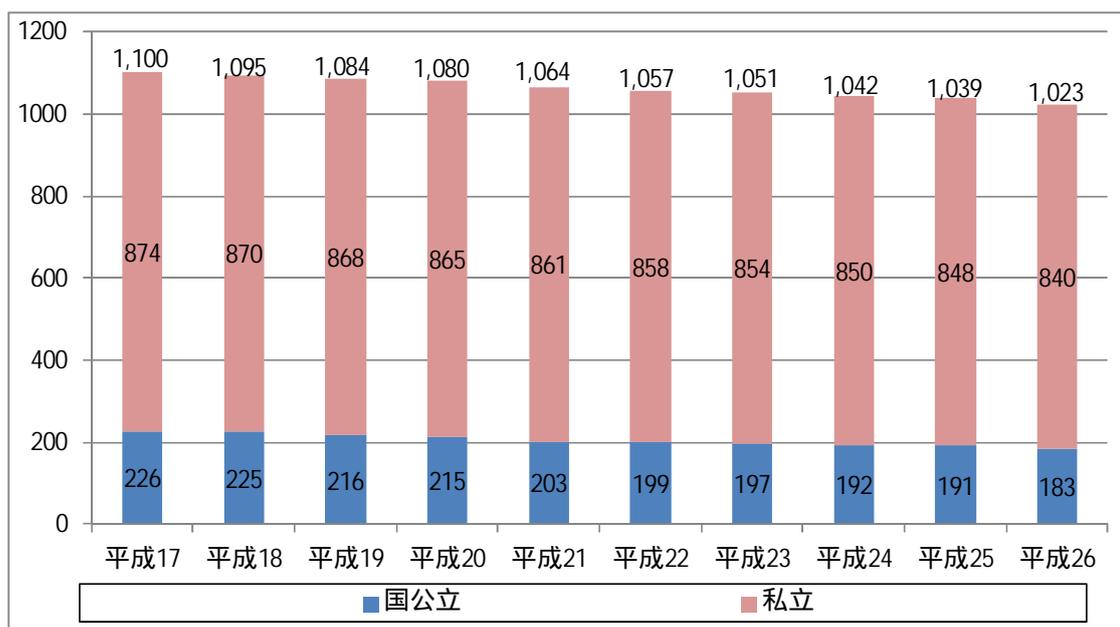
注：全国は、平成25年10月現在の年齢別人口（総務省「人口推計」）と平成26年5月1日現在の園児数（文部科学省「学校基本調査」）より算出

資料：総務省「人口推計」、文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都教育庁「教育人口等推計報告書」

ウ 幼稚園数

東京都の幼稚園数は徐々に減少しています。

図表50 幼稚園数（東京都）

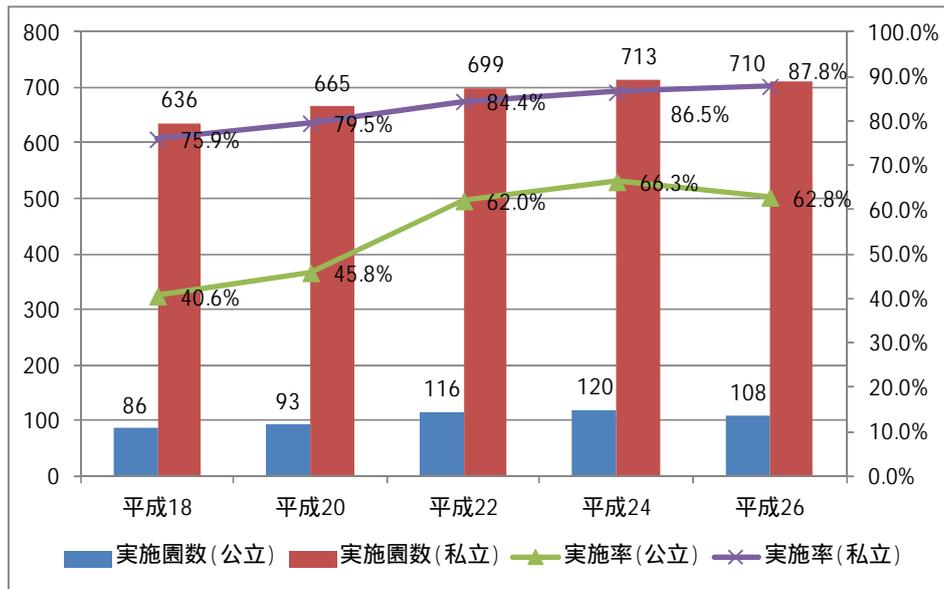


注：幼稚園数は、休園している園も含む。
資料：東京都総務局「学校基本調査報告」

エ 預かり保育

預かり保育とは、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動のことです。東京都においては、公立で6割、私立で9割近くの幼稚園が預かり保育を実施しています。

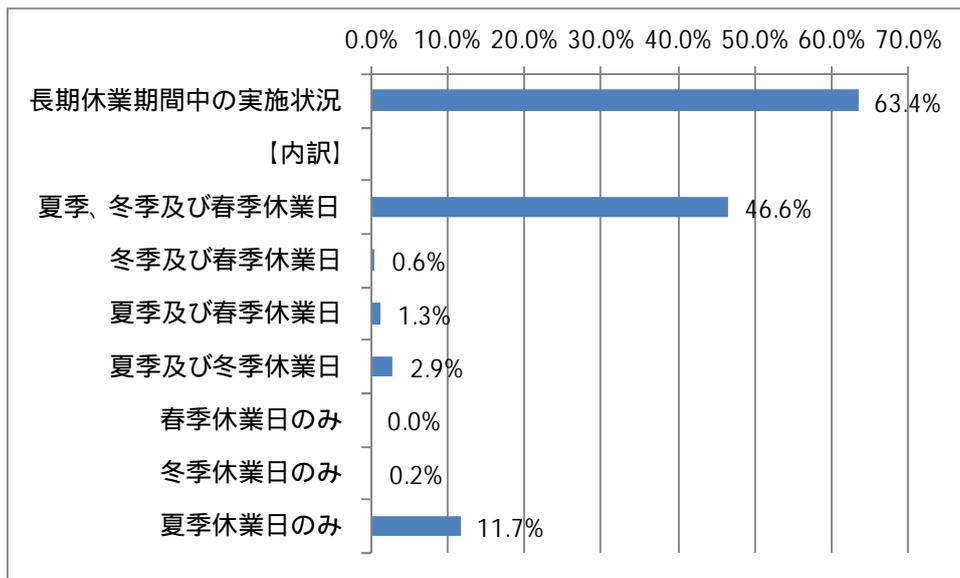
図表 51 預かり保育実施状況



資料：文部科学省調査「幼児教育に係る実態調査」

長期休業期間中の預かり保育の実施状況を見てみると、平成26年の実施率は63.4%であり、夏季、冬季及び春季休業日のいずれも実施している割合は46.6%となっています。

図表52 長期休業期間中の預かり保育実施状況（平成26年）

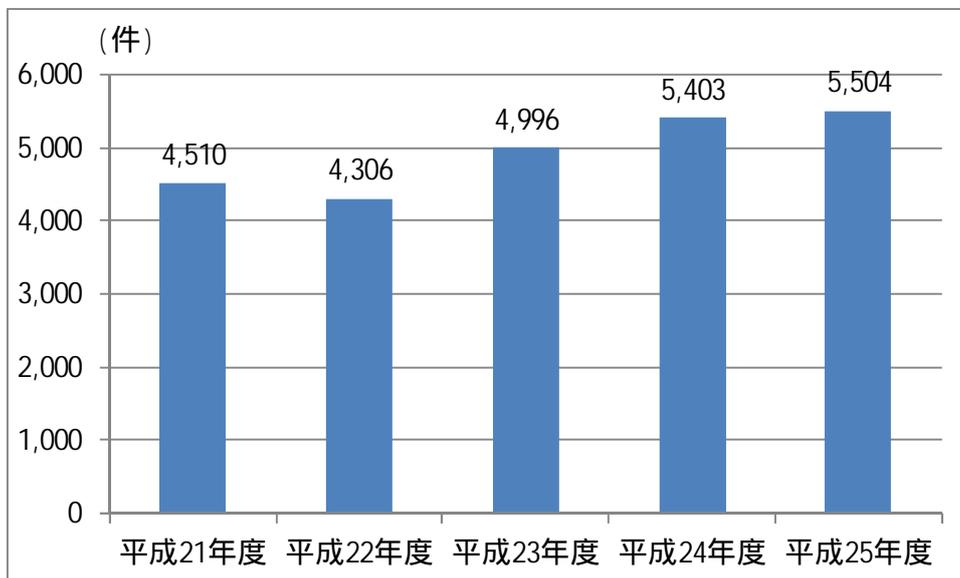


資料：文部科学省調査「幼児教育に係る実態調査」

オ 幼稚園教諭免許状授与件数

東京都教育委員会が授与した幼稚園教諭免許状の件数は、5千件前後で推移しています。

図表53 幼稚園教諭免許状授与状況（東京都教育委員会授与分）



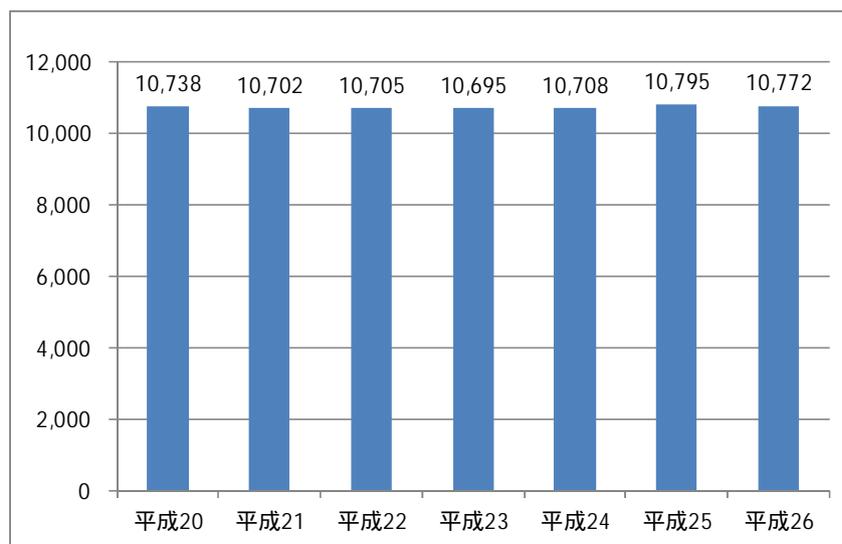
注：東京都教育庁の報告数

資料：文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

カ 教員数

東京都の幼稚園の教員数（本務教員数）は、1万700人前後で推移しています。

図表 54 教員数（東京都）



注：本務者のみを計上

資料：東京都総務局「学校基本調査報告」

(3) 保育サービスの状況

ア 保育ニーズの状況

（保育サービスの利用状況）

都における平成26年4月の状況をみると、0歳児の約2割、3歳未満の児童の約4割が保育サービス（認可保育所や家庭的保育など国の制度のほか、認証保育所など都の保育施策や区市町村による単独保育施策を含む。）を利用しています。

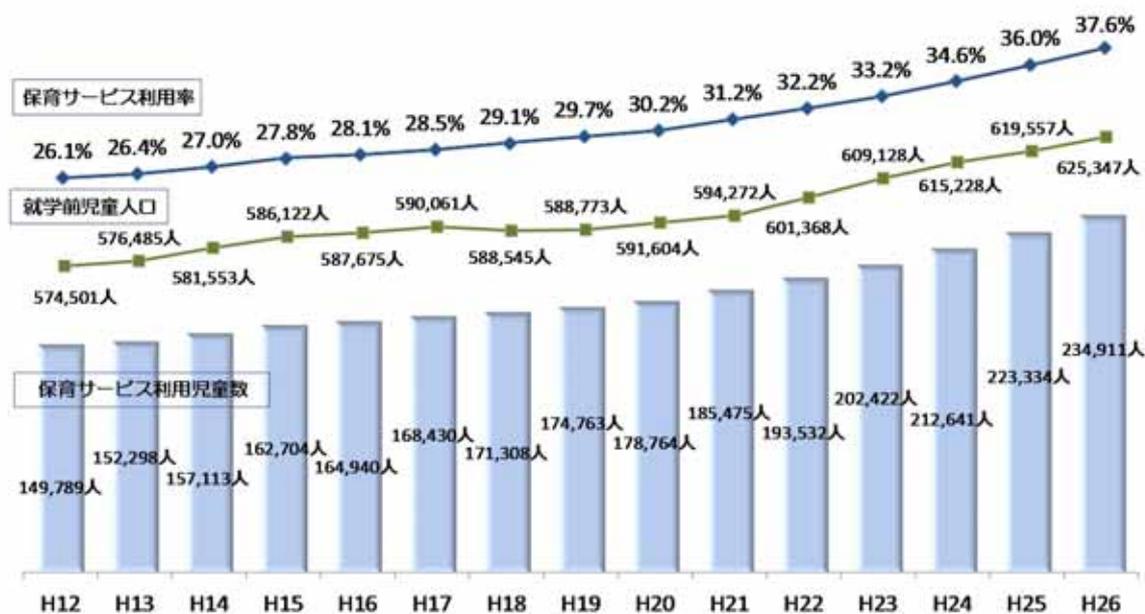
保育サービスの利用児童数は、平成26年4月現在で234,911人、就学前児童人口に対する比率（利用率）は、37.6%となっています。保育サービス利用児童数、利用率ともに年々増大してきています。

図表 55 認可保育所と認証保育所の利用状況

	認可保育所	認証保育所
定員	203,170 人	24,527 人
利用児童数	202,008 人	22,608 人
利用率	99.4%	92.2%

資料：東京都福祉保健局

図表 56 保育サービス利用児童数等（東京都）



資料：東京都福祉保健局

（待機児童の状況）

保育を必要としているにもかかわらず、保育サービスを利用できない児童を、待機児童といいます。

都内の待機児童数は、平成17年度以降、減少傾向にありましたが、平成20年度に増加に転じ、その後、一旦は減少したものの、平成25年度、26年度は連続して増加しています。

こうした中、都は、平成29年度末までの待機児童解消を目指して、国の安心こども基金の活用に加え、区市町村や保育事業者の負担を軽減する都独自の支援を行うとともに、多様な設置主体の参入を促すため、株式会社やNPO法人などが行う施設整備に対する独自補助を実施し、保育サービスの拡充を進めてきました。

その結果、平成26年4月1日現在の都内の保育サービス利用状況等をみると、保育サービス利用児童数の対前年比は11,577人増となり、3年連続で1万人分を超える増加となりました。

しかし、保育サービスの利用率も年々上昇しているため、平成26年4月1日現在の待機児童数は、過去最多となる8,672人となりました。

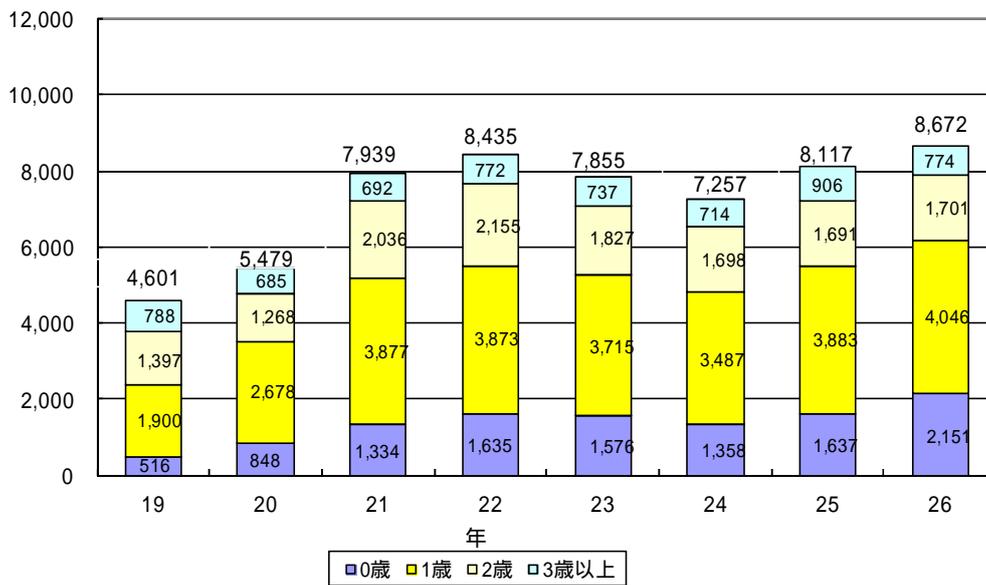
待機児童を解消していくためには、顕在化している待機児童だけでなく、今後の保育ニーズの動向（潜在的ニーズ）を踏まえ、引き続き積極的に保育サービスを拡充していく必要があります。

【待機児童】

平成26年度までは、保育所の利用を希望する保護者が区市町村に認可保育所の入所を申し込み、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育を利用できない児童を待機児童といたしました。

平成27年度以降は、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、保育を利用できない児童を待機児童といたします。

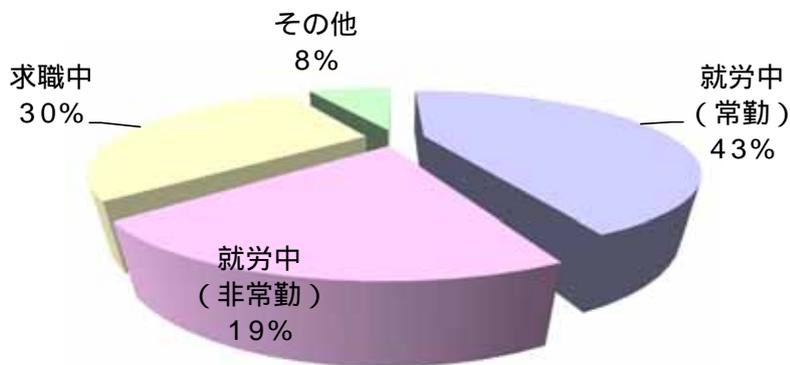
図表57 都内の待機児童数(各年4月1日現在)



資料：東京都福祉保健局

待機児童の約9割は、0～2歳児が占めています。また待機児童の保護者の状況を見ると、パートタイム労働者や求職中が約6割を占めています。

図表58 待機児童の保護者の状況(平成26年)



資料：東京都福祉保健局

イ 多様な保育サービス

都は、これまで、保育の実施主体である区市町村による、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域の実情に応じた多様な保育サービスの整備を支援してきました。

また、都市化の進展や核家族化、ライフスタイルや就労形態の多様化等する中、実施主体である区市町村が、延長保育や夜間保育、病児保育など、ニーズに応じたきめ細かい保育の提供を行うよう、支援する必要があります。

待機児童を解消するためには、保育サービスの量の拡充だけでなく、ニーズのミスマッチを防ぐことが必要です。

図表 59 保育サービス種別ごとの利用児童数 各年4月1日現在

	認可 保育所	認証 保育所	認定 こども園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	定期利用 保育事業	区市町村 単独施策	合 計
22年度	172,797人	15,744人	1,375人	1,455人		12人	2,149人	193,532人
23年度	178,955人	17,399人	1,880人	1,646人		206人	2,336人	202,422人
24年度	185,263人	20,065人	2,365人	1,866人		588人	2,494人	212,641人
25年度	193,150人	21,796人	2,915人	2,027人		817人	2,629人	223,334人
26年度	202,008人	22,608人	3,304人	2,394人	676人	932人	2,989人	234,911人

資料：東京都福祉保健局

図表 60 多様な保育サービスの実施状況 各年度補助事業実績

	保育所数	延長保育実施保育所数 (夜間保育を含む。)		休日保育実施保育所数
		うち2時間以上延長		
21年度	1,705施設	1,373施設	264施設	52施設
22年度	1,740施設	1,445施設	281施設	56施設
23年度	1,800施設	1,538施設	337施設	56施設
24年度	1,855施設	1,621施設	394施設	61施設
25年度	1,915施設	1,717施設	448施設	62施設

	一時預かり 利用児童数	定期利用保育 利用児童数	障害児保育		病児・病後児	
			保育所数	児童数	実施区市	施設数
21年度	354,887人	—	1,298施設	3,517人	44か所	93施設
22年度	371,729人	14,581人	1,279施設	3,520人	45か所	103施設
23年度	421,876人	72,549人	1,288施設	3,632人	47か所	109施設
24年度	441,346人	152,420人	1,288施設	3,727人	48か所	117施設
25年度	495,993人	196,582人	1,391施設	3,942人	49か所	118施設

資料：東京都福祉保健局

ウ 保育士

待機児童解消に向け、保育サービスの拡充を進める上で、保育人材の確保は極めて重要です。

ここ数年の新規の保育士登録者数は、5,000人から6,000人で推移し、増加傾向にあります。登録簿記載者数も増加していますが、資格を有していても保育以外の分野に就業している方や退職して働いていない方も多く、こうした潜在保育士の活用も課題となっています。

図表 61 保育士登録数

	新規登録者数	登録簿記載者数
21年度	5,135人	79,585人
22年度	5,080人	84,663人
23年度	5,320人	89,982人
24年度	5,812人	95,792人
25年度	5,899人	101,691人

資料：東京都福祉保健局

エ 質の確保及び向上

保育サービスは、児童に対する保育の実施にとどまらず、保護者に対する支援や、良質な保育環境によって、子供のより良い育ちに資するものでなくてはなりません。

そのため、保育サービスの量的拡充とともに、保育の質の確保・向上を図る必要があります。

保育人材の資質向上のための研修の受講促進、適切な指導監督、第三者評価の受審の促進のほか、事故が発生した場合の再発防止の取組が重要です。

(4) 認定こども園の状況

東京都の認定こども園の認定件数は103施設(平成26年4月1日現在)となっており、このうち幼稚園型が51施設、保育所型が26施設となっています。

また、定員(平成26年4月1日現在)は、都全体で22,825人、そのうち保育に欠ける子の定員が7,906人、保育に欠けない子の定員が14,919人となっています。

図表62 認定こども園の認定件数の推移(各年4月1日現在)(東京都)

	認定件数	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成20年	19件	4件	9件	3件	3件
平成21年	33件	4件	20件	5件	4件
平成22年	51件	7件	32件	5件	7件
平成23年	65件	9件	40件	6件	10件
平成24年	74件	12件	43件	9件	10件
平成25年	91件	14件	46件	21件	10件
平成26年	103件	16件	51件	26件	10件

資料：東京都福祉保健局

図表63 認定こども園の認定件数(平成26年4月1日現在)

	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
東京都	103件	23件	80件	16件	51件	26件	10件
全国	1,359件	252件	1,107件	720件	410件	189件	40件

資料：文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室資料

図表64 認定こども園の定員(東京都)(平成26年4月1日現在)

	0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	計
全体	478人	917人	1,095人	273人	6,062人	6,984人	7,016人	22,825人
保育に欠ける子	478人	917人	1,090人	54人	1,777人	1,791人	1,799人	7,906人
保育に欠けない子	0人	0人	5人	219人	4,285人	5,193人	5,217人	14,919人

資料：東京都福祉保健局

(5) 学齢期の子供たちの状況

平成26年度の全国調査によると、東京都の小・中学生の学力は、全体的には全国でも上位に位置していますが、基礎的・基本的な事項が定着していない児童・生徒もいるため、今後とも、「確かな学力¹」の定着と伸長に取り組む必要があります。

1 確かな学力…… 知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

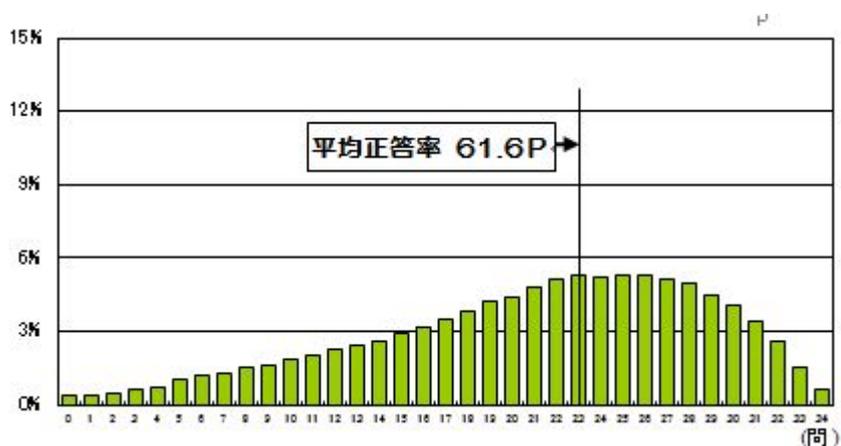
図表 65 全国学力・学習状況調査の結果（順位）

小学6年生	平成21年度	平成26年度	中学3年生	平成21年度	平成26年度
国語A	8位	7位	国語A	31位	8位
国語B	6位	13位	国語B	37位	6位
算数A	16位	13位	数学A	26位	12位
算数B	2位	5位	数学B	25位	10位

資料：文部科学省「全国学力・学習状況踏査結果」

国や都の学力調査の結果によると、特に算数のような積み上げ型の教科においては、習熟の進んでいる層から遅れがちな層までの幅広く分布しているため、個に応じた指導の充実が不可欠です。

図表 66 小学校第5学年 「小学校算数」 正答数分布

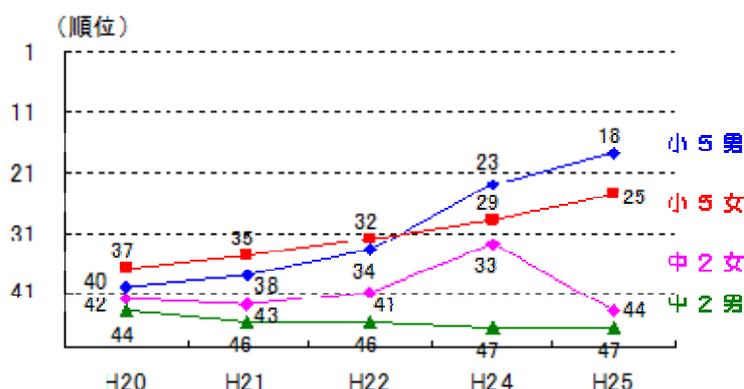


資料：東京都教育庁「平成26年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」

平成25年度の全国体力・運動能力・運動習慣等の調査結果によると、東京都の児童・生徒の体力は、小学生は全国平均水準まで向上したものの、中学生は全国平均を大きく下回っています。次代の東京を担う健やかな児童・生徒の育成のため、実効性のある更なる総合的な体力向上施策が必要です。

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

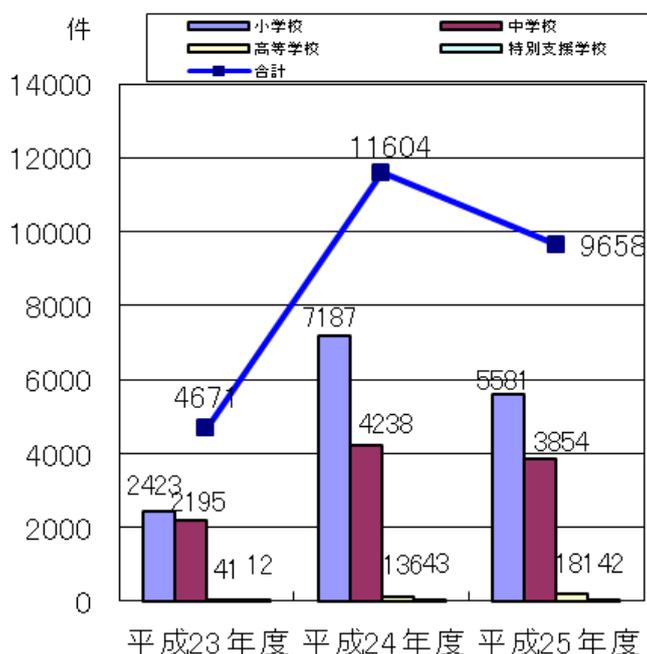
図表 67 平成 25 年全国体力・運動能力、運動習慣等調査における東京都の順位



資料：文部科学省「平成 25 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」

平成 25 年度の調査によると、都内公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数の合計は、9,658 件であり、昨年度と比べ、小・中学校では減少し、高等学校では増加、特別支援学校ではほぼ同様となっています。各学校において、児童・生徒を対象とした定期的なアンケートや、「いじめに関する授業」など、いじめの防止等の取組を確実に実施していく必要があります。

図表 68 いじめ認知件数の推移 (3 年間) (東京都)



資料：文部科学省「平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

就職も就学もせず、社会との関係を築けずに自宅以外での生活の場を失った、ひきこもりの状態にある者、非行からの立ち直りに困難を抱えた者など、社会的自立に困難を抱える若者の自立支援に向けた取組を進める必要があります。

(6) 地域の子供・子育て支援サービスの状況

地域の子供・子育て支援サービスの実施主体である区市町村は、子育て家庭に対して、地域の実情に応じ、様々な事業を組み合わせながら子育てサービスを提供していますが、コミュニティの希薄化や、それに伴う家族の孤立化、共働き世帯の増加、多様化するニーズなどの課題に対応するため、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな対応が求められています。

東京都は、第一子出産時の母の平均年齢が全国で最も高く、晩産化が進行しています。(図表8参照)

若い世代における妊娠適齢期等に関する理解は十分ではなく、高齢になってから不妊症で悩む方が多くいます。

特定不妊治療は、医療保険の適用対象となっておらず、治療が標準化されていないため、治療方法、治療費用は医療機関によって様々ですが、子供を産み育てたいと願う夫婦を支援していく必要があります。

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・子育てに関して、誰にも相談できず、また、正しい情報が得られず、不安を抱える妊婦や保護者が多くなっています。

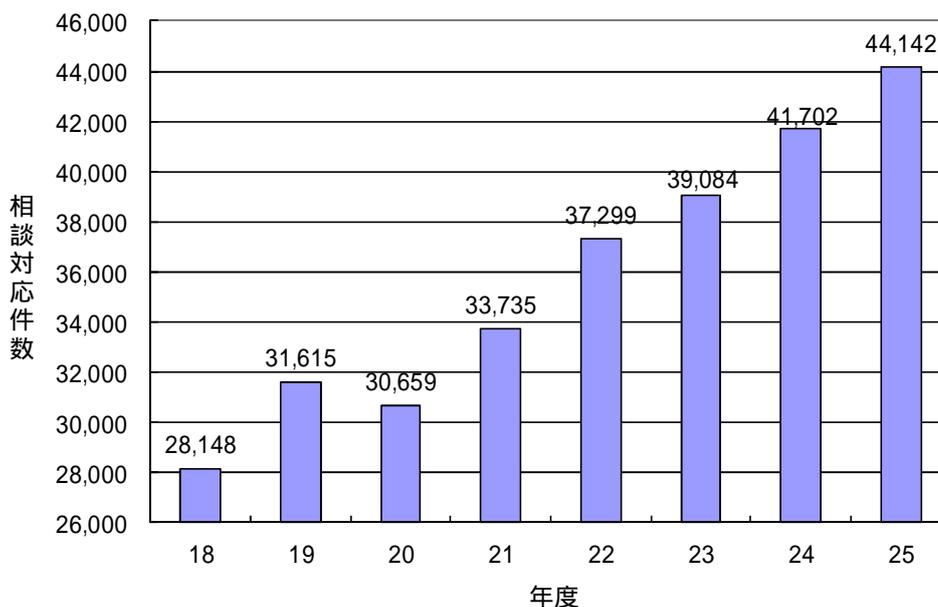
都は区市町村に対して、妊娠期から切れ目のない支援を行う子育てスタート支援事業や、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるよう授乳やおむつ替えができる赤ちゃんふらっとの整備など、都独自の支援を実施していますが、区市町村の取組状況には地域差が生じています。

妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、身近な場所で情報の入手や相談を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる利用者支援事業は、平成25年11月現在、都内12区市町村で実施しています。

子供と家庭に関する第一義的な相談窓口であり、地域のネットワークの中心的な役割でもある子供家庭支援センターは、平成26年度現在、ほぼすべての区市町村で設置されており、そのうちの約9割が、虐待対応等の専門性を強化した先駆型子供家庭支援センターとなっています。また、虐待対策コーディネーターを配置するなど、虐待対応力の強化も進められています。

子供家庭支援センターの相談件数は年々増加しており、平成25年度は44,142件となっています。

図表 69 子供家庭支援センター相談対応件数



資料：東京都福祉保健局「区市町村児童家庭相談統計」

地域の子育てサービスを紹介したり、支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な子育てサービス等につなげるための取組は重要です。そのひとつである乳児家庭全戸訪問事業の訪問率は都内全体で概ね9割となっています。

在宅で子育てをしている親子に、地域の身近な場所をつどいの場を提供し、子育てについての相談支援や情報提供、子育てサークルの支援等を行う子育てひろばは、着実に整備が進んでおり、平成26年度現在、都内に840か所設置されています。近年は、地域支援や利用者支援事業の機能や、子育て家庭の孤立化の防止や虐待の未然防止の役割も担っています。

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、一時預かり事業など、緊急時等に一時的に子供を預かるサービスのニーズが高まっています。多くの自治体が、子供を預かる事業を行っていますが、区市町村により、同じ自治体内に実施施設がない、もしくは利用できる年齢や日数の上限が異なるなど、実施体制にばらつきがあります。

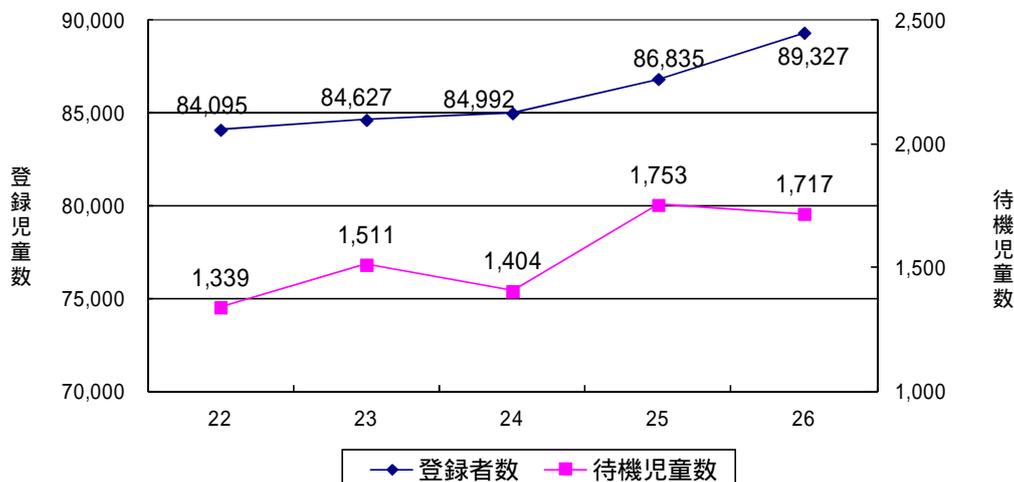
学童クラブ事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に安心して遊び、生活できる場所を確保する事業です。子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正に伴い、各区市町村は学童クラブの設備及び運営の基準について、省令で定める基準を踏まえて条例を制定し、各クラブはその条例に基づいて運営されることとなります。

学童クラブの設置数、登録児童数はいずれも近年増加傾向にあります。何らかの

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

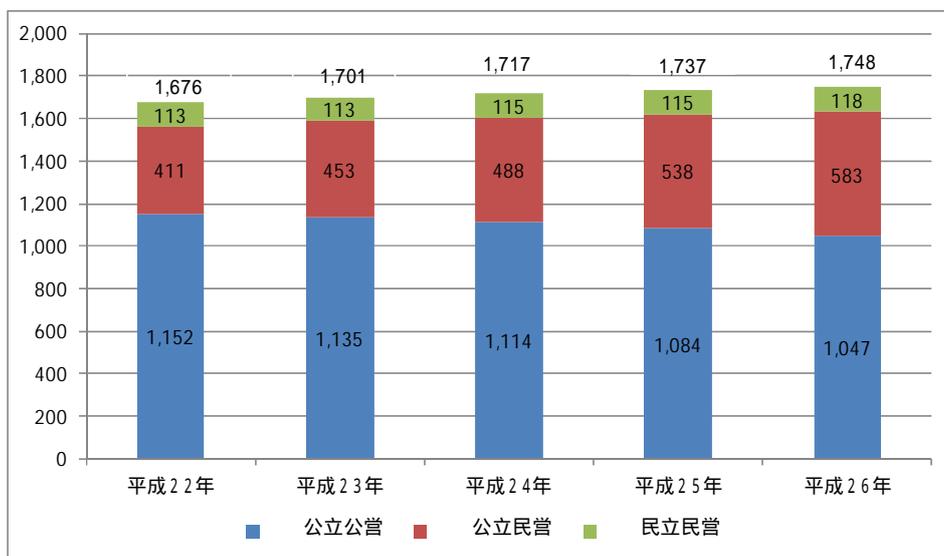
理由で学童クラブに登録できなかった児童（いわゆる待機児童）も発生しています。児童福祉法の改正により、学童クラブの利用対象児童が小学校高学年にまで拡大するため、こうしたニーズも踏まえて整備を進める必要があります。

図表 70 学童クラブ登録児童数と待機児童数の推移



資料：東京都福祉保健局

図表 71 学童クラブ施設数

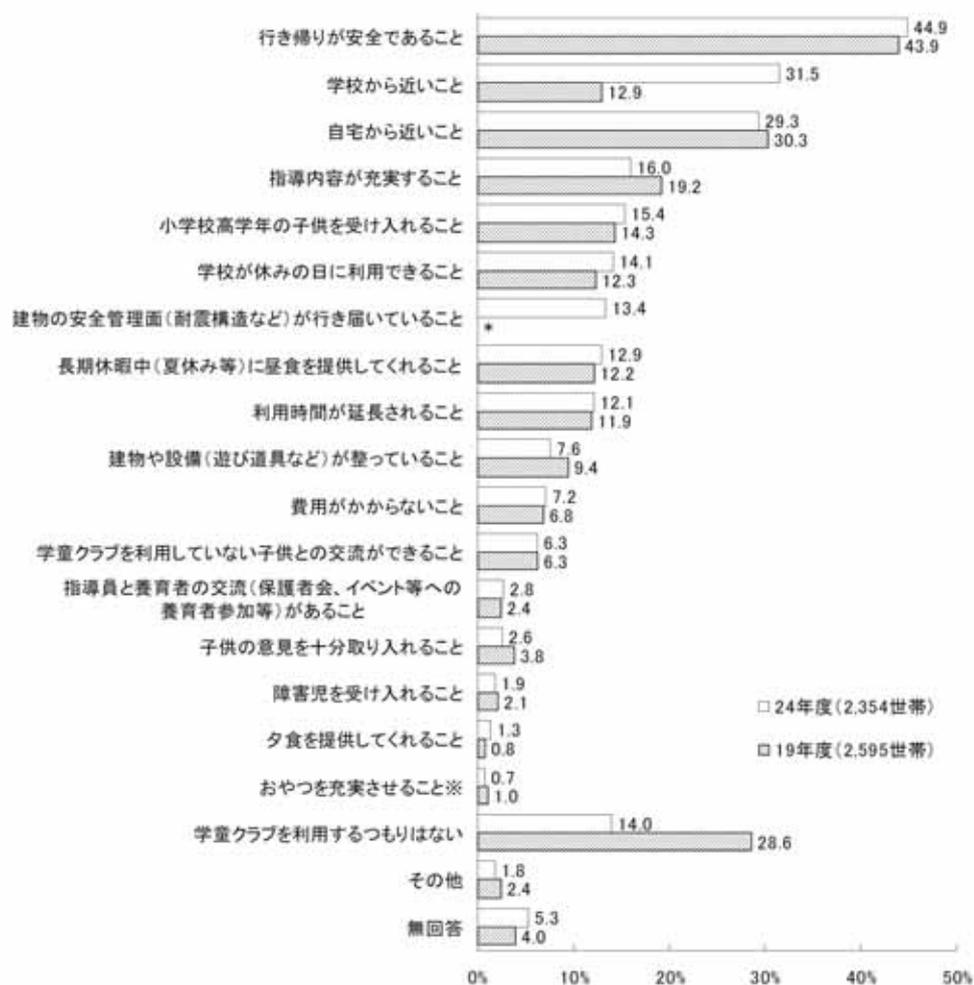


資料：東京都福祉保健局

放課後の子供たちの安全・安心の確保に対する保護者のニーズが非常に高いことから、移動時のリスクを回避するため、送迎支援や学校内での学童クラブの設置を促進する必要があります。

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

図表72 学童クラブを利用するにあたって望むこと



(注)* は19年度調査では、選択肢を設けていないため、データが存在しない。

(注) ※ は19年度調査では、「おやつが充実すること」としていた。

資料：東京都福祉保健局「平成24年度東京都福祉保健基礎調査」

放課後の子供たちの居場所としては、学童クラブのほか、教育部門が行う放課後子供教室があります。放課後子供教室は、学校等を利用して放課後等の子供の居場所を設け、学習や体験・交流活動を行う事業で、平成25年度には52区市町1,101か所を実施しており、年々増加しています。

図表73 放課後子供教室の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
教室数 (都立特別支援学校含む)	475	713	883	958	1,009	1,049	1,101
区市町村数	38区市町	46区市町	48区市町	50区市町	51区市町	52区市町	52区市町

資料：東京都教育庁

国は、平成19年度にスタートした「放課後子どもプラン」に代わり、平成26年

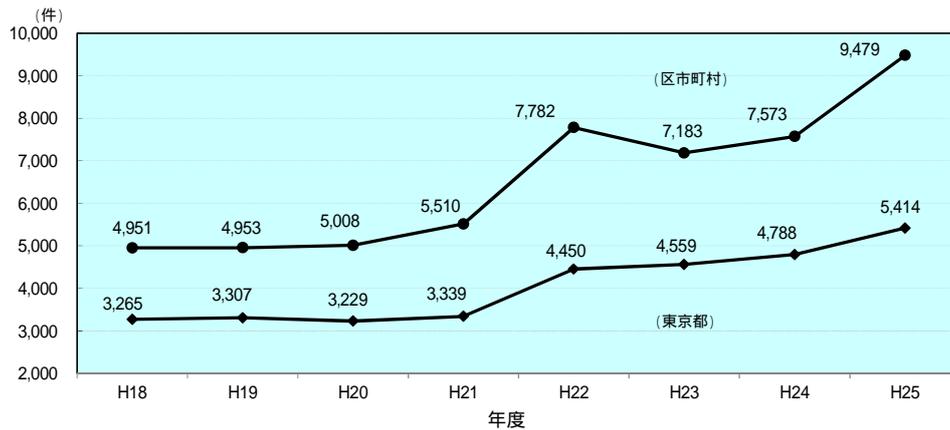
度に「放課後子ども総合プラン」を新たに策定しました。この中で、学童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを推進していますが、まだ十分な取組が行われていない区市町村もあります。

(7) 特に支援を必要とする子供と家庭の状況

ア 児童虐待

児童虐待相談の件数は、年々増加しています。体制の強化や人材育成など児童虐待への対応力向上とともに、未然防止と早期発見の取組が求められています。また、保護者対応や子供の安全確保など、様々な場面で、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、学校、幼稚園、保育所、医療機関、警察、児童相談所等の地域の関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会の機能を活用するなどして、一貫して取り組むことが重要です。

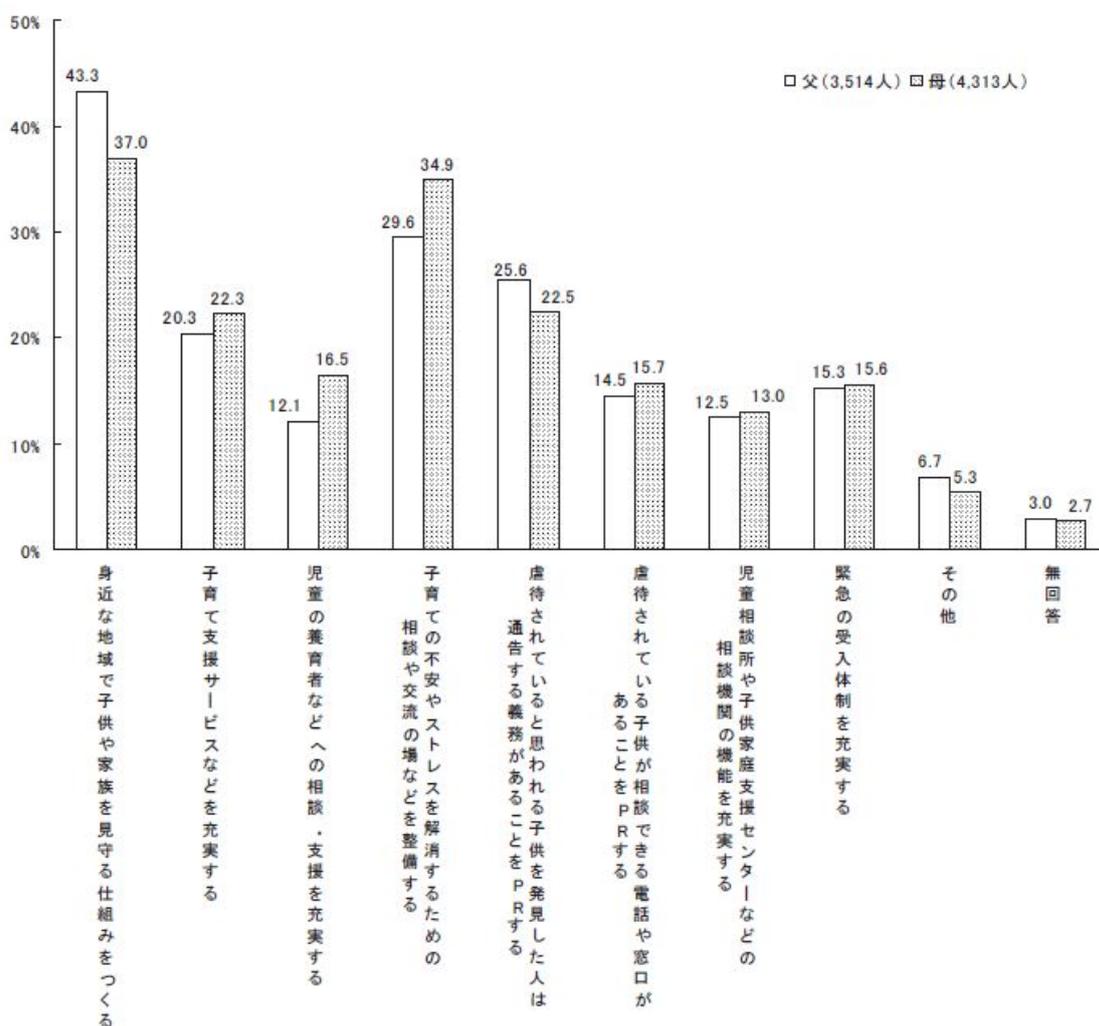
図表 74 児童虐待相談の対応件数



資料：東京都福祉保健局

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

図表75 児童虐待を防ぐ社会的な働きかけの中で大切なこと

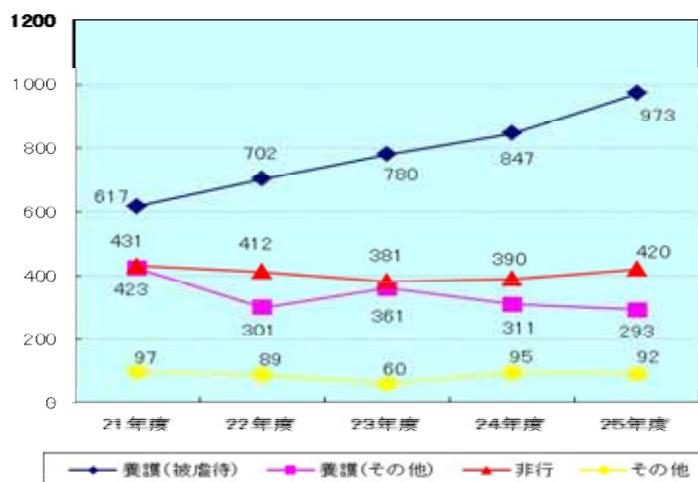


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

児童虐待相談件数の増加に伴い、一時的な保護が必要な児童の数も増加しています。このため、一時保護所の定員数を拡充しています。また、一時保護や施設入所等により家族分離した児童が、家庭復帰をする際には、虐待の再発を防止し、親子で安定的な生活を継続させるための支援も必要です。

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

図表 76 一時保護所・新規入所状況



(資料) 東京都福祉保健局

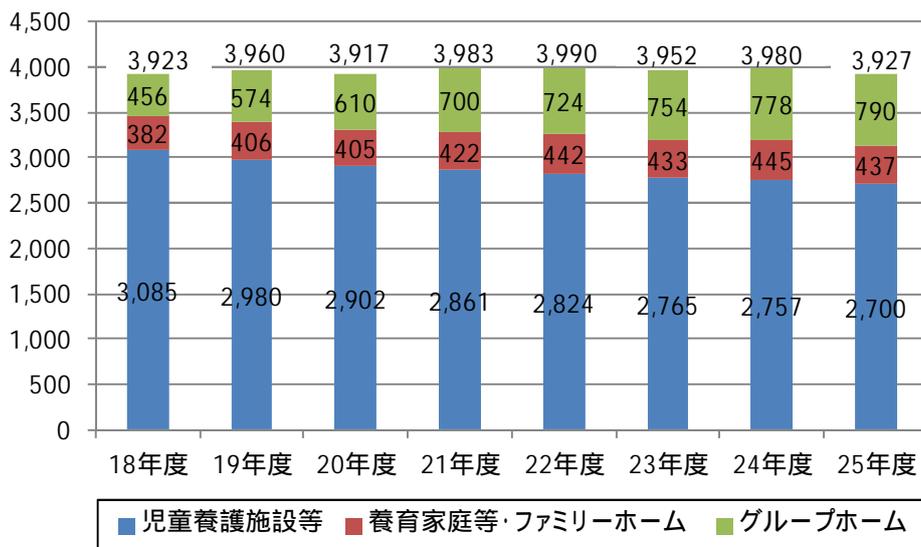
イ 社会的養護

東京都における社会的養護を必要とする子供は、現在約4千人おり、その子供たちの多くは、児童養護施設、乳児院、養育家庭などで暮らしています。

児童虐待等の相談件数の増加に伴い、一時保護所に入所する児童や、その後児童養護施設や乳児院に入所する児童も増加しています。

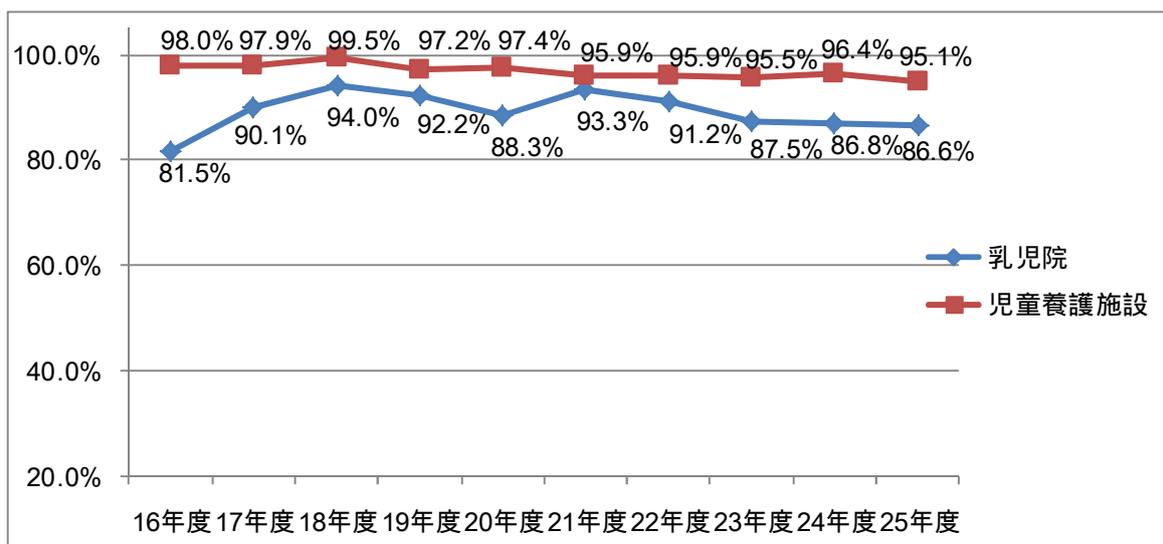
その結果、児童養護施設、乳児院の入所率は非常に高い割合で推移しています。

図表77 社会的児童養護数の推移（各年度3月1日現在）（東京都）



資料：東京都福祉保健局

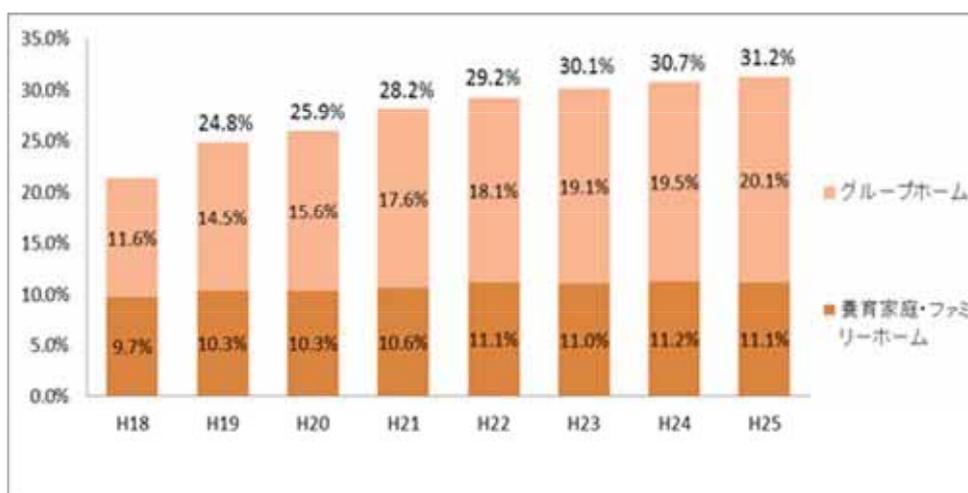
図表78 児童養護施設・乳児院の入所状況の推移



資料：東京都福祉保健局

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

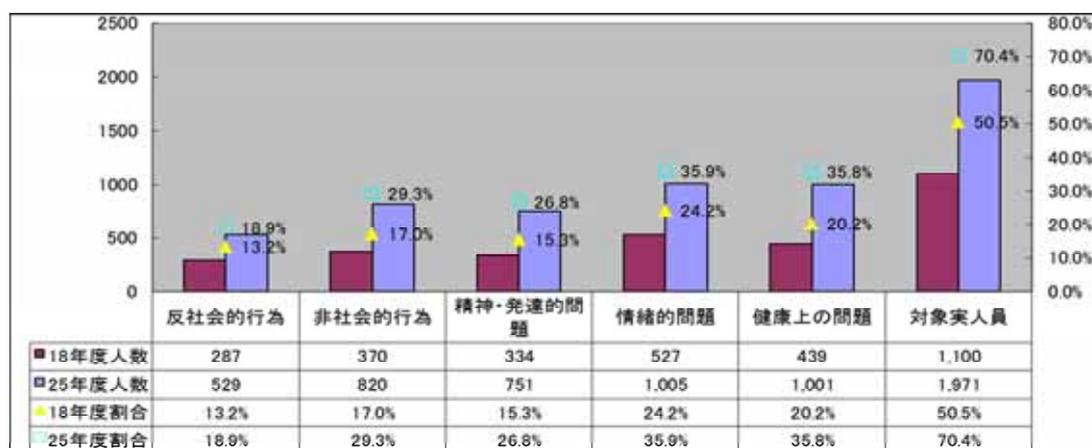
図表 79 家庭的養護の割合（各年度3月1日現在）（東京都）



資料：東京都福祉保健局

施設等に入所している子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。

図表 80 児童養護施設入所児童の状況



資料：東京都福祉保健局

社会的養護の下にある子供は、経済的な問題や、それまでの養育環境により学習習慣が身につけていない等による学力不足などから、自らが希望する進路に進めない場合があります。

図表 81 平成 25 年 3 月卒業児童の進路状況（東京都）

	大学等	専修学校等	就職
児童養護施設入所者	19.8%	17.7%	54.7%
全高卒者	65.2%	19.7%	5.9%

資料：児童養護施設現況調査及び学校基本調査

また、退所後も親族等によるサポートが得にくく、就労した子供の 40%以上が、1 年以内に離職をしているなど、安定した生活を継続することが困難な実態があります。

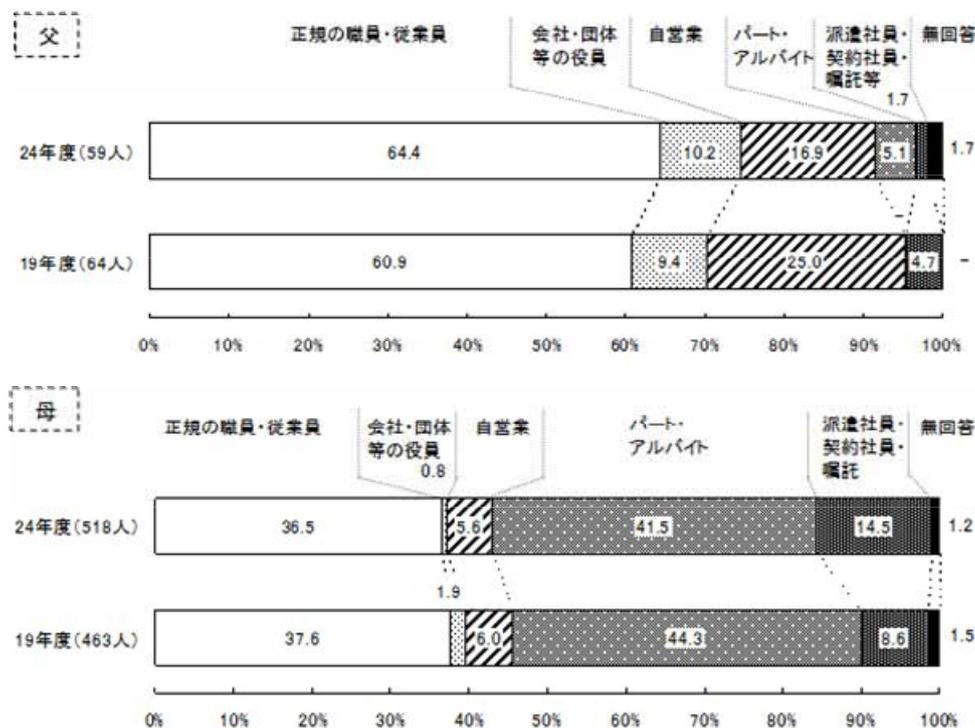
ウ ひとり親世帯

都内のひとり親世帯は、母子世帯約 159,500 世帯、父子世帯約 19,500 世帯と推計されます。

平成 24 年に東京都が行った調査によると、ひとり親世帯になった理由は、「離婚」73.7%「死別」9.6%「未婚・非婚」9.3%となっています。

ひとり親家庭の親の就労状況をみると、平成 19 年度に比べ平成 24 年度は、非正規雇用（パート・アルバイト及び派遣社員・契約社員・嘱託）の割合が増えています。

図表 82 就業上の地位



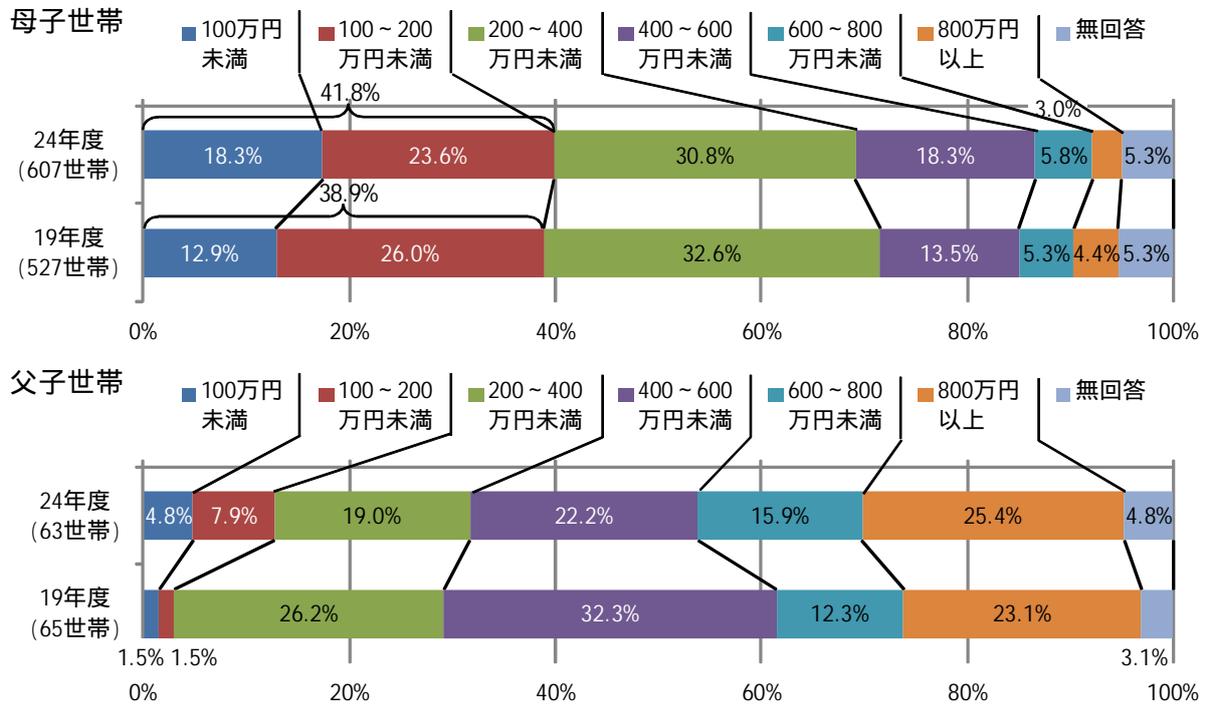
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

平成 24 年度の収入をみると、母子世帯では年収 200 万円未満が 41.8%となっており、平成 19 年よりも若干割合が増加しています。父子世帯では、200 万円未満は

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

12.7%で、平成19年の4倍以上になっています。

図表 83 世帯の年間収入



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

ひとり親世帯で現在困っていることは、母子世帯では「家計について」72.6%、「子供の教育・進路・就職について」52.8%、父子世帯では「子供の教育・進路・就職について」70.0%、「家事について」46.7%となっています。

図表 84 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕 - 母の従業上の地位別

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	子供の世話について	子供の教育・進路・就職について	社会的偏見(世間体)	その他
総数	100.0 (449)	72.6	39.4	24.5	4.2	21.4	17.1	52.8	6.9	3.1
就業	100.0 (391)	73.9	37.3	24.6	4.6	19.4	17.4	52.2	6.9	3.1
自営業	100.0 (22)	86.4	36.4	27.3	-	22.7	27.3	31.8	9.1	4.5
正規の職員・従業員	100.0 (135)	64.4	23.7	20.7	8.9	16.3	25.9	49.6	11.1	2.2
会社・団体等の役員	100.0 (2)	50.0	-	100.0	50.0	-	-	50.0	-	-
パート・アルバイト	100.0 (173)	79.2	50.3	24.3	0.6	24.9	13.3	57.8	4.0	2.9
労働者派遣事業所の派遣社員	100.0 (18)	88.9	27.8	33.3	-	22.2	5.6	38.9	-	5.6
契約社員・嘱託、その他	100.0 (37)	67.6	29.7	27.0	8.1	5.4	8.1	59.5	8.1	5.4
非就業	100.0 (55)	61.8	54.5	23.6	-	36.4	16.4	56.4	7.3	3.6

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

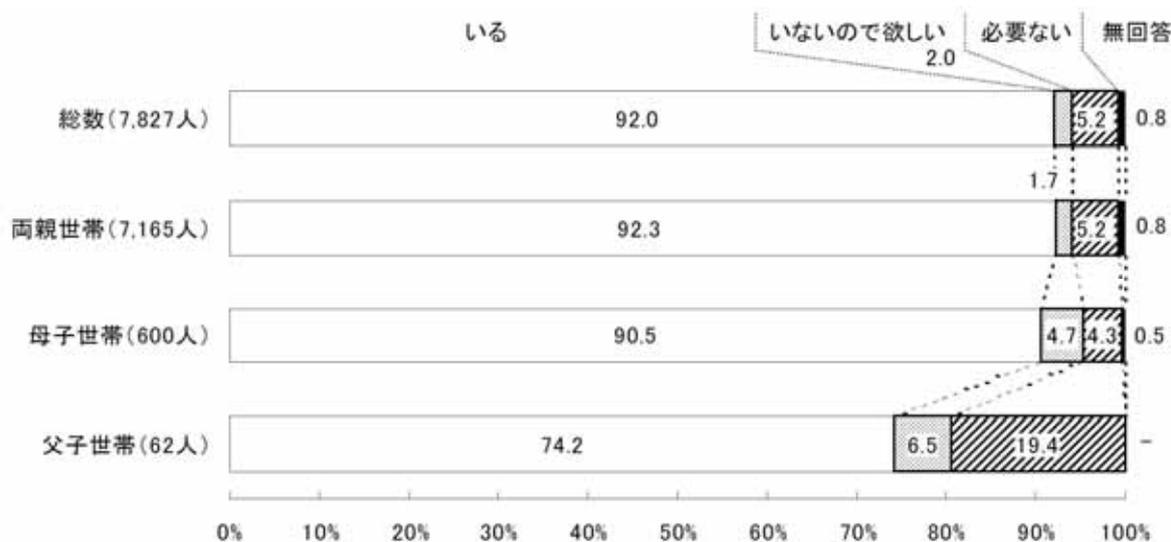
図表85 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕 - 父親の従業上の地位別

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	子供の世話について	子供の教育・進路・就職について	社会的偏見(世間体)	その他
総数	100.0 (30)	26.7	30.0	6.7	46.7	13.3	40.0	70.0	3.3	-
就業	100.0 (27)	25.9	29.6	3.7	44.4	14.8	40.7	66.7	3.7	-
自営業	100.0 (4)	25.0	50.0	-	50.0	-	-	25.0	25.0	-
正規の職員・従業員	100.0 (19)	21.1	21.1	-	47.4	10.5	57.9	78.9	-	-
会社・団体等の役員	100.0 (1)	-	-	-	100.0	100.0	-	100.0	-	-

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

相談相手がいる割合は、両親世帯は92.3%、母子世帯は90.5%、父子世帯では74.2%となっています。

図表86 相談相手の有無 - 世帯類型(母子・父子世帯)別



エ 障害のある子供

東京都内には、平成26年3月末現在、身体障害者手帳を持つ18歳未満の子供が約2.4万人、知的障害の「愛の手帳」を持つ18歳未満の子供が約1.6万人います。

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

図表 87 障害のある子供の数（18歳未満）（東京都：平成26年3月末現在）

	総数	18歳未満	構成比
身体障害者手帳交付者数	479,527人	24,032人	5.0%
愛の手帳交付者数	77,633人	16,231人	20.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	79,646人	—	-

注：精神障害者保健福祉手帳所持者数については、18歳以上、18歳未満の統計はなく、総数のみである。

資料：東京都福祉保健局 月報（福祉・衛生行政統計）

また、全国調査によると、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」と通常の学級の担任等が回答した児童・生徒の割合は、6.5%となっています。

図表 88 学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒（全国）

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%（6.2%～6.8%）
学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%～4.7%）
行動面で著しい困難を示す	3.6%（3.4%～3.9%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%（1.5%～1.7%）

注1：調査対象は、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とした。標本児童生徒数53,882人（小学校：35,982人、中学校：17,990人）

注2：「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の1つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」、「多動性・衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について1つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

資料：文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年）

特別支援学校生徒の卒業後の企業就労者数及び就労率は、平成22年度以降増加しており、平成25年度は、高等部を卒業した1,744人のうち、670人（38.4%）が企業就労しています。

図表 89 特別支援学校高等部の就労

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
卒業生総数	1,424人	1,444人	1,511人	1,707人	1,744人
企業就労者	490人	490人	557人	643人	670人
就労率	34.4%	33.9%	36.9%	37.7%	38.4%

資料：公立学校統計調査報告書「進路状況調査編」

第3章

子供・子育て支援施策の具体的な展開

- 1 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての
切れ目ない支援の仕組みづくり
- 2 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実
- 3 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実
- 4 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
- 5 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、周囲に相談相手がいない、必要な情報が得にくいなど、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えています。サービスや情報提供を充実するとともに、ワンストップで支援につなげる体制整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整えていきます。

【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発や、妊婦・保護者への適切な情報発信を行うとともに、電話やメールでの相談対応等を行います。

妊娠期から子育て期にわたって、きめ細かな支援が切れ目なく行えるよう、母子保健部門と子育て支援部門等が連携して専門職による継続的な状況把握や支援を実施する区市町村を支援します。

保険診療が適用されない特定不妊治療の費用の一部を助成するとともに、治療内容や費用の標準化、保険適用について、国に提言します。

【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

東京都こども救命センターの運営をはじめとし、小児の救急医療体制を確保するとともに、周産期母子医療センターの整備やNICUの確保、母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営など、ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対応する体制を整備します。

【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

区市町村が、子育て支援施策の実施主体として、子供家庭支援センターを中心に、様々な相談支援やサービス提供の充実を図るとともに、地域のネットワーク強化を図ることができるよう支援します。

また、要保護児童等の支援について、行政機関や、学校・医療機関等地域の関係機関が一堂に会して支援体制の整備や個別の支援方法等を検討する場である要保護児童対策地域協議会が、居住実態の把握できない児童等への対応や関係機関間の隙間のない支援のために効果的に活用されるよう、調整機関である子供家庭支援センターの調整機能を強化します。

子育てひろばが、親子にとって気軽に出かけられ相談できる場としての役割を担いつつ、在宅で子育てをしている親子の孤立化を防ぎ、子育てに対する不安を身近な地域で解消できる機能も果たせるよう、地域支援や利用者支援を行う子育てひろばの拡充を図ります。

乳児家庭全戸訪問事業等の訪問支援や、ショートステイ事業等の一時的な預かりなどの様々な子育て支援策について、区市町村が、子育て家庭の二

ズを踏まえて適切なサービスにつなげられるよう、体制整備を促進するとともに、何らかの支援が必要な子供や保護者を早期に発見し、虐待を未然に防止できるよう、人材育成の面でも支援していきます。

利用者支援については、保護者が適切に子育て支援策に結びつくよう、子育て家庭の多様なニーズを把握し、関係機関調整等を行う区市町村を支援するとともに、情報を公開し透明性を確保します。

【4 子供の健康の確保・増進】

アレルギー疾患のある子供やその保護者が、正しい知識を持って適切な日常生活を送ることのできるよう普及啓発を行うとともに、学校や保育所等における事故予防や、緊急時に適切に対応ができるための人材育成を支援します。

子供達が食に関する判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図っていきます。

目標1 施策の体系

(1) 妊娠・出産に関する支援の推進

子供家庭支援区市町村包括補助事業(先駆的事業・選択事業・一般事業)
生涯を通じた女性の健康支援事業
不妊治療費助成事業
妊婦健康診査受診促進事業
妊娠・出産包括支援推進事業
出産・子育て応援事業
子育てスタート支援事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業
母子保健支援事業
TOKYO子育て情報サービス
東京都こども医療ガイド
東京都医療機関案内サービス「ひまわり」
電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)
子育て家庭のための情報交流コーナーの設置
来院小児患者付き添い家族(児童)の一時預かり
各種医療費助成制度(ひとり親家庭等医療費助成含む)

(2) 安心できる小児・母子医療体制の整備

小児救急医療体制の充実(初期・二次救急)
地域における小児医療研修
休日・全夜間診療参画医療機関整備費等補助(小児)
休日・全夜間診療事業(小児・専任看護師配置)
救急専門医等養成事業(小児)
こども救命センターの運営
小児救急医療対策協議会
周産期医療システムの整備
周産期医療施設等整備費補助
母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置
周産期搬送コーディネーターの配置
周産期医療ネットワークグループの構築
周産期連携病院の確保
多摩新生児連携病院の確保
在宅移行支援病床運営事業
在宅療養児一時受入支援事業
地域医療を担う医師養成事業(医師奨学金)
産科医等確保支援事業
新生児医療担当医(新生児科医)確保事業
医師勤務環境改善事業
院内保育室の充実

(3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

子供家庭支援区市町村包括補助事業(先駆的事業・選択事業・一般事業)(再掲)
医療保健政策区市町村包括補助事業
要支援家庭の早期発見に向けた取組
妊娠・出産包括支援推進事業(再掲)
出産・子育て応援事業(再掲)
子育てスタート支援事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業(再掲)
母子保健支援事業(再掲)
TOKYO子育て情報サービス(再掲)
電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)(再掲)
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>
養育支援訪問事業
親の子育て力向上支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
要支援家庭を対象としたショートステイ事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業
子育て短期支援事業実施施設の整備
ファミリー・サポート・センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>
一時預かり事業
子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)の充実
子供を守る地域ネットワーク機能強化事業
4152(よいこに)電話
利用者支援事業
地域子育て支援研修
子育て支援員
東京子育て応援事業

(4) 子供の健康の確保・増進

アレルギー疾患対策
食を通じた子供の健全育成

目標1「地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない 支援の仕組みづくり」の事業一覧

(1) 妊娠・出産に関する支援の推進

No	事業名	所管局	事業概要
1	子供家庭支援区市町村包括補助事業（先駆的 事業・選択事業・一般 事業）	福祉保健局	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図る。
2	生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉保健局	電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応するとともに、妊娠適齢期等に関する普及啓発を行う。
3	不妊治療費助成事業	福祉保健局	特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。
4	妊婦健康診査受診促進事業	福祉保健局	広域的な普及啓発により、妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び妊婦健康診査の定期的な受診を促す。
5	妊娠・出産包括支援推進事業	福祉保健局	妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援体制を区市町村が構築できるよう、情報提供や研修を通じて支援する。
6	出産・子育て応援事業	福祉保健局	妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援を行う区市町村に対して専門職の配置経費等を補助することにより、取組の一層の充実を促す。
7	子育てスタート支援事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業	福祉保健局	出産や子育てに特に支援を必要とする妊婦・母児に対し、心身の安定と育児知識等を付与する場として、一定期間のデイケアや宿泊ケアを行うことで、妊娠から産後までの切れ目のないサポート体制の確立を支援する。
8	母子保健支援事業	福祉保健局	母子保健運営協議会の開催や区市町村職員等を対象とした研修の実施により、地域における母子保健水準の維持・向上を図る。
9	TOKYO子育て情報サービス	福祉保健局	妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットや電話（自動音声）により24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図る。
10	東京都こども医療ガイド	福祉保健局	子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図る。
11	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	福祉保健局	休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応していく。
12	電話相談「母と子の健康相談室」（小児救急相談）	福祉保健局	母子の健康に関する相談や育児相談、小児救急相談に対して、保健師や助産師（必要に応じて小児科医師）が対応し、親の不安の軽減を図る。
13	子育て家庭のための情報交流コーナーの設置	病院経営本部	小児総合医療センターにおいて、子育て家族同士の交流が図れるファミリールーム・交流コーナーや、子供の病気や医療に関する情報収集ができる情報コーナーを設置し、家族の子育て力を高めていく。
14	来院小児患者付き添い家族（児童）の一時預かり	病院経営本部	小児総合医療センターにおいて、ボランティア等を活用した患者家族の一時預かりサービスを実施し、付き添い家族が安心して病院へのお見舞いができるようにする。
15	各種医療費助成制度（No.175 ひとり親家庭等医療費助成含む）	福祉保健局	「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。

(2) 安心できる小児・母子医療体制の整備

No	事業名	所管局	事業概要
16	小児救急医療体制の充実 (初期・二次救急)	福祉保健局	子どもの急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行う。 入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保する。
17	地域における小児医療研修	福祉保健局	地域の診療所の医師を対象とした「地域小児医療研修(臨床研修)」や症例報告・疾病別の発生動向等の情報交換を行う地域研修会の実施などにより、小児救急医療の基盤を強化する。
18	休日・全夜間診療参画医療機関整備費等補助 (小児)	福祉保健局	小児科の救急患者に対し、24時間365日小児科医が対応する診療体制を確保するため、整備費の補助を行う。
19	休日・全夜間診療事業 (小児・専任看護師配置)	福祉保健局	休日・全夜間診療事業(小児)を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療につなげる体制を整備する。
20	救急専門医等養成事業 (小児)	福祉保健局	小児救急患者に対し、よりの確で迅速な救命処置を行うことのできる人材を育成するため、小児救急医療を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修(PALS研修)を行う。
21	こども救命センターの運営	福祉保健局	重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施する。こども救命センターでは、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。
22	小児救急医療対策協議会	福祉保健局	小児医療体制の強化に向けた検討・協議を行う「小児救急医療対策協議会」を設置する。協議会では、小児医療体制の強化に向け、一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築について検討・協議を行う。
23	周産期医療システムの整備	福祉保健局	出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。 事業目標(31年度) NICU 320床確保
24	周産期医療施設等整備費補助	福祉保健局	都内の新生児疾患の診断・治療及びリスクの高い妊産婦等の医療的管理を行う周産期施設の整備等を行うことにより、地域において出産前後の母体胎児から新生児に至る一貫した医療を提供する。
25	母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置	福祉保健局	救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備する。
26	周産期搬送コーディネーターの配置	福祉保健局	総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例について、都内全域の搬送調整等を集中して行う周産期搬送コーディネーターを配置することにより、総合周産期母子医療センターにおいて搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るとともに、母体・新生児の迅速な医療の確保を図る。
27	周産期医療ネットワークグループの構築	福祉保健局	周産期医療ネットワークグループを構築し、地域の中で一次、二次、三次それぞれの医療機関が機能に応じた役割分担と連携をすすみ、リスクに応じた医療提供体制を構築する。

28	周産期連携病院の確保	福祉保健局	ミドルリスクの妊産婦に緊急診療を行う「周産期連携病院」を拡充することにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図る。
29	多摩新生児連携病院の確保	福祉保健局	区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的高いリスクの新生児の対応が可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図る。
30	在宅移行支援病床運営事業	福祉保健局	NICUやGCUに長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児について、NICU・GCUと在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行の促進を図る。
31	在宅療養児一時受入支援事業	福祉保健局	NICU等長期入院児等の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを実施する。
32	地域医療を担う医師養成事業(医師奨学金)	福祉保健局	将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等(小児医療、周産期医療、救急医療等)の医師の確保及び質の向上を図る。
33	産科医等確保支援事業	福祉保健局	地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて急激に減少する産科医療機関及び産科医等の確保を図る。
34	新生児医療担当医(新生児科医)確保事業	福祉保健局	NICU入院児を担当する医師に手当を支給することにより、処遇改善を通じて新生児担当医の確保を図る。
35	医師勤務環境改善事業	福祉保健局	病院における医師の勤務環境を改善する取組、離職した女性医師等の再就職を支援する取組などに係る経費の一部を補助することにより、勤務医の離職防止と定着対策の導入促進を図る。
36	院内保育室の充実	病院経営本部	保育定員の増員や保育年齢拡大、院内保育室の24時間化を推進する。

(3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

No	事業名	所管局	事業概要
再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業(先駆的事业・選択事業・一般事業)(*N0.1参照)	福祉保健局	
37	医療保健政策区市町村包括補助事業	福祉保健局	身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主体的な取組を支援し、医療保健サービスの向上を推進する。
38	要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉保健局	母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。
再掲	妊娠・出産包括支援推進事業(*N0.5参照)	福祉保健局	
再掲	出産・子育て応援事業(*N0.6参照)	福祉保健局	
再掲	子育てスタート支援事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業(*N0.7参照)	福祉保健局	
再掲	母子保健支援事業(*N0.8参照)	福祉保健局	

再掲	TOKYO子育て情報サービス（*N0.9参照）	福祉保健局	
再掲	電話相談「母と子の健康相談室」（小児救急相談）（*N0.12参照）	福祉保健局	
39	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	福祉保健局	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業を実施する区市町村の取組を支援する。
40	子供家庭支援センター事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉保健局	地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援する。また、児童虐待対応の専門性を強化した先駆型子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援する。
41	養育支援訪問事業	福祉保健局	保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業を実施する区市町村の取組を支援する。
42	親の子育て力向上支援事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉保健局	子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援する。
43	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	福祉保健局	子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう、取り組む区市町村を支援する。
44	要支援家庭を対象としたショートステイ事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業	福祉保健局	養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援する。
45	子育て短期支援事業実施施設の整備	福祉保健局	保護者の利便性やケースワークの質の向上を図るため、子供家庭支援センターに併設した子育て短期支援事業実施施設を整備する区市町村を支援する。
46	ファミリー・サポート・センター事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金＞	福祉保健局	仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援する。
47	一時預かり事業	福祉保健局	保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。
48	子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）の充実	福祉保健局	子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組む区市町村を支援する。 事業目標（31年度） 地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施
49	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	福祉保健局	区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援する。

50	4152(よいこに)電話	福祉保健局	土・日・祝日(年末年始を除く)を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応える。
51	利用者支援事業	福祉保健局	子供及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、区市町村が、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
52	地域子育て支援研修	福祉保健局	年々複雑化する子供家庭相談に的確に対応できる人材を育成するため、子供家庭支援センター、地域子育て支援拠点(子育てひろば)等、地域における子育て支援・相談業務等に関わる職員を対象に、子育て支援をめぐる相談業務に必要な技術・知識の付与や更なる専門性の向上を図り、区市町村の支援体制を総体的に強化する。
53	子育て支援員	福祉保健局	新制度の実施に伴う、育児経験豊かな主婦等を対象とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を実施する。
54	東京子育て応援事業	福祉保健局	安心して子育てができる環境を整備するため、都の出えんや企業や都民等の寄付による基金を活用し、特定非営利法人、企業等が行う先進的な取組を対象として、将来の自主的な運営を前提とした立ち上げ支援を実施する。

(4) 子供の健康の確保・増進

No	事業名	所管局	事業概要
55	アレルギー疾患対策	福祉保健局	「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進する。 また、平成27年中に施行されるアレルギー疾患対策基本法に則った施策を展開する。
		教育庁	アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進する。
56	食を通じた子供の健全育成	教育庁	子供達が食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図る。また、「食育研究指定地区」に指定した区市に栄養教諭を継続して配置し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全区市町村に普及し、学校における食育の一層の推進を図る。
		福祉保健局	幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援する。 「東京都健康推進プラン21(栄養・食生活分野)推進連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援する。

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、質の高い教育・保育が求められています。

多様化するニーズに対応するとともに、質の高い教育・保育が確保されるよう、必要な支援を行います。

【1 就学前教育の充実】

乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着させる取組等を推進します。

乳幼児期の発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」等指導資料の普及・啓発を図り、区市町村や学校法人等と連携して、都内の幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い幼児教育を推進します。

都内の3歳から5歳までの就学前児童の約6割が幼稚園に就園し、うち私立幼稚園に在園する園児の割合は約9割を占めています。建学の精神に基づく様々な特色ある教育活動を行っており、量・質ともに重要な役割を担う私立幼稚園に対し、教育条件の維持向上等を目的とした支援をはじめ、預かり保育に対する支援、保護者の経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。

【2 保育サービスの充実】

(量の拡充)

平成29年度末までの待機児童解消に向け、地域の実情に応じて様々な保育サービスを組み合わせ、拡充を進める区市町村や事業者を支援していきます。

<保育サービスの整備目標> 各年4月1日現在の対前年の利用児童増加数

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
12,000人	12,000人	12,000人	4,000人	-

<保育人材の必要量> 28,000人

(多様なニーズへの対応)

都市化の進展や核家族化、ライフスタイルや就労形態の多様化に対応するため、延長保育や夜間保育、病児保育など、ニーズに応じた様々な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していきます。

(質の確保及び向上)

子供のより良い育ちに資するため、保護者に対する支援や、良質な保育環境の提供が必要です。

そのため、特に配慮が必要な子供の保育に対する支援や、第三者評価の受審促進、区市町村と連携した効果的な指導監督を行います。また、保護者支援や配慮が必要な子供への保育力の強化など、保育従事者の資質の向上に必要な研修を受講できる環境を整えます。

子供の安全を守るため、保育事業者に対し、事故防止の徹底と事故発生時の速やかな報告を求めるとともに、区市町村とも連携しながら事故防止に取り組んでいきます。

【3 認定こども園の充実】

- 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数を設定し、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援します。

< 認定こども園の目標設置数 > 各年4月1日

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
117か所	124か所	134か所	136か所	139か所

【4 就学前教育と小学校教育との連携】

幼児が生きる力の基礎を身に付け、小学校入学後の学習や集団生活に適應できるよう、「就学前教育プログラム」及び「就学前教育カリキュラム」を活用するとともに、教員や保育士等を対象とした講座や説明会を開催するなど、区市町村や学校法人等と連携して就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。

目標2 施策の体系

(1) 就学前教育の充実

小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実
乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト
子供の読書活動の推進
私立幼稚園等への助成
私立幼稚園等における預かり保育の充実
私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援
公立幼稚園における預かり保育の充実

(2) 保育サービスの充実

保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、定期利用保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、)
子育て推進交付金
＜保育サービスの拡充＞ 認可保育所
＜保育サービスの拡充＞ 認証保育所
＜保育サービスの拡充＞ 認定こども園
＜保育サービスの拡充＞ 定期利用保育事業
パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充
＜保育サービスの拡充＞ 家庭的保育事業
＜保育サービスの拡充＞ 小規模保育事業
＜保育サービスの拡充＞ 居宅訪問型保育事業
＜保育サービスの拡充＞ 事業所内保育事業
待機児童解消区市町村支援事業
子供家庭支援区市町村包括補助事業(先駆的事业・選択事業・一般事業)(再掲)
夜間保育事業
延長保育事業
休日保育事業
病児保育事業の充実
都庁内に地域に開放した保育施設の設置
保育の質の確保
保育サービス推進事業及び保育力強化事業
保育人材の確保及び定着支援
都立病院・公社病院における病児・病後児保育事業の実施

(3) 認定こども園の充実

認定こども園の設置支援
保育教諭の確保

(4) 就学前教育と小学校教育との連携

小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実(再掲)

目標2「乳幼児期の教育・保育の充実」の取組一覧

(1) 就学前教育の充実

No	事業名	所管局	事業概要
57	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁	認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図る。このことにより、認定こども園、幼稚園及び保育所における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進する。
58	乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	教育庁	子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性をすべての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施する。
59	子供の読書活動の推進	教育庁	<p>児童・生徒の成長段階に合わせた読書活動推進のための取組及び読書活動の基盤づくりのための取組等を行う。また、関係機関と連携し、公立学校のほか、私立学校や児童福祉施設への情報提供も進めていく。</p> <p>乳幼児が読書を好きになり、身近に感じることができるよう、絵本の読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性についての啓発</p> <p>小・中学生が目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書の実施方法の工夫や異年齢・異校種間での読み聞かせによる交流等を進めるための区市町村への支援</p> <p>高校生等が課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業における調べ学習等の指導の推進や、読書の幅を広げ読解力を向上させるための多様なジャンルのおすすめ本の紹介等</p> <p>障害のある児童・生徒が読書に親しむことができるよう、読み聞かせ等の工夫やIT機器活用等の指導、多様な指導事例の紹介等</p> <p>読書環境の充実のための学校図書館のリニューアル事例の紹介や人材育成の支援等</p>
60	私立幼稚園等への助成	生活文化局	<p>私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進する。</p> <p>私立幼稚園等施設型給付費負担金 新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図る。</p> <p>私立幼稚園等特色教育等推進補助 新制度に移行する私立幼稚園等に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助する。</p>

61	私立幼稚園等における預かり保育の充実	生活文化局	<p>私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。</p> <p>私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。</p>
62	私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援	生活文化局	<p>私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。</p>
63	公立幼稚園における預かり保育の充実	教育庁	<p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。</p>

(2) 保育サービスの充実

No	事業名	所管局	事業概要										
64	保育サービスの拡充 (認可保育所、認証保育所、認定こども園、定期利用保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、)	福祉保健局	<p>地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービス拡充に取り組む区市町村を支援していく。</p> <p><保育サービスの整備目標> 各年4月1日現在の対前年の利用児童増</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>平成31年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000人</td> <td>12,000人</td> <td>12,000人</td> <td>4,000人</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p><保育人材の必要量> 28,000人</p> <p>認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設</p> <p>認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設</p> <p>認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設</p> <p>定期利用保育 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス</p> <p>地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業） 平成27年4月1日から新たに制度化された、主に0歳から2歳までの乳幼児を対象とした区市町村の認可による保育サービス</p> <p>事業目標（平成30年4月時点） 保育サービス利用児童数 40,000人増（平成26年度を含む）</p>	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	12,000人	12,000人	12,000人	4,000人	-
平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年									
12,000人	12,000人	12,000人	4,000人	-									
65	子育て推進交付金	福祉保健局	<p>子育て支援の主体である市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう、すべての子どもと子育て家庭を対象とした支援を充実。</p>										

66	< 保育サービスの拡充 > 認可保育所	福祉保健局	<p>保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの施設整備に要する費用を補助することにより、保育所の設置等を促進する。</p> <p>賃貸物件を用いた保育所を新たに整備する場合の改修費等及び賃借料を補助することにより、保育所の設置を促進する。</p> <p>株式会社やNPO法人など多様な主体による保育所の創設や定員増を伴う増改築等の施設整備に要する費用を補助することにより、保育所の設置等を促進する。</p> <p>所有地を減額貸付することにより、保育所の設置を促進する。</p> <p>定期借地権設定に際して授受される一時金を補助することにより、保育所の整備を促進する。</p> <p>国有地や民有地を借り受けて保育所を新たに整備する場合の土地借料を補助することにより、保育所の設置を促進する。</p>
67	< 保育サービスの拡充 > 認証保育所	福祉保健局	<p>大都市特性に合わせた都独自の基準を満たし、都が認証した認可外保育施設に対して、運営費及び開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認証保育所の設置促進の取組を支援する。</p> <p>借地等を活用して新たに認証保育所を整備する区市町村の取組を支援する。</p>
68	< 保育サービスの拡充 > 認定こども園	福祉保健局 生活文化局	<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。</p> <p>借地等を活用して新たに幼保連携型認定こども園等を整備する区市町村の取組を支援する。</p>
69	< 保育サービスの拡充 > 定期利用保育事業 パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充	福祉保健局	<p>認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育事業等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を引き続き実施していく。</p>
70	< 保育サービスの拡充 > 家庭的保育事業	福祉保健局	<p>平成27年度から新たに区市町村認可の保育事業として創設された家庭的保育事業を活用した区市町村による保育サービス拡充の取組を支援するとともに、都独自の家庭的保育事業に取り組む区市町村を引き続き支援することにより、家庭的保育事業の拡充を促進する。</p>
71	< 保育サービスの拡充 > 小規模保育事業	福祉保健局	<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による小規模保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。</p>
72	< 保育サービスの拡充 > 居宅訪問型保育事業	福祉保健局	<p>区市町村が認可する居宅訪問型保育事業を活用した区市町村による保育サービス拡充の取組を支援する。</p>
73	< 保育サービスの拡充 > 事業所内保育事業	福祉保健局	<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による事業所内保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。</p>
74	待機児童解消区市町村支援事業	福祉保健局	<p>待機児童解消に向けた区市町村の取組を広く支援する補助制度により、保育サービス拡充につながる取組を支援する。</p>
再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業（先駆的事業・選択事業・一般事業）（*N0.1参照）	福祉保健局	

75	夜間保育事業	福祉保健局	保護者の就労等の事情により、夜間（おおよそ午後10時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援する。
76	延長保育事業	福祉保健局	保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援する。
77	休日保育事業	福祉保健局	保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援する。
78	病児保育事業の充実	福祉保健局	<p>病中又は病気の回復期等にあつて、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援する。</p> <p>病児・病後児保育施設の人材とノウハウを活用した地域の保育所等の職員に対する技術支援や利用者に病児のケアに関する情報提供を行う取組、保育所や自宅で児童が発症した際のお迎えサービスの実施、駅近郊の施設による自治体間の広域利用など、病児・病後児保育の充実に取り組む区市町村を支援する。</p>
79	都庁内に地域に開放した保育施設の設置	関係各局	民間事業者等に対して、地域に開放した事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成28年度に都自らがシンボリックな事業として、都内でも最大級の事業所である都庁内に保育施設を設置する。
80	保育の質の確保	福祉保健局	<p>保育所等における保育の提供体制や事故防止対策等について、事業者から運営状況等の報告を求めるとともに、区市町村と連携した効果的な指導監督を行うことにより、適正な施設運営及びサービスの質の確保を図る。</p> <p>質を確保するため、各施設及び事業における自己評価や第三者評価の実施を促していく。</p> <p>区市町村による保育従事職員に対する研修受講促進の取組を支援していく。</p> <p>認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行う。また、認証保育所の施設長及び中堅保育士を対象とした研修や、家庭的保育者研修、認可外保育施設に従事する職員を対象としたテーマ別研修を実施。</p>
81	保育サービス推進事業及び保育力強化事業	福祉保健局	アレルギー児対応や育児困難家庭への支援などの特別保育や、地域子育て支援など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。
82	保育人材の確保及び定着支援	福祉保健局	<p>保育士有資格者に対する就職支援研修及び就職相談会の一体的な実施や、保育人材コーディネーターによる就職支援及び就職後のフォローアップを行うことにより、保育人材の確保・定着を図る。</p> <p>保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、保育士の確保を図る。</p> <p>指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けることで、保育士の養成・確保を図る。</p> <p>保育事業者等が保育従事者向けの宿舍を借り上げる際に要する経費の一部を補助することにより、保育人材の確保及び定着を図る。</p> <p>保育従事者の職責に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援し、保育人材の確保及び定着を図る。</p>

83	都立病院・公社病院における病児・病後児保育事業の実施	病院経営本部	区市町村が行う病児・病後児保育を支援するため、小児科のある都立・公社病院において、区市町村のニーズを踏まえた上で、病児・病後児保育事業を実施する。
----	----------------------------	--------	---

(3) 認定こども園

No	事業名	所管局	事業概要										
84	認定こども園の設置支援	福祉保健局	<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。</p> <p>幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定する。</p> <p><認定こども園の設置目標施設数> 各年4月1日における施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>平成31年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>117</td> <td>124</td> <td>134</td> <td>136</td> <td>139</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	117	124	134	136	139
		平成27年		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年						
117	124	134	136	139									
生活文化局													
85	保育教諭の確保	福祉保健局	<p>保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用（任用）されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図る。</p>										
生活文化局													

(4) 就学前教育と小学校教育との連携

No	事業名	所管局	事業概要
再掲	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実（*N0.57参照）	教育庁	

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや、実際に自立するための支援を進めます。また、放課後等に地域で子供が安全に過ごすことのできる場の確保に取り組みます。

【1 子供の生きる力をはぐくむ環境の整備】

都独自の学力調査や授業改善の一層の推進により、基礎的・基本的な事項の確実な定着や思考力・表現力等の育成を図るとともに、「習熟度別指導ガイドライン」に沿って、児童・生徒一人ひとりの学力向上を図っていきます。

総合的な子供の「基礎体力向上方策（第3次推進計画）」策定を見据えた児童・生徒の一層の体力向上を推進します。

東京都道徳教育教材集や「私たちの道徳」の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進します。

いじめ問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、関係者等と連携し、取組を確実に実施します。

区市町村や関係機関等と連携し、児童・生徒を取り巻く様々な問題について、スクールソーシャルワーカーの活用などによる対策を推進します。

使える英語力、豊かな国際感覚、日本人としての自覚や誇りをもち、国際社会で活躍するグローバル人材を育成するための教育環境を整備していきます。

私立学校に在学する児童・生徒数は、高校では約6割、幼稚園や専修学校では9割以上を占めており、私立学校は都の公教育の重要な役割を担っています。建学の精神に基づく特色ある教育活動を実践する私立学校に対し、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減等を目的とした様々な支援を行います。

【2 次代を担う人づくりの推進】

区市町村と連携し、非行少年の立ち直り支援を推進します。また、ひきこもりに関する訪問相談等の支援プログラムを通じ、若者の自立を支援します。

未来を担う子供や青少年が東京の芸術文化を享受し、創造的な才能を育成できるよう支援します。

低所得世帯の子供への学習支援を行い、家庭の状況に関わらず本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。

子供達が自らの将来像を具体的に描き実現していけるよう、勤労観や職業

観を育成する機会を設けていきます。

不登校や高校中途退学に関し、実態を把握し、区市町村や関係機関等との連携による未然防止と子供の社会的自立に向けた取組を推進していきます。

若年フリーター等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進します。

【3 放課後の居場所づくり】

学童クラブについて、区市町村が利用者のニーズを的確に把握し、新基準を踏まえつつ、子供たちの放課後の居場所を確保できるよう支援します。また、放課後児童支援員の適切な配置に向け、研修を実施します。

放課後子供教室を全小学校区で実施するとともに、教室運営の従事者について、研修等により資質の向上を図ります。

目標3 施策の体系

(1) 子供の生きる力をはぐくむ環境の整備

「日本の伝統・文化理解教育推進事業」の実施
地域スポーツクラブの設立・育成支援事業
子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する地域スポーツクラブの拡大
総合的な子供の基礎体力向上方策の推進
オリンピック・パラリンピック教育の推進
スポーツ特別強化校の指定
「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施
都立高校学力スタンダードに基づく指導
都立専門高校技能スタンダードの実施
理数教育の推進
学校教育におけるICT環境整備の促進
道徳教育の推進
スクールサポーター制度
親子ふれあい教室
奉仕体験活動の充実
思春期に係る相談、研修の実施
HIV/エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施
エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成・配布
未成年者の喫煙防止対策
生涯を通じた女性の健康支援事業(再掲)
早期からの「しつけ」の後押し事業
学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進
東京都教育の日の設定による地域の協働の推進
子供家庭支援センター事業<包括補助>(再掲)
私立学校への助成
学校と家庭の連携事業
スクールソーシャルワーカー活用事業
いじめ総合対策
スクールカウンセラーの配置
アドバイザリースタッフ派遣事業
東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン
子供の読書活動の推進(再掲)
防災教育の推進
JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置
海外留学支援事業
都立国際高校での国際バカロレアコースの開設
「英語村(仮称)」の設置
東京グローバル・ユース・キャンブ

(2) 次代を担う人づくりの推進

子供向け舞台芸術参加・体験プログラム
芸術文化を通じた子供達の育成
中学生の職場体験
都立高校における「新教科」の実施
勤労観・職業観育成推進プラン
高等学校「家庭」における保育体験活動の充実
不登校・中途退学対策事業
都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業
ひきこもり等社会参加支援事業
地域におけるひきこもり等対策推進事業
若者の非社会的行動に係る対策事業
非行少年の立ち直り支援事業
生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援
受験生チャレンジ支援貸付事業
被保護者自立促進事業
若年者の雇用就業支援事業(東京しごとセンター事業)
若年者職業能力開発訓練

(3) 放課後の居場所づくり

学童クラブ運営費補助事業
学童クラブの設置促進
児童館等整備費補助
放課後児童支援員認定資格研修
放課後子供教室

目標3「子供の成長段階に応じた支援の充実」の事業一覧

(1) 子供の生きる力をはぐくむ環境の整備

No	事業名	所管局	事業概要
86	「日本の伝統・文化理解教育推進事業」の実施	教育庁	郷土や国に対する愛着や誇りをもち、国際社会で信頼される日本人を育てる教育の充実を図るため、次の取組を推進する。 都立高校において、都独自の教科・科目「日本の伝統・文化」を設定 日本の伝統・文化理解推進委員会を通じた学校の取組の充実 「日本の伝統・文化理解教育」に係る外部人材の活用支援
87	地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	オリンピック・パラリンピック準備局	子供から大人まで、幅広い世代の都民が生涯にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、地域住民自らが主体となって運営する地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。 事業目標(32年度) 全区市町村で設置
88	子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する地域スポーツクラブの拡大	オリンピック・パラリンピック準備局	子育て世代のスポーツ参加の促進並びに親子等でスポーツに親しむ地域のスポーツ環境の醸成を図ることを目的として、東京都内の地域スポーツクラブが、自ら企画・運営を行うスポーツ事業を支援する。 事業目標(32年度) 全クラブで実施
89	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁	「子供の体力向上推進本部」の設置により、社会総がかりで行う子供の体力向上の方向性を示し、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。 具体的には、一校一取組運動や脳と体幹を調整するコーディネーショントレーニングの全校実施、中学校「東京駅伝」大会の開催等により、体力向上を図る。 事業目標 平成31年度に昭和50年代の水準まで向上
90	オリンピック・パラリンピック教育の推進	教育庁	オリンピック・パラリンピック教育を推進するため、次の事業を実施する。 オリンピック・パラリンピック教育推進校の指定(公立学校) オリンピック・パラリンピアン(選手)の学校派遣 オリンピック・パラリンピック学習読本の制作
		生活文化局	
91	スポーツ特別強化校の指定	教育庁	都立高校の部活動強化を通じ、他の生徒への運動に対する興味を喚起し、スポーツの裾野拡大や体力・運動能力の向上、心身の健全育成を図る。

92	「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施	教育庁	<p>児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施する。</p> <p>学習指導要領の目標・内容の実現状況及び読み解く力の定着状況を把握するため、小学校第5学年の児童及び中学校第2学年の生徒を対象に、国語、社会、算数・数学、理科、英語(中学校のみ)の調査を悉皆で実施する。</p> <p>学力調査の結果を分析し、授業改善のポイントを示した報告書を作成し、各学校に配布するとともに、教員向け及び保護者向けのリーフレットをそれぞれ作成し、配布する。</p> <p>学力調査の結果に基づき、学力に課題がみられる学校の授業改善の取組を支援するために、国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して学校訪問し、指導・助言を行う。</p> <p>基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」の活用を図り、基礎的・基本的な事項の定着を図る。</p> <p>「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、効果的な習熟度別指導を推進する。</p>
93	都立高校学力スタンダードに基づく指導	教育庁	<p>具体的な学習目標を明示した「都立高校学力スタンダード」を参考に、都立高校が自校の学力スタンダードを作成・活用し、組織的・効果的な指導を実施する。</p>
94	都立専門高校技能スタンダードの実施	教育庁	<p>専門高校において生徒が身に付けるべき主な技術・技能を示す「都立専門高校技能スタンダード」を活用した取組を全都立専門高校職業学科にて実施し、生徒の専門的な技術・技能の習得を徹底する。</p>
95	理数教育の推進	教育庁	<p>科学の専門家から直接指導を受ける「ジュニア科学塾」の実施、理数イノベーション校の指定など、公立小・中・高校における理数教育を充実し、理数の専門的授業を通じ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。</p>
96	学校教育におけるICT環境整備の促進	教育庁 生活文化局	<p>学校教育におけるICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習への意欲や関心を高め学力を向上させるとともに情報活用能力を育成する。</p>
97	道徳教育の推進	教育庁	<p>東京都道徳教育教材集等の活用を図るとともに、公立小・中学校における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、心の在り方について、学校・家庭・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進する。</p>
98	スクールサポーター制度	警視庁	<p>児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行う。</p>
99	親子ふれあい教室	教育庁	<p>感動を共有し、親子のふれあいを促進するため、日本の伝統文化体験をはじめ自然体験・スポーツ活動等の親子を対象とした教室を開催する。</p>
100	奉仕体験活動の充実	教育庁	<p>生徒が、奉仕体験を通して、社会の一員であることを実感して、規範意識や公共心を身に付けるために、都立高校全校で、奉仕体験活動を推進している。</p>
101	思春期に係る相談、研修の実施	福祉保健局	<p>ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携して的確な対応が図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期・青年期の専門相談の実施 ・学校等の関係機関向けの事例検討会（研修）や、家族向けの家族講座の開催

102	HIV / エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施	福祉保健局	都民のH I V / エイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都南新宿検査・相談室、東京都多摩地域検査・相談室や保健所において、H I V 検査・性感染症検査や相談を行う。
103	エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成・配布	教育庁	都立中学校、都立中等教育学校、都立高校、都立特別支援学校の児童・生徒を対象に、パンフレットを作成、配布することにより、エイズへの理解や予防を推進する。
104	未成年者の喫煙防止対策	福祉保健局	未成年者の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開する。
		教育庁	中学生用リーフレット等の作成・配布やホームページ等による普及啓発 小中高校生を対象にたばこの健康影響について考えてもらうためのポスター公募
再掲	生涯を通じた女性の健康支援事業（*N0.2参照）	福祉保健局	
105	早期からの「しつけ」の後押し事業	青少年・治安対策本部	親が子供への「しつけ」を普通にしながら子供の規範意識をはぐくんでいけるよう、都内区市町村が開催する子育て関連講座に、民間事業者と連携して多様な指導員を派遣する。
106	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進	教育庁	地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協力する仕組みを構築する必要がある。このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の学校支援地域本部事業を活用して、各区市町村において、地域全体で子供の教育を支える「学校支援ボランティア推進協議会」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域人材の活用を促進する。
107	東京都教育の日の設定による地域の協働の推進	教育庁	都民の教育に対する関心を高め、教育について共に考えるため、「東京都教育の日」（11月第1土曜日）を中心として、学校・家庭・地域が協働する取組を推進する。
再掲	子供家庭支援センター事業<包括補助>（*N0.40参照）	福祉保健局	
108	私立学校への助成	生活文化局	私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。 私立高校等への修学にかかる保護者負担を軽減するため、公益財団法人東京都私学財団が行う授業料軽減事業助成等の経費を補助する。
109	学校と家庭の連携事業	教育庁	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。また、児童・生徒や保護者への支援について専門的な助言を行う「スーパーバイザー」を学校に派遣する。
110	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育庁	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、学校だけでは解決できない児童・生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして支援を行うスクールソーシャルワーカーを区市町村及び都立学校に配置する。
111	いじめ総合対策	教育庁	平成26年7月策定の「いじめ総合対策」では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の各段階に応じた具体的な取組を定めている。各学校においては、いじめ問題の解決に向け、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、その他の関係者との連携の下、「いじめ総合対策」に示す取組を確実に実施していく。

112	スクールカウンセラーの配置	教育庁	いじめや不登校等の未然防止、改善、解決及び学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する者をスクールカウンセラーとして、都内公立小学校、中学校、高等学校全校に配置する。
113	アドバイザースタッフ派遣事業	教育庁	専門家アドバイザースタッフ（臨床心理士等）や学生アドバイザースタッフを学校に派遣し、不登校や集団不適応の悩みをもつ児童・生徒等を支援する。
114	東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン	教育庁	いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて24時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行う。
再掲	子供の読書活動の推進（*N0.59参照）	教育庁	
115	防災教育の推進	教育庁	「防災ノート」（仮称）の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実や、都立高校における宿泊防災訓練の実施等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成する。 また、私立学校においては、「防災ノート」（仮称）の配布や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行う。
		生活文化局	
116	JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置	教育庁	JETプログラムによる外国人の招致を、平成26年度の100人から200人に拡大し、すべての都立高校に配置する。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助する。 生徒がネイティブから授業や学校行事等を通じて日常的に英語の指導を受けることにより、「聞く」「話す」力を向上させるとともに異文化理解の促進を図る。
		生活文化局	
117	海外留学支援事業	教育庁	都立高校生等を対象とした次世代リーダー育成道場により、様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、日本の将来を担うリーダーとなる人材を育てるため、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で、海外留学を経験させる。 また私立高校生生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助する。
		生活文化局	
118	都立国際高校での国際バカロレアコースの開設	教育庁	都立高校卒業後に、様々な国や地域から学生が集まる世界の大学に進学し、多様な価値観を持つ学生と切磋琢磨できるよう教育環境を整備するため、都立国際高校において、海外の大学への進学資格を取得できる国際バカロレアの認定を取得する。
119	「英語村（仮称）」の設置	教育庁	「英語村（仮称）」の設置に向けて、調査・研究を行う。英語しか使用できない環境での体験学習を通して小中高校生の「使える英語力」の育成や国際理解教育の推進等を図る。
120	東京グローバル・ユース・キャンプ	教育庁	独立行政法人国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）と連携した都立高校生対象の体験研修を実施し、JICA訓練所における宿泊研修等を通じて、「国際社会の一員としての自覚」や「社会に貢献する意欲と主体的に行動する力」をもつ人材の育成を図る。

（２）次代を担う人づくりの推進

No	事業名	所管局	事業概要
121	子供向け舞台芸術参加・体験プログラム	生活文化局	子供達が舞台芸術に親しみ、また芸術家と直接ふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施する。

122	芸術文化を通じた子供達の育成	生活文化局	東京文化発信プロジェクトの一環として、子供達に、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を製作・発表する機会を提供する。
123	中学生の職場体験	青少年・治安対策本部 教育庁	中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、職場体験庁内推進会議や業界団体等による職場体験推進協議会を設置するなどして、都内中学校等における職場体験の円滑な推進を図る。
124	都立高校における「新教科」の実施	教育庁	教科「奉仕」に道德教育やキャリア教育を加えた「新教科」を全都立高校で実施し、人間としての在り方生き方に関する教育を通じて、規範意識と社会貢献意識を向上させる。
125	勤労観・職業観育成推進プラン	教育庁	高校生の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図る。
126	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	教育庁	都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実する。
127	不登校・中途退学対策事業	教育庁	不登校や中途退学の経験のある児童・生徒やその保護者、民間施設等を対象とした実態調査・研究を行い、児童・生徒の社会的自立につながる施策を推進する。
128	都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業	教育庁	都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行う。
129	ひきこもり等社会参加支援事業	青少年・治安対策本部	ひきこもりで悩んでいる若者やそのご家族、友人等を対象とした電話相談や電子メール相談、訪問による相談等を行うとともに、NPO法人等と協働して「ひきこもり等の若者支援プログラム」に基づく各種の支援事業を実施している。
130	地域におけるひきこもり等対策推進事業	青少年・治安対策本部	ひきこもり等の若者やそのご家族から相談を受け付ける体制を整備する区市町村に対して、費用の一部を補助するほか、区市町村職員向け研修会や情報交換会を行い、住民に身近な地域での相談体制の整備を推進する。
131	若者の非社会的行動に係る対策事業	青少年・治安対策本部	主に18歳以上の若者を対象とした電話や電子メール等による総合的な相談窓口として、人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独などの相談を継続的に受け止め、解決に向けての助言を行い、悩みや不安の解消を図る。
132	非行少年の立ち直り支援事業	青少年・治安対策本部	非行少年の立ち直りを支援するため、相談対応、就学・就労等に向けた支援施設（ぴあすぼ）の運営や地域で立ち直りを支援する機運を醸成するイベントの開催等を行う。
133	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援	福祉保健局	生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づく「子供の学習支援事業」などの任意事業に取組む区市への体制整備を支援するとともに、都が実施主体となる町村部における生活困窮者支援の取組みにより、都内全域での支援体制を整備していく。
134	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局	学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供達を支援する。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除される。
135	被保護者自立促進事業	福祉保健局	小中学生及び高校生のいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用（小中学生のみ）、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等を支給する。実施については、都が定めた要件の範囲内において、区市が要綱等を定めて行う。

136	若年者の雇用就業支援事業 (東京しごとセンター事業)	産業労働局	進路決定前の時期に、高校生の就業意識を醸成する啓発講座を、学校の要望に沿って実施することで、将来の安定就労の一助とする。 東京しごとセンターにおいて、若年フリーター向けに、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施する。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施する。
137	若年者職業能力開発訓練	産業労働局	25歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施することで、若年者の就業を支援する。 また、新たに、訓練カリキュラムに複数の業種の内容を取り入れることにより、多様な職業を理解させ、自己の適性にあった就業先の業種が選択できるようにする訓練を展開していく。

(3) 放課後の居場所づくり

No	事業名	所管局	事業概要
138	学童クラブ運営費補助事業	福祉保健局	就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)の供給体制の整備を支援していく。 都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や保育士等有資格者の配置を基本とし、学童クラブのサービス向上を図る。 事業目標(31年度末(32年5月)) 登録児童数 12,000人増
139	学童クラブの設置促進	福祉保健局	既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進する。
140	児童館等整備費補助	福祉保健局	児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援する。
141	放課後児童支援員認定資格研修	福祉保健局	学童クラブ事業に従事しようとする者が、放課後児童支援員として必要な知識や技能を習得できるよう研修を実施する。
142	放課後子供教室	教育庁	すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。 事業目標(31年度) 全小学校区に設置

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供や、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。また、発達障害を含む障害のある子供のニーズに応じた適切な支援が求められています。

すべての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、児童の状況に応じた切れ目のない総合的な取組を進める必要があります。

【1 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。

【2 社会的養護体制の充実】

社会的養護を必要とする子供が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できるよう、家庭的養護や施設の小規模化を進めます。

虐待等により問題を抱える子供たちへの支援を充実させるため、施設の機能を強化するとともに、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育を行います。

施設や里親の下で生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後に至るまで、切れ目のない総合的な支援を行います。

【3 ひとり親家庭の自立支援の推進】

ひとり親家庭が抱える様々な課題に的確に対応し、より安定した就業と子供の健全な育成につなげるため、個別・継続的な就労支援の充実や、相談支援の質の向上、子供の学習支援を推進するなどにより、ひとり親家庭の地域での自立した生活を支援します。

母子家庭・父子家庭双方の特性やニーズに配慮しながら、必要なひとり親家庭に確実に支援が届くよう、関係機関の連携強化や施策の普及啓発に努めます。

【4 障害児施策の充実】

障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、様々な子供・子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性に応じた支援をしていきます。また、社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよ

う、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

【5 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

相談支援の充実や、自立支援員の配置等により、疾患を抱える児童の自立に向けた支援の充実を図るとともに、慢性疾病児童等地域支援協議会を設置し、対象者のニーズに応じた支援を実施していきます。

目標4 施策の体系

(1) 児童虐待の未然防止と対応力の強化

要支援家庭の早期発見に向けた取組(再掲)
子供家庭支援センター事業<包括補助>(再掲)
要支援家庭を対象としたショートステイ事業(仮称) 子供家庭支援区市町村包括補助事業(再掲)
児童相談所の体制と取組の強化
医療機関における虐待対応力の強化
児童虐待防止の普及啓発
子供の権利擁護体制の強化

(2) 社会的養護体制の充実

家庭的養護(養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム)の推進
児童福祉施設の整備
サテライト型児童養護施設の設置
専門機能強化型児童養護施設制度
連携型専門ケア機能モデル事業
児童養護施設等の人材育成
東京都児童自立サポート事業
フレンドホーム事業
専門養育機能強化型乳児院制度
養護児童に対する自立支援機能の強化
自立生活スタート支援事業
被措置児童等虐待の防止・対応強化

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭等就業・自立支援事業
母子家庭等及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業
母子家庭等及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業
母子・父子自立支援プログラム策定事業
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
ひとり親家庭の子供の学習支援の推進
生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援(再掲)
受験生チャレンジ支援貸付事業(再掲)
被保護者自立促進事業(再掲)
東京しごとセンター事業
公共職業訓練の実施
配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援
母子・父子自立支援員の資質の向上(母子・父子自立支援員研修)
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
母子生活支援施設的环境改善等
婦人相談所・婦人保護施設的环境改善等
母子緊急一時保護事業<包括補助>
都営住宅の優先入居
児童扶養手当・児童育成手当・母子父子福祉資金貸付
ひとり親家庭等医療費助成

(4) 障害児施策の充実

短期入所事業の充実
児童発達支援
放課後等デイサービス
児童発達支援センターの設置促進
相談支援従事者研修
発達障害児等への支援の充実
障害児等療育支援事業
重症心身障害児(者)への支援の充実
肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実
特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発
特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発
知的障害特別支援学校における職業教育の充実
民間活力との連携による就労支援
特別支援学校のセンター的機能の発揮
公立学校における発達障害教育の推進
小・中学校における特別支援教育の普及・啓発
高等学校における特別支援教育の普及・啓発
特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発
特別支援教育の理解・啓発
都立特別支援学校における障害者スポーツの推進
子供の読書活動の推進(再掲)
特別支援教育を行う私立学校への助成

(5) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

目標4「特に支援を必要とする子供や家庭への 支援の充実」の事業一覧

(1) 児童虐待の未然防止と対応力の強化

No	事業名	所管局	事業概要
再掲	要支援家庭の早期発見に向けた取組（*N0.38参照）	福祉保健局	
再掲	子供家庭支援センター事業<包括補助>（*N0.40参照）	福祉保健局	
再掲	要支援家庭を対象としたショートステイ事業（仮称）子供家庭支援区市町村包括補助事業（*N0.44参照）	福祉保健局	
143	児童相談所の体制と取組の強化	福祉保健局	児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図る。
144	医療機関における虐待対応力の強化	福祉保健局	児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行う。
145	児童虐待防止の普及啓発	福祉保健局	児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行う。
146	子供の権利擁護体制の強化	福祉保健局	様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。

(2) 社会的養護体制の充実

No	事業名	所管局	事業概要
147	家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム）の推進	福祉保健局	<p>平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割とすることを目指すべき姿として、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していく。</p> <p>養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。</p> <p>養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施する。</p> <p>児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進める。</p> <p>3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援する。</p> <p>事業目標（29年度） ファミリーホームを21か所（うち法人型8か所）設置する。</p>

148	児童福祉施設の整備	福祉保健局	児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進める。
149	サテライト型児童養護施設の設置	福祉保健局	施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、グループホーム等の後方支援員を配置したサテライト児童養護施設を設置し、あわせて地域の支援の強化を図る。 事業目標 29年度までに3か所
150	専門機能強化型児童養護施設制度	福祉保健局	虐待等により問題を抱える子供達へのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。 事業目標（29年度） 全民間児童養護施設（53か所）
151	連携型専門ケア機能モデル事業	福祉保健局	都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行する。
152	児童養護施設等の人材育成	福祉保健局	多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援する。
153	東京都児童自立サポート事業	福祉保健局	児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進する。
154	フレンドホーム事業	福祉保健局	児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子どもの健やかな育成を図る。
155	専門養育機能強化型乳児院制度	福祉保健局	精神科医師や治療指導担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど養育機能を強化した専門養育機能強化型乳児院を試行し、被虐待児、病虚弱児、障害児等心身に問題を抱えた乳幼児の心身の回復を図り、その保護者等に対する支援を充実することにより、入所児童の家庭復帰の促進を図る。
156	養護児童に対する自立支援機能の強化	福祉保健局	児童養護施設等入所児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の充実や、児童養護施設に配置している自立支援コーディネーターによる支援の充実を図る。 児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置する。 施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集える場(ふらっとホーム)を提供する。
157	自立生活スタート支援事業	福祉保健局	児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、3年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除される。
158	被措置児童等虐待の防止・対応強化	福祉保健局	「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応する。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

No	事業名	所管局	事業概要
159	母子家庭等就業・自立支援事業	福祉保健局	ひとり親家庭の自立を支援するため、次の取組を実施する。 東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・無料職業紹介所としての職業紹介・就労相談・就労支援を行う。 ・ひとり親家庭の自立促進講習会や相談指導者研修会を実施する。 ・子供や健康などの暮らしに関する生活相談について通年での電話相談を行う。 ・ひとり親家庭（離婚前の家庭も含む）の養育費にかかる相談について、電話相談、専門相談を行う。 ・離れて暮らす親と子供の面会交流を支援する。 在宅就業推進事業 在宅就業を希望するひとり親家庭等に対し、業務発注を行う事業者と在宅就業従事者を結びつけるマッチングサイトの運営等を行う。
160	母子家庭等及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉保健局	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村での実施を促進する。
161	母子家庭等及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	福祉保健局	母子家庭の母又は父子家庭の父の生活の安定に役立つ資格取得を促進するため、一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村での実施を促進する。
162	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉保健局	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う。 事業目標（31年度） 62区市町村
163	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉保健局	ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験等にかかる費用の一部を助成する事業について、全区市町村での実施を促進する。 事業目標（31年度） 62区市町村
164	ひとり親家庭の子供の学習支援の推進	福祉保健局	ひとり親家庭の子供サポートモデル事業 ひとり親家庭に育つ子供に対し、学習塾形式及び家庭教師派遣形式の学習支援を実施する。（27年度まで） 学習支援の推進 ひとり親家庭の子供を対象に含む学習支援（学習支援ボランティア事業または生活困窮者自立支援法の学習支援事業）について、全区市町村での実施を促進する。 事業目標（31年度） 62区市町村
再掲	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援（*N0.133参照）	福祉保健局	
再掲	受験生チャレンジ支援貸付事業（*N0.134参照）	福祉保健局	
再掲	被保護者自立促進事業（*N0.135参照）	福祉保健局	

165	東京しごとセンター事業	産業労働局	東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援する。
166	公共職業訓練の実施	産業労働局	職業能力開発センター等において、求職者等を対象とし職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施する。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図る。
167	配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化局	配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施する。 専門員を中心とする電話相談、面接相談（精神科医による相談・法律相談） 子供の心のダメージの早期回復を図るための子供広場事業 DV被害者が自立した生活を築くための講座 民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施 被害者支援民間団体への活動支援（人材育成、施設整備等） 区市町村における被害者支援のための連携コーディネーター育成やDV相談支援センター機能整備に対する支援 等
168	母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子自立支援員研修）	福祉保健局	身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図る。
169	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉保健局	家事や育児等の日常生活を営むのに著しく支障をきたしているひとり親家庭に対し、一定の期間、家事や育児などを行うホームヘルパーを派遣する市町村を支援する。
170	母子生活支援施設の環境改善等	福祉保健局	老朽化した施設について、利用者の安全・安心の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進める。
171	婦人相談所・婦人保護施設の環境改善等	福祉保健局	老朽化した施設について、利用者の安全・安心の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進める。
172	母子緊急一時保護事業<包括補助>	福祉保健局	緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施する。
173	都営住宅の優先入居	都市整備局	ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供する。
174	児童扶養手当・児童育成手当・母子父子福祉資金貸付	福祉保健局	母子家庭等に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭に対する児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援する。 ひとり親家庭等に対し、母子父子福祉資金の貸付を実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援する。事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類
175	ひとり親家庭等医療費助成	福祉保健局	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援する。

(4) 障害児施策の充実

No	事業名	所管局	事業概要
176	短期入所事業の充実	福祉保健局	保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要なときに、障害児（者）が短期間、施設に入所して必要な支援を受ける。 事業目標（29年度） 220人分の短期入所整備（障害者分を含む）
177	児童発達支援	福祉保健局	未就学の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。

178	放課後等デイサービス	福祉保健局	就学中の障害のある児童を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。
179	児童発達支援センターの設置促進	福祉保健局	地域における障害児支援の中核的施設として、地域支援機能を担う児童発達支援センターの設置促進を図る。 事業目標（29年度） 10か所増
180	相談支援従事者研修	福祉保健局	障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。
181	発達障害児等への支援の充実	福祉保健局	発達障害者支援体制整備推進事業 これまでの区市町村におけるモデル事業の成果の普及を図るとともに、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児（者）の福祉の増進を図る。 発達障害者支援センターの運営 発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。
182	障害児等療育支援事業	福祉保健局	在宅心身障害児（者）の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。 在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児（者）に対する各種相談・指導を行う。 在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児（者）に対し、各種相談・指導を行う。 施設支援一般指導事業 心身障害児通園事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。
183	重症心身障害児（者）への支援の充実	福祉保健局	在宅の重症心身障害児（者）と家族のため、以下の支援策を実施する。 重症心身障害児在宅療育支援事業（訪問事業） 訪問看護及び訪問健診に加えて、NICU等に入院している重症心身障害児が円滑に在宅生活に移行できるよう早期支援を行う。また、研修の実施等による訪問看護師の育成、関係機関との連携会議の開催等により在宅療育を支援する。 短期入所事業及び通所事業における超重症児（者）・準超重症児（者）受入促進員の配置 濃厚な医療ケアを必要とする超重症児等の受入を促進するため、施設に対し、受入促進員の配置に必要な支援を行う。
184	肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実	教育庁	都立肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒が増加しているため、常勤看護師に加え、18年度から非常勤看護師を配置している。また、23年度から非常勤職員（学校介護職員）の配置を進めており、28年度までに全校へ配置していく。これにより、教員の業務を見直し、役割を明確にするとともに、教員と学校介護職員等の専門家とのチームアプローチによる都独自の指導体制を構築する。

185	特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発	教育庁	知的障害特別支援学校における一貫性のある自閉症教育の推進や、知的障害のある児童・生徒を対象とした教科指導及び各教科等を合わせた指導の指導内容・方法の充実を図る。
186	特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発	教育庁	知的障害が中・重度の生徒の職業能力の開発・伸長に向けた教育内容の充実を図るとともに、保護者対象のセミナーを実施してキャリア教育に関する理解・啓発を図る。
187	知的障害特別支援学校における職業教育の充実	教育庁	知的障害が軽い生徒を対象として、職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的として設置した特別支援学校高等部就業技術科において、今後、更なる教育の充実を図る。 知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う、高等部職能開発科の設置を拡充していく。
188	民間活力との連携による就労支援	教育庁	特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図る。
189	特別支援学校のセンター的機能の発揮	教育庁	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒、保護者並びに保育所、幼稚園、小・中学校及び高等学校に適切に支援するため、特別支援学校は、各地域における特別支援教育のセンターとしての機能を発揮して、相談や情報提供等を実施する。
190	公立学校における発達障害教育の推進	教育庁	すべての公立小学校への特別支援教室の導入を促進するとともに、医療・福祉等と連携した小・中学校及び高等学校への専門家の巡回体制の研究や、教員の発達障害に係る研修の充実など、発達障害の児童・生徒への支援の充実を図る。
191	小・中学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁	主に読み書きに障害のある児童の指導法の研究・開発や小・中学校に設置されている自閉症・情緒障害学級の教育課程の研究・開発を行う。
192	高等学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁	都立高等学校に在籍している特別な支援を必要とする生徒のために、都立高等学校と都立特別支援学校が連携して情報交換や事例検討を行う。
193	特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発	教育庁	公立小・中・高等学校・特別支援学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の支援のため、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成と活用に関する実践的な研究を行う。
194	特別支援教育の理解・啓発	教育庁	副籍制度のさらなる充実を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解・啓発を積極的に進める。
195	都立特別支援学校における障害者スポーツの推進	教育庁	都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発及び、小・中学校との交流における障害者スポーツの効果や具体的方策の試行を行う。
再掲	子供の読書活動の推進（*N0.59参照）	教育庁	
196	特別支援教育を行う私立学校への助成	生活文化局	私立特別支援学校等における特別支援教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費の一部を補助する。

（５）慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

No	事業名	所管局	事業概要
197	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	福祉保健局	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

働きながら子育てをしていくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みが不可欠です。そのため、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備が必要です。

また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組も必要です。

【1 仕事と家庭生活との両立の実現】

ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業及びその従業員を支援するとともに、結婚や出産等で離職した女性の再就職を支援します。

企業やNPO団体など、また性別や年齢に関わらず、多様な対象に向けて、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進します。企業経営者等に対しては、セミナーや普及啓発資料の発行により意識改革を促します。また、男性に向けた介護・育児と仕事の両立に関する啓発、将来、社会の担い手となる若者や、出産前の夫婦に向けたワーク・ライフ・バランスの意義や重要性を認識してもらうための啓発を行います。

【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

インターネット等の適正な利用や薬物乱用防止など、子供が犯罪等に巻き込まれないよう啓発を行っていくとともに、子供見守りボランティアリーダーの育成など、地域で子供を見守る取組を促進します。

【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

子供たちが交通ルールを守り、子供自身が危険を予測し回避することができるよう、参加・体験型の交通安全教育などを実施します。

家庭内における子供の事故防止に関する啓発を行うとともに、子供の安全に配慮した商品の普及を図ります。

【4 良質な住宅と居住環境の確保】

子育てに配慮した住宅供給の誘導、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備、及び公的住宅における子育て世帯に対する入居機会の拡大などを推進します。また、子供は化学物質の影響を受けやすく、将来にわたる健康影響も懸念されるため、建材に由来する化学物質の低減化等のシックハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進します。

【5 安心して外出できる環境の整備】

誰もが安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った福

社のまちづくりを推進するとともに、マタニティマークの普及など、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。

目標5 施策の体系

(1) 仕事と家庭生活の両立の実現

事業所内保育施設支援事業(再掲)
東京次世代育成企業支援事業(登録制度)
中小企業ワークライフバランス実践支援事業
いきいき職場推進事業
子育て・介護支援融資
女性再就職支援事業
育児離職者向け能力開発訓練
保育つき職業訓練
女性の再就職に対する緊急対策
ワーク・ライフ・バランス推進事業
東京ウイメンズプラザ普及啓発事業
事業者団体との連絡会
男女平等参画を進める会
子育て応援とうきょう会議の運営
普及啓発セミナーの実施
普及啓発資料の発行
男女雇用平等参画状況調査

(2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進

地域安全マップづくり推進事業
子供の安全確保に向けた対策の推進
セーフティ教室の実施・充実
防犯教室の実施
電子メールなどを活用した情報の発信
「子ども110番の家」活動の支援
公立小学校通学路への防犯カメラの設置
スクールサポーター制度(再掲)
青少年の健全な育成に関する条例の運用
インターネットの利用環境の整備
ネット・ケータイヘルプデスクの運営・活用
インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導
学校における安全教育の推進
学校における安全体制の推進
薬物乱用防止対策

(3) 子供の安全を確保するための取組の推進

チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発
交通安全教育の推進
信号機の導入・整備
自転車の安全利用の推進
地域幹線道路の整備
連続立体交差事業
子育て世代への情報発信・普及啓発
安全な商品の普及

(4) 良質な住宅と居住環境の確保

住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施
若年ファミリー世帯への入居機会の拡大
東京都住宅供給公社における子育て世帯への入居機会の拡大
子育て世帯への入居機会の拡大(優遇抽選)
子育てに配慮した住宅の供給促進
地域開発整備事業
都市居住再生促進事業
シックハウス対策

(5) 安心して外出できる環境の整備

子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」
水辺空間の魅力向上
緑の拠点となる公園の整備
こころとからだを育てる活動体験(野外体験・里山体験)の活動広場拠点づくり
公園の多機能利用
心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援
情報バリアフリーの充実への支援
ユニバーサルデザインに関する情報サイトの構築
東京都福祉のまちづくり条例の運用等
区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業(地域福祉推進区市町村包括補助事業)
福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈
鉄道駅総合バリアフリー推進事業(バリアフリー基本構想作成費補助)
鉄道駅総合バリアフリー推進事業(鉄道駅エレベーター等整備事業)
鉄道駅総合バリアフリー推進事業(ホーム柵等整備促進事業)
だれにも乗り降りしやすいバス整備事業
道路のバリアフリー化
歩道の整備・改善
マタニティマークの普及への協力
子育て応援とうきょう会議の運営(再掲)
東京子育て応援事業(再掲)

目標5「次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」の 事業一覧

(1) 仕事と家庭生活の両立の実現

No	事業名	所管局	事業概要
198	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	産業労働局	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、両立支援アドバイザーによる助言・相談を実施する。
199	中小企業ワークライフバランス実践支援事業	産業労働局	社内の育児支援等、ワークライフバランスの実践に取り組む中小企業に対し、助成金の支給や専門家派遣等による支援を行う。
200	いきいき職場推進事業	産業労働局	仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、有識者（学識経験者、労使団体等）からなる審査会で審査し、都が「東京ワークライフバランス認定企業」として認定する。 また、働き方の見直しについて社会的機運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ワークライフバランスフェスタ東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図る。
201	子育て・介護支援融資	産業労働局	中小企業従業員の生活の安定に資するため、妊娠・出産から子が20歳に達するまでの就学期間に係る子育て費用（教育費・医療費・保育サービス費など）及び育児・介護休業期間の生活資金を低利で融資する。
202	女性再就職支援事業	産業労働局	東京しごとセンター（飯田橋）内に「女性しごと応援テラス」を設置し、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、専任の就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリングや求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施する。 ビジネススキルの習得や職場体験等のメニューを組み合わせた支援プログラム「女性再就職サポートプログラム」を都内各地で実施するほか、再就職にあたっての心構え、はじめの一步を踏み出すためのノウハウを学ぶ「女性再就職支援セミナー」、就活と保活に関する情報を提供する「子育て女性向けセミナー」を実施する。
203	育児離職者向け能力開発訓練	産業労働局	自宅で訓練が可能なeラーニング委託訓練を実施する。
204	保育つき職業訓練	産業労働局	子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援する。
205	女性の再就職に対する緊急対策	産業労働局	結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、職業訓練を実施し、再就職を支援する。
206	ワーク・ライフ・バランス推進事業	生活文化局	仕事と生活の調和を進める方策を具体的に示す実践プログラムを普及するとともにプログラムを活用した企業等の取組を広く紹介し、ワーク・ライフ・バランスを推進する。また、将来、社会を担う若者に向けたワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行う。
207	東京ウィメンズプラザ普及啓発事業	生活文化局	各種研修や講座を通じてワーク・ライフ・バランス推進の積極的な取組を促すほか、男性参画講座、夫婦でワーク・ライフ・バランスの理解を深めるための啓発冊子の配布等によりワーク・ライフ・バランスを推進する。
208	事業者団体との連絡会	生活文化局	事業者団体との共催により、シンポジウム等を開催し、男女平等参画施策の普及啓発を行う。

209	男女平等参画を進める会	生活文化局	男女平等参画施策を総合的に推進するため、事業者団体、教育関係団体、PTA、NPO等、32団体の代表者が参加し、男女平等参画のための東京都行動計画に掲げる都の施策や各団体の取組について、情報及び意見の交換を行い、連携・協力の促進を図る。
210	子育て応援とうきょう会議の運営	福祉保健局	「社会全体で子育てを応援する」取組を推進するため、様々な分野の関係機関、企業・NPO・自治体等の団体、学識経験者が連携し、以下のような取組を実施する。 子育てに役立つ情報や、子育て応援とうきょう会議協働会員の取組情報等を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 企業・NPO・自治体等が行う子育て支援に関する取組の推進 ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン等、子育て支援に寄与するイベントや普及啓発の実施
211	普及啓発セミナーの実施	産業労働局	企業の雇用環境整備を促進するため、男女労働者や事業主、都民を対象に、雇用機会均等法や育児介護休業法等の労働法、労働問題に関する基礎知識の普及を図る。また、事業主や人事労務担当者等を対象とし、企業における女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援策についてのセミナーを実施する。
212	普及啓発資料の発行	産業労働局	労働問題についての正しい理解を促進するため、男女雇用平等や両立支援、パートタイム労働等に関する普及啓発資料を発行する。
213	男女雇用平等参画状況調査	産業労働局	雇用環境の整備に当たっての課題を把握するため、企業における男女雇用平等の進展状況等の調査を実施する。調査結果に基づき、男女雇用平等について啓発を行う。

(2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進

No	事業名	所管局	事業概要
214	地域安全マップづくり推進事業	青少年・治安対策本部	子供自身の犯罪被害防止能力を高める手法の一つとして「地域安全マップづくり」を都内の全小学校で実施する仕組みを構築し、一層の推進を図る。
215	子供の安全確保に向けた対策の推進	青少年・治安対策本部	子供を見守るボランティア活動のリーダーの育成及び活動事例集の作成により、地域における活動の一層の推進を図るほか、子供110番の家への駆込み訓練や危険箇所改善事業など、地域で子供を守る取組を促進する。
216	セーフティ教室の実施・充実	教育庁	学校と家庭や地域社会、関係諸機関とが連携を強化して、児童・生徒を犯罪から守るとともに非行防止を図って健全育成を推進するため、都内全公立学校でセーフティ教室を実施する。
217	防犯教室の実施	警視庁	子供自身が防犯意識を持ち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子どもや保護者を対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施する。
218	電子メールなどを活用した情報の発信	警視庁	子供に対する声掛け事案等の発生状況や防犯対策を電子メールや警視庁ホームページで発信し、都民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図る。
219	「子ども110番の家」活動の支援	警視庁	子供を犯罪から守り安全を確保するために、「子ども110番の家」(住宅・店舗、車両)活動を充実する。 活動マニュアルの作成、配布
220	公立小学校通学路への防犯カメラの設置	青少年・治安対策本部 教育庁	児童の登下時の地域の見守り活動を強化することを目的に、公立小学校の通学路に防犯カメラを設置し、登下校中の児童の安全確保を図る。

再掲	スクールサポーター制度（*N0.98参照）	警視庁	
221	青少年の健全な育成に関する条例の運用	青少年・治安対策本部	<p>青少年の健全な育成を図るため、以下のことに取り組む。</p> <p>優良映画の推奨・不健全図書類の指定（図書、DVD等） 立入調査（書店、コンビニ等図書類販売店、深夜立入制限施設、雑誌等自動販売機等） 有害広告物の行政指導 青少年健全育成成功労者等表彰及び青少年健全育成協力者等感謝状贈呈 インターネットの有害情報への対応（青少年がインターネットを適正に利用できる環境の整備、インターネット事業者に対するフィルタリングの開発、告知・勧奨の努力義務等（平成17年3月改正）） 青少年の性に対する関わり方（青少年に慎重な行動を促す環境の整備） 青少年に対する保護者の養育のあり方（青少年を健全に育成するための保護者の責務を明らかにする） 携帯ショップ等販売事業者に対するフィルタリングの告知・勧奨の努力義務（平成19年3月改正） インターネット利用環境の整備（フィルタリングの実効性の向上、フィルタリングを解除する場合の手続きの厳格化等（平成22年12月改正）） 児童ポルノの根絶等（平成22年12月改正）</p>
222	インターネットの利用環境の整備	青少年・治安対策本部	インターネットや携帯電話の有害情報から子供を守るために、保護者を対象とした家庭のルール作りを支援する講座等を開催する。
223	ネット・ケータイヘルプデスクの運営・活用	青少年・治安対策本部	青少年有害情報に関するトラブルの相談などの受付とともに、解決に向けた助言を行うため、ネット・ケータイヘルプデスクを運営する。また、トラブル情報について事業者と情報共有を図り、新たなフィルタリング開発などに活用する。
224	インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導	教育庁	<p>児童・生徒のインターネット等の適正な利用を進めるために、次の取組を行う。</p> <p>インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を実施する。</p> <p>都内公立学校における学校非公式サイト等を監視し、不適切な書き込みの削除要請を行う。</p> <p>児童・生徒への指導、保護者への啓発、学校・教員への情報提供及び支援を行う。</p> <p>「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」を都内全公立学校に配布し、情報モラル教育に関する啓発を行う。</p> <p>「インターネット等の適正な利用に関するリーフレット」を作成し、小学校3年生及び中学校1年生全員とその保護者に配布する。</p>
225	学校における安全教育的の推進	教育庁	<p>幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成していく。</p> <p>教師向け実践的指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校全教員に配布</p> <p>高等学校における交通安全教育の充実を図るため、教師用指導資料「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を、高等学校に配布</p> <p>幼児・児童・生徒に、自らを守り、他者や社会を支える安全対応能力を育成する学校安全教室等を推進する指導者を養成する「学校安全教室指導者講習会」を開催</p>

226	学校における安全体制の推進	教育庁	公立学校の安全体制を推進するため、以下のことに取り組む。 地域ぐるみの学校安全体制整備の推進 公立学校の校門等への防犯カメラの設置・更新の支援
227	薬物乱用防止対策	福祉保健局	青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開する。 薬物乱用防止教室の実施 啓発パンフレット、リーフレット等の整備 危険ドラッグに関する教員研修
		教育庁	

(3) 子供の安全を確保するための取組の推進

No	事業名	所管局	事業概要
228	チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発	警視庁	子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。 子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等、各種広報媒体を活用してチャイルドシートの着用意識を高め、正しい着用の徹底を図る。 チャイルドシート着用講習会を実施する。
229	交通安全教育の推進	青少年・治安対策本部	小学生等を対象とした交通安全教育として、「歩行者教育システム」等を活用した参加・体験型の交通安全教室を実施
		警視庁	子供が正しい交通安全意識を身に付けるために、幼稚園・小学校・中学校・高校の教室等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。
230	信号機の導入・整備	警視庁	近くに公園などがあり、子供の利用機会が多い交差点の信号機を対象に、信号制御機を更新又は改造し、歩行者と車両の交錯を防止する（歩車分離式信号機の導入）。 近くに公園などがあり、子供の利用機会が多い主要幹線道路上の交差点の信号機に青時間延長機能を付加して、子供の安全確保を推進する（歩行者感应式信号機等の整備）。
231	自転車の安全利用の推進	警視庁	子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。 (警視庁) 子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 中学生において、スタントマンによる交通事故を再現した自転車安全教室を実施し規範意識の向上を図る。 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用して、自転車の安全利用について広報啓発を推進する。 (青少年・治安対策本部)
		青少年・治安対策本部	「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等の理念に基づき、小学生用、幼稚園・保育園の園児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータによる体験型の自転車安全教室を、教育庁等との連携により学校等で開催する。 (警視庁、青少年・治安対策本部) ○自転車の幼児用座席に乗車させた幼児の安全対策の推進 幼児用ヘルメットの着用促進
232	地域幹線道路の整備	建設局	幹線道路の整備が進んでいないエリアでは、周辺道路の渋滞のため、地域に用事のない通過交通が生活道路に流入している。このため、地域幹線道路を整備し、安心して安全なまちを実現する。
233	連続立体交差事業	建設局	歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除却する。

234	子育て世代への情報発信・普及啓発	生活文化局	子育て世代が多く集まる各種イベント、東京消防庁防災館、区市町村が開催する消費生活展等、多様な主体と連携し、家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っていく。
235	安全な商品の普及	生活文化局	事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、商品のPR強化、事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大の促進、商品を主体的に選択・購入する消費者の育成を図る。

(4) 良質な住宅と居住環境の確保

No	事業名	所管局	事業概要
236	住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施	都市整備局	住宅に困窮している18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯が、「多子世帯ポイント方式募集」や「多子世帯優遇抽選制度」を活用し、一般より優先・優遇的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。
237	若年ファミリー世帯への入居機会の拡大	都市整備局	入居期限を10年以内とする期限付きの入居募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や一般募集とは別枠で行う「都営住宅若年ファミリー向け募集」を通して、若年ファミリー世帯の入居の機会を拡大する。
238	東京都住宅供給公社における子育て世帯への入居機会の拡大	都市整備局	東京都住宅供給公社の一般賃貸住宅の新築（建替）住宅募集（抽選方式）において、子育て世帯を対象に抽選時の当選確率を一般申込者より5倍優遇するとともに、あき家先着順募集においては子育て世帯が優先的に申し込める期間（募集開始から7日間）を設定する。
239	子育て世帯への入居機会の拡大（優遇抽選）	都市整備局	都営住宅における、小学校就学前の子どもがいる世帯を優遇抽選制度により一般優先的に都営住宅に入居できるよう、平成19年度から入居者の選定を実施する。
240	子育てに配慮した住宅の供給促進	都市整備局	子育てサービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を公的に認定するなど、子育てに配慮した住宅の供給を促進する。 事業目標（27～29年度） 認定戸数 1,200戸
241	地域開発整備事業	都市整備局	都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき、整備することにより、良好な市街地の形成や生活環境の向上を図る。
242	都市居住再生促進事業	都市整備局	都市型の居住機能の再生に役立つと認められる建替などを行う区市町などに対し、都が事業費の一部を補助する。
243	シックハウス対策	福祉保健局	化学物質による子供の健康への影響を予防するため、庁内で組織する「居室内の有害化学物質に関する連絡会議」等により、各局が連携し、「化学物質の子供ガイドライン（室内空気編）」や室内の化学物質実態把握結果等を活用した室内環境保健対策を推進する。 また、子供が利用する施設の担当者を対象とした「化学物質健康問題に関する講習会」の開催や、区市町村保育担当者等におけるガイドラインの周知及び包括補助事業を活用した化学物質の測定実施の促進等の取組を進める。

(5) 安心して外出できる環境の整備

No	事業名	所管局	事業概要
244	子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」	福祉保健局	子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進める。

245	水辺空間の魅力向上	建設局	子供連れでも安全に安心して散歩できるテラス等の水辺散策路を早期に整備し水辺の動線を強化するとともに、水辺空間の緑化を推進する。 「水の都」東京の再生に向け、隅田川・日本橋川等の河川において、人の流れや賑わいの創出、情報の発信、住民が主役となった河川利用の仕組み作りを推進する。
246	緑の拠点となる公園の整備	建設局	都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進する。 事業目標（36年度） 170ha
247	こころとからだを育てる活動体験（野外体験・里山体験）の活動広場拠点づくり	建設局	親子、子供同士で活動体験できる交流の場として整備する。 事業目標（36年度） 8か所
248	公園の多機能利用	建設局	緑の保全や防災性の向上と併せた多機能利用を進め、公園の魅力を高める機能の付加と併せて、子育て支援施設をはじめとした福祉施設等の設置を誘導する仕組みを構築する。
249	心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援	福祉保健局	心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどし、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援し、思いやりの心の醸成と障害者等の社会参加を図る。
250	情報バリアフリーの充実への支援	福祉保健局	地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する。
251	ユニバーサルデザインに関する情報サイトの構築	福祉保健局	公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いすに対応したトイレの場所など、様々なウェブサイトに掲載されているユニバーサルデザインに関する情報を一元化し、すべての人が外出に必要な情報を容易に収集できるポータルサイトを構築する。
252	東京都福祉のまちづくり条例の運用等	福祉保健局	建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設又は改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。 区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。 所管行政庁：独自条例制定による適用除外8区市を除く区市町村
253	区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉保健局	区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共的施設、道路、公園等の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する事業に対し支援を行う。
254	福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈	福祉保健局	東京都の福祉のまちづくりの推進について顕著な功績のあった個人または団体に感謝状を贈呈することにより、福祉のまちづくりの取組を広く普及させる。
255	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想作成費補助）	都市整備局	地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー新法に基づきバリアフリー基本構想を作成する区市町村に対し補助を行う。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進する。
256	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）	都市整備局	エレベーター等の整備を促進し鉄道駅における円滑な移動を確保するため、区市町村と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う。（交通局・東京メトロを除く）

257	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホーム柵等整備促進事業）	都市整備局	ホーム柵の整備を促進し鉄道駅における安全性を確保するため、区市町村と連携してホーム柵の整備に対する補助を行う。（交通局・東京メトロを除く）
258	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	都市整備局	民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、だれでも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。
259	道路のバリアフリー化	建設局	主要な生活圏において安全で円滑な移動環境を確保するため、駅、公共施設等を結ぶ都道のバリアフリー化を推進する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、観光地や競技会場周辺等の都道のバリアフリー化も推進する。
260	歩道の整備・改善	建設局	歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した歩道整備を推進し、安全で快適な歩行空間の形成を図る。また、現道の補修に併せ、歩道の拡幅や段差・勾配の改善、電柱の移設により、歩行空間の確保・改善を行う。
261	マタニティマークの普及への協力	交通局	出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの無償配布を引き続き行う。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普及促進に努める。
再掲	子育て応援とうきょう会議の運営（*N0.210参照）	福祉保健局	
再掲	東京子育て応援事業（*N0.54参照）	福祉保健局	

第4章

子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

- 1 母子保健
- 2 子育て支援
- 3 幼児教育
- 4 保育
- 5 認定こども園
- 6 放課後の居場所
- 7 児童相談所
- 8 社会的養護
- 9 ひとり親家庭支援
- 10 障害児支援

第3章で掲げた事業を支えるのは、専門職に加え、子育て経験者やボランティアなど、地域で活動する様々な人材です。

これらの人材の確保・資質の向上は、一義的には事業者の責務ですが、利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供するために必要な人材の確保・資質の向上は、子供・子育て支援の実施主体である区市町村の責務でもあります。

都は、広域自治体として、都内全域の子供・子育て支援の質の向上に向け、人材の確保・資質の向上を図る区市町村や事業者を支援していきます。

1 母子保健

子供と子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援するため、保健所・保健センター等の職員には、家族状況等を踏まえた適切な相談支援やサービス提供を行う力量とともに、必要に応じて他機関で行う支援策につなげることができるなど、幅広い知識が必要です。また、妊娠期から子育て期にわたる総合的支援を提供するワンストップ拠点を担う人材の育成も求められています。

<取組の方向性>

区市町村において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を整備できるよう、都は、地域の身近な子育て支援拠点における専門職の配置を支援するとともに、研修等により、これを支える人材の育成を行います。

また、担当者の連絡会の開催や、各自治体の取組の状況に関する情報提供なども行い、職員の資質の向上を図っていきます。

2 子育て支援

子供家庭支援センターは、すべての子供と子育て家庭にとって、第一義的な相談窓口であり、ニーズに応じた適切なサービスの提供・紹介や、地域のネットワークの連絡調整を行うなど、地域における子育て支援の中心的な役割を果たす必要があります。

虐待対応や関係機関調整、地域の実情に応じた社会資源の開発などを総合的に行える人材の確保・育成が不可欠ですが、区市町村により、職員の配置や経験年数など、組織の体制にはばらつきがあり、対応力の強化が求

められています。

子育てひろばについては、地域で子育て家庭が孤立しないよう、親同士の交流や、保護者に寄り添う相談支援等を適切に行うことができる職員を育成する必要があります。また、今後は、地域支援や利用者支援の役割も果たせるような人材の育成が必要です。

区市町村で実施している子育て支援策には、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業等の預かり型の事業や、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などの訪問型の事業、その他、支援を必要とする家庭に向けた様々なサービスがあり、こうした支援策を確実に実施するために必要な人材を確保・育成する必要があります。

利用者支援事業において、妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、これを担う人材を育成する必要があります。

小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター事業、学童クラブ、地域子育て支援拠点事業等が新たに子ども・子育て支援法に位置付けられましたが、これらの事業拡充にあたっては、保育士等の有資格者にかかわらず、保育や子育て支援分野で活躍できる「子育て支援員」の確保・育成が必要となります。

< 取組の方向性 >

都は、子供家庭支援センターがその役割を十全に果せるよう、センター職員に対して虐待の未然防止を含めた虐待対応力の向上に加え、要支援家庭への支援方法や精神保健分野の理解を深める講義、地域の関係機関の理解と協力の促進に向けた取組の紹介、ケースワークに関する関係機関合同の演習等、実践的なスキルが身に付く研修を実施します。

相談支援や虐待対応を行うワーカーや虐待対策コーディネーター、心理専門支援員等の専門職の配置を支援するとともに、児童福祉司任用資格の取得や、児童相談業務に係る資質の向上と専門性の維持を支援するため、引き続き、指定講習会を開催します。

子育てひろばにおいて、地域で保護者に寄り添う支援を行うほか、地域支援や利用者支援の役割も適切に果たせるよう、地域の社会資源に精通し、利用者ニーズを踏まえて適切なサービスにつなげることができる人材を育成するため、各自治体で実施する研修に加え、都独自に実践的な研修を実

施します。

ショートステイなどの預かり型のサービスや訪問型の相談支援など、各区市町村において、より質の高い子育てサービスが提供できるよう、研修や先進的な独自の取組を行う区市町村の事例の紹介などにより、これを担う従事者の育成を図ります。

利用者支援事業について、都は、区市町村が、地域の社会資源に関する情報の収集や提供、相談・助言、関係機関調整等により、子育て家庭が多様なサービスの中から、適切な施設や事業等を選択し、利用できる仕組みを構築できるよう、研修等により支援していきます。

子育て支援員については、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材を確保するとともに質の向上を図ります。

地域における様々な子育て支援サービスのレベルアップを図るため、各事業の従事者を対象にグループワーク型の研修や連絡会を区市町村の枠を超えて実施し、情報共有や意見交換、ネットワーク形成を支援します。

3 幼児教育

乳幼児期は、生涯に渡る人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、都は質の高い幼児教育が提供されるよう区市町村や事業者を支援していきます。

(1) 人材の確保

幼稚園において幼児の教育に直接携わる教諭は、幼稚園教諭免許状を保有している必要があり、免許状の授与件数は、毎年、約4,000件から約5,500件で推移しており、平成26年度の東京都内の国公私立幼稚園に勤務する幼稚園教諭は、10,772人です。

今後5年間の幼稚園利用者数は、平成26年度と同程度で推移する見込みであることから、幼稚園教諭の必要数についても概ね、これまでと同程度で推移すると見込まれます。

幼稚園利用の量の見込み

(人)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
172,224	172,245	172,070	171,569	170,235

注：区市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保方策」に関する調査

上記の人数は、区市町村による量の見込みの算出において、1号認定に集計された子供と幼稚園利用で2号認定に集計された子供の合計数

<取組の方向性>

- 引き続き幼稚園教諭免許の特例制度 について周知を図るなど、保育士資格を有する人材の幼稚園教諭免許状の取得を促します。

幼稚園教諭免許特例制度……保育士の資格を有し、保育士として一定の勤務経験がある場合、幼稚園教諭免許状を取得しやすくする制度

(2) 資質の向上

教育公務員特例法に基づき、東京都教育委員会は、公立の新規採用幼稚園教諭研修や10年経験者研修を実施してきました。

また、就学前教育と小学校教育との円滑な接続や乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育の実施など、幼稚園、保育所及び認定こども園における質の高い幼児教育を支援してきました。

公益社団法人東京都私立幼稚園教育研修会では、東京都と共催で行う新規採用教員研修会や、中堅、管理者といった職層別の研修会のほか、教育研究大会や公開保育など、教職員の専門性を高めるための取組を積極的に展開しています。

いずれも、国公立幼稚園や公私立保育所、認定こども園の教職員など、都内の幼児教育に関わる教職員が広く参加できる説明会や研究協議会を実施しています。

<取組の方向性>

幼児期の教育は、義務教育とその後の教育の基礎を培う極めて重要なものです。このため、幼児が幼稚園、保育所及び認定こども園において質の高い幼児教育を受けることができるよう、今後も、国との連携事業である幼稚園教育理解推進事業など、公私立などの設置主体や施設種別の違いにかかわらず、教員と保育士が一堂に会して学ぶ機会を多様に設ける取組を推進していきます。

専門的・広域的な観点から就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けた教員や保育士等を対象とした講座・説明会の開催等、区市町村及び私立幼稚園を設置する学校法人等と連携しながら取り組むことにより、地域における幼児教育・保育の担い手である人材の資質の向上を推進していき

ます。

4 保育

保育サービスの提供に当たっては、保育士、家庭的保育者、子育て支援員など、様々な人材が必要です。

また、障害のある子供や食物アレルギーのある子供など、特に配慮が必要な子供に適切に対応するためには、専門的な知識や技術を有する人材が必要になります。

さらに、子育てに不安を抱える保護者が増加していることから、保育所をはじめとする保育の現場には、保育サービスの提供だけでなく、在宅の子育て家庭も含め、保護者に対する支援も求められるようになっていきます。

(1) 人材の確保

保育士

平成29年度末の待機児童解消のためには、平成26年度中に整備する保育サービスと合わせて40,000人分の拡充が必要です。

このために必要となる保育士数の最大値は、拡充する40,000人分を含む保育サービス全体を、すべて保育士有資格者によって提供するものと仮定し、かつ離職率も考慮して試算すると、約28,000人になります。

< 保育サービスの整備目標と保育士の必要見込数 >

各年 4 月 1 日現在の対前年比

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
保育サービス 利用児童数	12,000 人	12,000 人	12,000 人	4,000 人	-
保育士数	28,000 人				-

< 取組の方向性 >

必要な保育士を確保するため、指定保育士養成施設の修学資金の貸付や、現任保育従事者の保育士資格取得支援など、保育士の養成にかかわる取組を行うとともに、就職支援から就職後の定着支援まで行う保育人材コーディネーターの配置や、保育士就職相談会の実施、保育従事者向けの宿舍借り上げ支援など、保育士の確保・定着に取り組めます。

また、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入が進むよう、キ

キャリアパスの仕組みづくりに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を促進します。

保育の仕事に興味を持つ高校生を対象に保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深めます。

その他の保育従事者

家庭的保育者や子育て支援員を必要とする主な保育サービスは区市町村認可によるものが多く、区市町村が保育サービスの拡充のスケジュールに合わせて計画的に研修を実施していくことが求められます。

<取組の方向性>

区市町村によっては十分な体制が整わない場合もあるため、都は、当分の間、家庭的保育者研修を引き続き実施するほか、今般新たに制度化された子育て支援員研修を実施していきます。

(2) 資質の向上

すべての子供の健やかな成長に資するよう、保育従事者の資質を高め、質の高い保育及び地域の子育て支援を提供することが求められます。

<取組の方向性>

事業者や区市町村による研修実施を支援するとともに、受講促進に向けた環境を整備します。

また、認証保育所を対象とした施設長研修や中堅保育士研修、研修の機会が比較的少ない認可外保育施設の保育従事者を対象とした保育全般に関する研修を実施します。

障害児やアレルギー児への対応、保護者対応といった新たな課題などに対応するための研修を実施していきます。

特に、アレルギー疾患については、正しい知識を持って適切な日常生活管理が行えるよう研修を実施し、緊急時に適切に対応できる人材を育成するとともに、事故予防を支援します。

併せて、研修受講の機会を広げるため、都による研修の実施とともに、区市町村による研修実施や、研修受講促進の取組を、引き続き支援していきます。

保育の質の維持・向上には、保育従事者の定着が不可欠です。保育従事

者にとって働きやすい職場環境が確保されるよう、事業主を対象とした研修を引き続き実施していきます。

5 認定こども園

平成27年4月からスタートすることになった新たな幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両資格を有する保育教諭の確保が必要ですが、都内の幼稚園及び保育所における両資格の併有者の割合は、7割となっています。

国は、法施行後5年間に限り、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方の資格を有していれば良いこととするとともに、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を実施しています。

「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」……新たな幼保連携型認定こども園制度への円滑な移行・促進のため、幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得し、又は保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するための特例制度。一定の幼児教育又は保育の経験がある場合に、通常必要とされる単位数よりも少ない単位数の修得で幼稚園免許状又は保育士資格の取得ができる。(文部科学省及び厚生労働省が平成26年度から実施)

これに対し、都では、新たな幼保連携型認定こども園における教育・保育が適切に実施されるよう、少なくとも学級担任は幼稚園教諭であること、また、保育を必要とする児童を保育する者は、3歳以上児についてはその6割以上、3歳未満児については全員が保育士資格を有することを求めています。

また、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、保育教諭の資質向上も必要です。

<取組の方向性>

都は、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、新たな幼保連携型認定こども園における保育教諭の確保等を図っていきます。

また、質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を、区市町村及び私立幼稚園を設置する学校法人等と連携を図りながら推進します。

6 放課後の居場所

子供たちの放課後の居場所を確保するため、区市町村では、学童クラブや放課後子供教室の整備・拡充に必要な人材を確保する必要があります。

学童クラブでは、障害児など特に支援を必要とする児童や、新制度開始により新たな利用対象となる高学年児童にも適切に対応できるよう、職員のスキルアップが不可欠です。また、支援を必要とする児童などに適切に対応するため、保護者、学校、地域との連携が求められています。

新制度開始に伴って定められた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」においては、児童の対応にあたる「放課後児童支援員」の資格要件として、都道府県知事が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」の修了が必須になったことから、都としてはこれを確実に実施し、職員の確保及び資質向上に努める必要があります。

また、学童クラブと放課後子供教室が、国が定めた「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を円滑に進められるよう、人材育成についても、福祉部門と教育部門の連携を強化する必要があります。

<取組の方向性>

学童クラブに放課後児童支援員を適切に配置できるよう、国で定めるカリキュラムに基づき、認定資格研修を確実に実施します。現在、すでに学童クラブに従事している者が引き続き学童クラブで支援員として従事するためには、今後5年間のうちに当該研修を修了する必要があるため、計画的に研修を実施していきます。

放課後子供教室においては、地域のボランティアなど、教室を運営する担い手の育成が課題となっているため、研修等を実施し、資質の向上を図ります。

「放課後子ども総合プラン」の実施に向け、福祉部門と教育部門の一層の連携を図るため、推進委員会を設置し、放課後対策の総合的な在り方等の協議を行うとともに、両事業の従事者が共に参加できる研修を毎年度確実に実施するなど、一層の相互理解と資質向上を目指します。

7 児童相談所

児童相談所における虐待相談件数が年々増えています。中には、保護者対応等が困難な事例や、重篤化する危険性が高い事例、居住実態が把握できない事例なども含まれており、対応に苦慮するケースも少なくありません。

都はこれまでも、児童福祉司や児童心理司など、児童虐待対応の中心となる職員を着実に増やしていますが、虐待に適切に対応していくためには、引き続き、体制の強化や職員の育成が求められています。

また、児童福祉司は、団塊世代の大量退職や職員の増員等により、経験年数の少ない職員が増えており、困難事例等への対応力の向上が必要となっています。

<取組の方向性>

児童虐待の対応力のさらなる向上に向け、児童相談所の一層の体制強化を図ります。

児童福祉司OBを活用した個別指導や実践的な研修など研修プログラムの充実等により、複雑困難な事例に対応できる職員の育成に取り組みます。

8 社会的養護

社会的養護を必要とする子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。児童の多様なニーズに応え子供たちを適切に支援するためには、施設等における養育の質と専門性の更なる向上が必要です。

児童養護施設や乳児院において専門的な支援や養育の質の確保を図るためには、職員の確保・育成及び定着支援に向けた法人・施設の自主的な取組や体制の確立が重要です。

また、養育家庭においても、委託される児童の状態に合わせた養育の質の向上が必要です。

<取組の方向性>

法人・施設が、職員の育成方針を定め、体系的な人材育成を行うことができるよう、人材育成に関する総合的な計画の策定・取組を支援します。

また、職員が知識・技術を計画的に習得できるよう、新任職員、中堅職員、施設長等、経験や職責に応じた課題別研修などが実施できるよう支援します。

また、施設職員の人材確保を図るため、受け入れた実習生に対して個別的で丁寧な指導が出来るよう施設に担当職員等を配置したり、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる等の対応が行えるよう支援します。

養育家庭等の研修体系については、必修研修において、より支援力の向上につながる実践的な内容にするとともに、課題別研修においても、最近の委託児童の状況に合わせ、養育家庭のスキルアップにつながるプログラムを設定します。

9 ひとり親家庭支援

ひとり親家庭が抱える課題は、就労から生活や子育て等多岐に渡っています。ひとり親家庭が、地域で自立した生活をしていけるよう、相談の内容から課題を的確に把握し、必要な支援に繋げることが求められます。

地域において、ひとり親家庭の相談対応を担っているのは、各区市の母子父子自立支援員ですが、その平均勤続年数は約3年となっており、経験やノウハウが蓄積されにくい状況にあります。そのため、相談支援の質の向上等への取組が重要となっています。

<取組の方向性>

都は、広域的な立場から、母子父子自立支援員や地域の関係機関等への研修を実施し、地域における相談対応力の向上を図ります。

10 障害児支援

(1) 子育て支援策における障害児支援の対応力の向上

保育所や学童クラブ等において、障害児の受入が進んでいますが、障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、その他の子育て支援策においても、職員の専門性を向上させる必要があります。

<取組の方向性>

保育所や学童クラブ等、子育て支援に従事する職員が、1人ひとりの障害の種類、程度に応じた支援ができるよう、資質向上に取り組む区市町村を支援します。

(2) 障害児の相談支援を担う人材の養成・確保

障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、障害児支援については、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制の構築が必要です。関係機関の連携のもと、ライフステージに応じた適切な支援を行っていくために、障害児の相談支援体制の整備が重要となっています。

平成24年4月の児童福祉法改正により、障害児施設・事業の体系が再編されるとともに、新たに障害児相談支援が制度化されました。障害児通所支援のすべての利用者について障害児支援利用計画が作成されるよう、相談支援体制の整備を計画的に進める必要があります。

発達障害児(者)支援については、乳幼児期における保健センター、保育所・幼稚園等や児童発達支援事業所等の関係機関による連携や、心理職等による家族、保育士等への専門的支援などを組み合わせた早期発見・早期支援の取組が、各区市町村において進んできています。

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を一層実施できるよう、学校における指導・支援体制の整備や指導内容・方法の充実等が、重要な課題となっています。中でも、特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成と確保は、きわめて重要です。

<取組の方向性>

障害児相談支援について、区市町村において、関係機関の連携のもとで、ライフステージに応じた支援を進める体制を確保できるよう、都は、相談支援専門員の養成を着実に進めます。

発達障害児(者)のライフステージに応じた支援体制を充実するため、これまで区市町村が取り組んできた成果を広く普及していくとともに、区市町村の相談支援員や医療機関従事者などを対象とした研修等を実施し、専門的人材の育成を行っていきます。

特別支援教育がすべての学校において実施されるよう全都的な視点に立って人材の育成と確保を進めていきます。障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、すべての校種の教員を対象とした研修を実施し、専門性の向上を図っていきます。

第5章

子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて

- 1 東京都の役割
- 2 区市町村の役割
- 3 事業主の役割
- 4 地域社会・都民の役割
- 5 計画の推進体制
- 6 進捗状況の評価・公表

目標を掲げている取組 一覧表

東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）に盛り込んだ各施策を総合的に推進し、効果をあげていくためには、都や区市町村の各行政機関をはじめ、家庭、企業、NPO 団体等の幅広い関係者が連携・協力し、それぞれの役割を着実に果たしていくことが重要です。

1 東京都の役割

（本計画の着実な推進）

本計画が目指す理念を実現するため、関係部局間の連携・協力を密にし、全庁を挙げて子供・子育て支援施策に総合的かつ着実に取り組みます。

本計画対象事業の実施にあたっては、区市町村や子供・子育て支援活動を行う NPO 団体等と協働し、地域のニーズに応じた施策を効果的に行います。

（区市町村への支援）

区市町村が、それぞれ策定した子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援行動計画に基づき、子供・子育て支援の実施主体として、地域の実情に応じた取組を展開できるよう、必要な支援を行います。

保育サービスの待機児童については、平成 29 年度末までの解消を目指します。潜在的なニーズを勘案して設定した保育サービスの整備目標に基づき、区市町村が保育サービス拡充に向けた取組を計画的に進めていけるよう支援します。

保健所や保健センターにおける母子保健事業や子供家庭支援センター等を中心とした地域での子供・子育て支援などが妊娠期から切れ目なく提供されるよう、区市町村の取組を支援します。

（広域的・専門的な施策の実施）

地域のニーズに応じて、区市町村が乳幼児期における質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等を適切に実施できるよう、子供・子育て支援を担う人材の確保・養成、資質の向上に一層取り組んでいきます。

子供・子育て支援のうち、要保護児童、障害児等特に支援が必要な子供やその保護者に対して、専門的かつ広域的な観点からの支援を行います。

妊娠・出産に関する正しい知識や虐待防止等の都民への普及啓発、子供・子育て支援に関する機運の醸成など、広域的な観点からの支援を行います。

（企業の取組を促進）

雇用環境の整備に向けた企業の主体的な取組を支援します。また、仕事と家庭生活の両立支援に向けた気運の醸成に取り組みます。

(地域の活動を支援)

子育て家庭が抱える様々な問題に適切に対応していくには、地域の協力が不可欠です。区市町村と連携して、民生・児童委員をはじめ、子育てグループ、ボランティア組織や NPO 団体など、地域で多様な活動を展開している主体を支援します。

また、企業、NPO 団体等が創意工夫を凝らして取り組む先駆的、先進的な取組を支援します。

2 区市町村の役割

(新制度の実施主体)

新制度の実施主体として、すべての子供に良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子供の状況に応じて子ども・子育て支援給付を保証するとともに、地域子ども・子育て支援事業を適切に実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う役割を担っています。

(地域の子供・子育て支援の拡充)

子育てに孤立感や負担感を感じている子育て家庭が多いことから、妊娠・出産・乳幼児養育のあらゆる時期を通じ、すべての子供とその家庭を対象として、それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく行っていく必要があります。

そのためには、既存の制度にとらわれず、創意工夫を凝らした取組を積極的に展開し、NPO 団体等とも連携しながら、地域のニーズに応じた子供・子育て支援を拡充していくことが必要です。

また、地域のネットワークの調整機関である子供家庭支援センターを中心に、要保護児童対策地域協議会の活用などにより、あらゆる関係機関との連携を強化することも重要です。

(保育所待機児童の解消に向けた取組)

国は「待機児童解消加速化プラン」(平成 25 年 4 月 29 日内閣総理大臣公表)、都は「東京都長期ビジョン」(平成 26 年 12 月 25 日策定)において、それぞれ平成 29 年度末までに待機児童を解消する方針を打ち出しています。区市町村においても、これを踏まえた目標を設定し、多様な保育サービスを拡充させ、待機児童の早期解消を図っていくことが求められています。その際、今後も女性の社会進出や働き方の多様化等により、更なる保育ニーズの増加が見込まれることから、量の見込み・確保策を適宜見直すなど、待機児童ゼロが継続できるように取り組んでいく必要があります。

3 事業主の役割

(雇用環境の整備)

育児休業や子供の看護休暇の取得促進、勤務時間の短縮措置など、各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい、仕事と生活の両立が可能な職場環境づくりに努めることが求められています。

次世代法に基づき、事業主の社会的責任の一環として、一般事業主行動計画を策定し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組等を実施していくことが必要です。

(企業の社会的責任)

企業には本来の業務活動のほか、環境保全、社会貢献、消費者保護など、多くの社会的責任を果たしていくことが求められています。子供・子育て支援においても、就業体験の受入など、次代を担う人材を育てていく環境を整えることは、企業の重要な役割です。

4 地域社会・都民の役割

(子供・子育て支援)

すべての子供が障害の有無や生まれ育った家庭環境などにかかわらず大切にされ、健やかに成長できるよう、一人ひとりの都民が、子供の育ちや子供・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めていくことが必要です。

(児童虐待の防止)

児童相談所及び子供家庭支援センターに寄せられる児童虐待相談件数は増加が続いています。虐待をしてしまう保護者自身が子育てに悩んでいるなど、何らかの支援を必要としている場合も多く、周囲の人などがSOSにいち早く気づき、支援につなげるなど手をさしのべることが大切です。

児童虐待の防止等に関する法律には、国民の通告が義務付けられています。何か様子がおかしいと感じたり、気になることがあったら、どんなに些細なことでも児童相談所や子供家庭支援センターに通告することが重要です。

(関係機関や企業等と行政との連携)

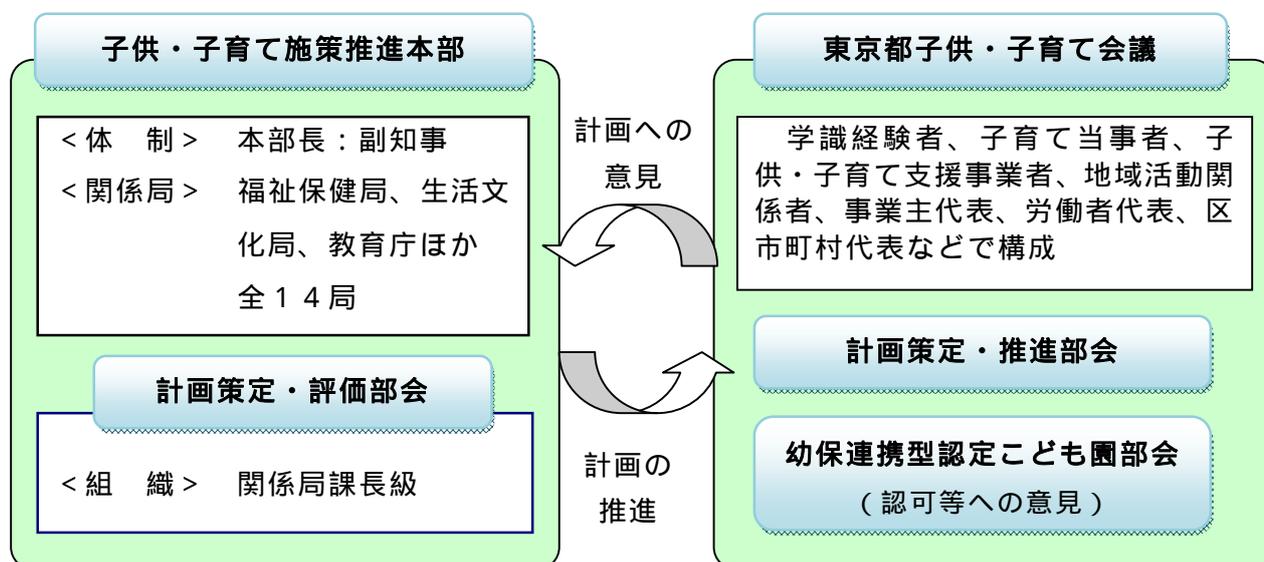
民生・児童委員や地域の子育てグループ、NPO 団体、各種ボランティア組織等の活動を通じて、子育て家庭と子育て経験者との連携を図るなど、まずは都民一人ひとりや関係団体等が、子育て支援の当事者意識を持って、地域全体で子育てをする社会に参加することも重要です。

また、既に構築されているネットワーク等を活かしつつ、関係団体や企業等と行政のより一層の連携や協働が求められています。

5 計画の推進体制

「東京都子供・子育て会議」及び「子供・子育て施策推進本部」において、

子供・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています。



6 進捗状況の評価・公表

東京都が取り組む子供・子育て支援施策を実効あるものとするため、主要施策については毎年その進捗状況を点検し、公表します。

計画期間中は、対象事業の進捗状況、事業効果等を評価するため、毎年度、東京都子供・子育て会議において、客観的かつ専門的な立場からの意見交換・調査審議を行います。

(1) 点検・評価

計画の実施状況について、個別事業に係る数値目標の推移や、施策に関する各種調査などにより、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体および目標ごとの成果（アウトカム）についても点検・評価します。

(2) 評価指標の設定

子供・子育て支援施策の推進に当たっては、利用者の視点に立ち、柔軟かつ総合的に取り組んでいく必要があります。そのため、子供・子育て施策推進本部において、東京都子供・子育て会議の意見を踏まえ、利用者の視点に立った指標を計画全体と目標ごとの2段階で設定します。

【評価指標の考え方】

計画期間終了時の評価に向け、計画全体の指標を設定する。
毎年度の事業評価に向け、目標ごとの指標を設定する。

毎年度の事業評価は、進捗状況管理と並行して行う。

毎年度の事業評価の際には、目標ごとの指標だけでなく、本計画において定める目標事業量の進捗についても参考とする。

(3) 評価の実施

子供・子育て施策推進本部において、計画の進行管理や関係部署との連絡調整を行うとともに、計画の実施状況の点検・評価を開かれた過程で行うため、東京都子供・子育て会議において調査審議します。

(4) 進捗状況及び評価結果の公表

計画の進捗状況及びその評価結果に係る資料については、東京都公式ホームページ等により公表することとします。

目標を掲げている取組 一覧表

項目	平成25年度実績	平成31年度目標	担当局	
妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築 (妊娠届の受理、各種訪問事業等、子育てスタート支援事業、出産・子育て応援事業など)		62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	福祉保健局	
子育てひろば(地域子育て支援拠点)の整備	808か所	地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを62区市町村で実施		
利用者支援事業	12区市(平成26年11月現在)	62区市町村		
学童クラブ事業	登録児童数 89,327人(H26.5.1現在) H22.5.1現在との比較 5,232人増	平成31年度末時点 登録児童数 12,000人増		
通常保育事業	(H26.4.1現在) 保育サービス利用児童数 234,911人	平成30年4月時点 保育サービス利用児童数 40,000人増 (平成26年度を含む)		
多様なニーズに対応した保育や預かり等のサービスの実施 (一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、延長保育事業、休日保育、夜間保育など)		62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備		
病児保育事業の充実	119か所 49区市(23区26市)	160か所		
家庭的養護(養育家庭等、ファミリーホーム、グループホーム)の推進	・1,197人(養育家庭等407人、グループホーム131ホーム790人) 家庭的養護 31.2% ・ファミリーホーム14か所(うち法人型2か所)	・平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割とすることを目指すべき姿として、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していく。 ・29年度までにファミリーホームを21か所(うち法人型8か所)設置する。		
サテライト型児童養護施設の設置	-	29年度までに3か所		
専門機能強化型児童養護施設制度	民間児童養護施設40か所	29年度までに全民間児童養護施設(53か所)		
母子・父子自立支援プログラム策定等事業	17区19市	62区市町村		
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	-	62区市町村		
ひとり親家庭の子供の学習支援の推進 (学習支援ボランティア事業又は生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業の実施)	-	62区市町村		
周産期医療システムの整備	294床	31年度 NICU 320床確保		
短期入所事業の充実	定員数838人(障害者分を含む)	29年度までに220人分の短期入所整備(障害者分を含む)		
児童発達支援センターの設置促進	-	29年度までに10か所増		
放課後子供教室	52区市町 1,101教室	全小学校区に設置		教育庁
総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県順位 [小学生] 男子:18位 女子25位 [中学生] 男子:47位 女子44位	平成31年度に 昭和50年代の水準まで向上		
地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	47区市町村 116クラブ (21区:54クラブ、21市:57クラブ、2町:2クラブ、3村:3クラブ)	32年度 全区市町村で設置		オリンピック・パラリンピック準備局
子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する地域スポーツクラブの拡大	平成26年度事業予定 20地区、20クラブ、20事業	32年度 全クラブで実施		
緑の拠点となる公園の整備	新規開園面積 13.7ha(平成25年度)	平成36年度までに新たに170ha開園	建設局	
こころとからだを育てる活動体験(野外体験・里山体験)の活動広場拠点づくり	-	28年度 モデル公園の基本設計 36年度 8か所		
子育てに配慮した住宅の供給促進	-	27～29年度 認定戸数 1,200戸	都市整備局	

資料編

計画の策定体制

子供・子育て施策推進本部設置要綱

「東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）」に対する意見募集等の状況

東京都子供・子育て会議条例

東京都子供・子育て会議及び計画策定・推進部会の審議経過

東京都子供・子育て会議委員名簿

区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策

計画の策定体制

子供・子育て施策推進本部（平成 25 年度～）

庁内横断組織として、副知事を筆頭とする「子供・子育て施策推進本部」を設置し、同本部のもとに「計画策定・評価部会」を置き、策定を進めました。

東京都子供・子育て会議（平成 25 年度～）

幼稚園や保育所などの子育て支援事業者、子育て中の都民、学識経験者、区市町村の代表者、経済界の代表者など、25 名の委員と 4 名の臨時委員で組織する「東京都子供・子育て会議」を条例に基づいて設置し、都が策定する計画や、施策の総合的かつ計画的な推進に関して検討を行い、ここでいただいた専門的な立場からの意見や指摘を計画に反映させました。

次世代育成支援行動計画懇談会（平成 22 年度～平成 26 年度）

学識経験者、子育て支援活動団体の代表など、12 名の委員で構成する「次世代育成支援行動計画懇談会」を平成 22 年度から 26 年度まで毎年度開催し、次世代後期計画の進捗状況や事業効果等について意見や助言をいただきました。いただいた意見や助言は、東京都子供・子育て会議に報告するとともに、都が計画を策定する上で、参考としました。

子供・子育て施策推進本部設置要綱

平成25年10月15日
25福保子計第356号
福祉保健局長決定

(目的)

第1 次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局の密接な連携により課題を検討し、政策の方向を示すとともに、都民や企業などに対して次世代育成支援の気運を醸成することを目的として、子供・子育て施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(基本方針)

第2 検討及び取組に当たっては、次の事項を基本的な方針とする。

- (1) 企業や都民に積極的に発信すること。
- (2) 機動的かつ連続的な取組とすること。
- (3) 局の垣根を越え、横断的に取り組むこと。

(検討事項)

第3 本部は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 東京都における次世代育成支援の気運醸成に向けた取組に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定に関すること。
- (3) 次世代育成支援東京都行動計画（後期）の推進に関すること（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第6項に基づく「措置の実施状況の公表」に関することを含む。）
- (4) その他、東京都の次世代育成支援対策に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4 本部は、本部長、副本部長及び委員により構成する。

- 2 本部長は、福祉保健局に関することを担任する副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、福祉保健局理事（少子高齢化対策担当）、生活文化局長、教育庁次長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を主宰する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、原則として部長級職員とし、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表1に掲げる者以外の者を委員として指名することができる。

(本部の運営)

第5 本部は、本部長が招集する。

- 2 本部の運営は、福祉保健局、生活文化局、教育庁が連携して担当するものとする。

(意見の聴取)

第6 本部長は、必要に応じて、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。

(部会)

第7 本部に「計画策定・評価部会」を設置する。

- 2 「計画策定・評価部会」の部会委員は、原則として課長級職員とし、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表2に掲げる者以外の者を部会委員として指名することができる。
- 3 部会に部会委員の中から部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、福祉保健局少子社会対策部次世代育成支援担当課長の職にある者をもって充てる。
- 5 副部会長は、生活文化局私学部調整担当課長及び教育庁地域教育支援部義務教育課長の職にある者をもって充てる。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 部会長は、検討事項に応じ一部の部会委員のみを招集し、部会を開催することができる。

(幹事会)

第8 本部の円滑な運営を図るため、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事は、本部長が指名する、原則として課長級職員とする。
- 3 幹事会に幹事の中から本部長が指名する幹事長を置くこととする。
- 4 幹事会は幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、検討事項に応じ一部の幹事のみを招集し、幹事会を開催することができる。

(事務局)

第9 本部の事務局を福祉保健局少子社会対策部に置く。

- 2 生活文化局私学部及び教育庁地域教育支援部は、事務局を補佐する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則(26福保子計第202号)

この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

附 則(26福保子計第472号)

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

別表1 子供・子育て施策推進本部委員

局名	職名
政策企画局	調整部長
青少年・治安対策本部	青少年対策担当部長
総務局	労務担当部長
主税局	税制調査担当部長
生活文化局	総務部長 男女平等参画担当部長 私学部長
オリンピック・パラリンピック準備局	企画調整担当部長
都市整備局	企画担当部長 住宅政策担当部長
福祉保健局	企画担当部長 医療政策部長 保健政策部長 生活福祉部長 少子社会対策部長 事業推進担当部長 障害者施策推進部長
病院経営本部	経営企画部長
産業労働局	産業企画担当部長 商工部長 雇用就業部長
建設局	企画担当部長
交通局	企画担当部長
教育庁	教育政策担当部長 都立学校教育部長 地域教育支援部長 指導部長
警視庁	交通部交通総務課長 生活安全部生活安全総務課長 生活安全部少年育成課長

別表2 計画策定・評価部会委員

局名	部名	職名
政策企画局	調整部	政策担当課長
青少年・治安対策本部	総合対策部	企画調整担当課長
総務局	人事部	職員支援課長
主税局	税制部	税制調査課長
生活文化局	総務部	企画担当課長
	都民生活部	男女平等参画課長
	私学部	私学振興課長 企画担当課長 私学行政課長 調整担当課長
オリンピック・パラリンピック準備局	総務部	企画担当課長
都市整備局	総務部	企画担当課長
	住宅政策推進部	計画調整担当課長
福祉保健局	総務部	総合調整担当課長 企画担当課長
	医療政策部	医療政策課長
	保健政策部	保健政策課長
	生活福祉部	計画課長
	少子社会対策部	計画課長 次世代育成支援担当課長 育成支援課長 保育支援課長 家庭支援課長 事業推進担当課長
	障害者施策推進部	計画課長
病院経営本部	経営企画部	経営戦略担当課長
産業労働局	総務部	企画担当課長
	商工部	地域産業振興課長
	雇用就業部	労働環境課長
建設局	総務部	計画担当課長
交通局	総務部	企画調整課長
教育庁	総務部	教育政策課長 企画担当課長
	都立学校教育部	高等学校教育課長
	地域教育支援部	義務教育課長 生涯学習課長
	指導部	指導企画課長 義務教育特別支援教育指導課長
警視庁	交通部	管理官（交通総務課課長代理）
	生活安全部	管理官（生活安全総務課課長代理）
	生活安全部	管理官（少年育成課課長代理）

東京都子供・子育て会議条例を公布する。

東京都子供・子育て会議条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二十五条の規定に基づき、知事の附属機関として東京都子供・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 会議は、子ども・子育て支援法第七十七条第四項各号並びに認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(組織)

第三条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第七条第一項の子ども・子育て支援に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第五条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、知事が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第六条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は二人とし、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第七条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第八条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、当該部会における審議の経過及び結果を会議に報告する。

- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その議決により部会の議決をもって会議の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第九条 会議に幹事十人以内を置き、うち一人を幹事長とする。

- 2 幹事長及び幹事は、知事が任命する。
- 3 幹事長及び幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(書記)

第十条 会議に書記を置く。

- 2 書記は、知事が任命する。
- 3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定(認定こども園法に係る部分に限る。)は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「認定こども園法改正法」という。)の施行の日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(認定こども園法に係る特例)

- 2 会議は、一部施行日前においても、認定こども園法改正法による改正後の認定こども園法(以下「新認定こども園法」という。)第二十五条の規定によりその権限に属させられる事項(新認定こども園法第十七条第三項の規定に係るものに限る。)について調査審議することができる。

東京都子供・子育て会議及び計画策定・推進部会の審議経過

	開催日	検 討 事 項
第1回 全体会議	平成25年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度について ・東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定について ・東京都の幼児教育・保育等の状況について
第1回 計画策定部会	平成25年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本理念、施策の方向性と取組事項について
第2回 計画策定部会	平成26年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本理念、施策の方向性と取組事項について <li style="padding-left: 20px;">第1回計画策定部会の意見を踏まえて
第3回 計画策定部会	平成26年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <li style="padding-left: 20px;">幼児期の学校教育・保育の充実 <li style="padding-left: 20px;">地域の子供・子育て支援の充実
第4回 計画策定部会	平成26年7月4日 第2回全体会議と同日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <li style="padding-left: 20px;">妊娠期からの切れ目のない支援 <li style="padding-left: 20px;">次代を担う子供達の教育、育成支援 <li style="padding-left: 20px;">子育てしやすい環境の整備
第2回 全体会議	平成26年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の認可基準について ・計画部会における検討状況について
第5回 計画策定部会	平成26年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <li style="padding-left: 20px;">特別な支援を必要とする子供や家庭への支援
第3回 全体会議 第6回 計画策定部会	平成26年10月10日 合同開催	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育、地域子供・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」
第7回 計画策定部会	平成26年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <li style="padding-left: 20px;">子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上 ・子供・子育て支援施策の推進体制
第8回 計画策定部会	平成27年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
第4回 全体会議	平成27年3月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）について

区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策

平成27年 月現在



区市町村の子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策は、以下のとおり。
 都の量の見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分の別により、次のとおり定める。

1号認定……区市町村計画の合計(下記1)

2号認定・3号認定……区市町村設定区域別の数値(下記2)。ただし、「確保方策」について、平成29年度末までに待機児童が解消されるよう調整する。

〔平成29年度において、量の見込み(X) 確保方策(Y)とならない区域において、不足する確保方策の1/3を平成27年度から29年度までの各年度に加算する。〕
 $X = 2号認定(教育ニーズの1/2 + 保育ニーズ) + 3号認定$ $Y = 2号認定 + 3号認定$

1 都全域(1号認定に係る設定区域)

(単位:人)

	1号認定	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度					
		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定			
		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1・2歳	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1・2歳	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1・2歳	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1・2歳	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1・2歳		
都全域	量の見込み(a)																						
	確保方策	特定教育・保育施設 1																					
		確認を受けない幼稚園 2																					
		特定地域型保育事業 3																					
	(b)	認可外保育施設 4																					
	(b-a)																						

- 1 認定こども園、幼稚園、保育所
- 2 幼稚園のうち、施設型給付の対象としての確認を受けず、私学助成(一般補助)の対象となる施設
- 3 家庭的保育事業、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
- 4 認可外保育施設のうち、認証保育所など、一定の施設基準に基づき運営費支援等が行われている施設

2 区市町村設定区域(2号認定・3号認定に係る設定区域)

(単位:人)

	1号認定	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度					
		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定			
		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1・2歳	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1・2歳	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1・2歳	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1・2歳	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1・2歳		
千代田区 合計	量の見込み(a)																						
	確保方策	特定教育・保育施設																					
		確認を受けない幼稚園																					
		特定地域型保育事業																					
	(b)	認可外保育施設																					
	(b-a)																						
(内訳) 区域	量の見込み(a)																						
	確保方策	特定教育・保育施設																					
		確認を受けない幼稚園																					
		特定地域型保育事業																					
	(b)	認可外保育施設																					
	(b-a)																						
(内訳) 区域	量の見込み(a)																						
	確保方策	特定教育・保育施設																					
		確認を受けない幼稚園																					
		特定地域型保育事業																					
	(b)	認可外保育施設																					
	(b-a)																						